

第一百八十回 參議院財政金融委員

平成二十四年三月二十九日(木曜日)

午前十時開會

出席者は左のとおり。

卷之三

委員

國務大臣	金子洋一君	大塚耕平君
内閣総理大臣	川上義博君	川崎稔君
財務大臣	玉置一弥君	櫻井充君
大臣	広野ただし君	藤田幸久君
安住淳君	愛知治郎君	鴻池祥肇君
野田佳彦君	藤井基之君	中山恭子君
若林竹谷とし子君	林芳正君	西田昌司君
大門実紀史君	藤井俊治君	中西健治君
中西健治君	若林健太君	

國務大臣  
（内閣府特命担当大臣（金融））

自見庄三郎君

参考人	日本銀行総裁	白川 方明君	中小企業庁長官	宮川 正君
			国土交通省土 地・建設産業局 次長	鈴木 正徳君

る法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として内閣府大臣官房審議官神田裕二君外九名の出席を求め、その説明を聽取することに御異議ございませんか。

内閣府副大臣  
内閣府副大臣  
財務副大臣  
厚生労働副大臣

石田中塚勝之君  
藤田一宏君幸久君  
辻泰弘君

日本銀行理事 中曾 宏君

内閣府大臣政務官  
財務大臣政務官  
経済産業大臣政務官

大串 博志君  
三谷 光男君  
北神 圭朗君

臨時措置に関する法律の一部を改正する法律  
(内閣提出、衆議院送付)

事務局側  
常任委員會專門  
員

大鳴 健一君

税特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）閣法第三号

内閣府大臣官房  
審議官

神田 裕二君  
杉原 茂君  
梅溪 建見君

提出、衆議院送付)  
税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提  
衆議院送付)  
行等の株式等の保有の制限等に関する法律の

官企画部総務企画課  
金融庁検査局長

桙淳 慎川君

（内閣提出、衆議院送付）

○委員長(尾立源幸君) たゞいまから財政金融委員会を開会いたします。  
政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案及び株式会社企業再生支援機構法の一部を改正す

両案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。  
質疑のある方は順次御発言願います。  
○櫻井充君　おはようございます。  
金融円滑化法の質問の前に、一点、消費税のことについてお伺いしておきたいと思いますが、消費税の増税ということは財政再建に資するのかどうかということでございまして、実は、平成九年に消費税を三%から五%に引き上げました。

公債の発行額はどうだったのかというと、平成八年は二十一・七兆円でした。平成九年、消費税の増税を行った年には公債の発行額は十八・五兆円に減るわけですが、このときには、特別減税を打ち切るとか、それからサラリーマンの皆さんへの医療費の窓口負担を一割から二割に引き上げ、公共事業費を削減する等で、国として全体で九兆円のプラスになっています。九兆円のプラスになっているんですが、公債の発行額は前年と比較して三兆円しか削減できておりません。そして、翌年から、平成十年からどうなるかというと、公債の発行額は三十四兆円になり、その次の年は三十七・五兆円になっていきます。つまり、消費税を三%から五%に引き上げて約五兆円ぐらいのプラスになつておりますが、公債の発行額はむしろ増えてきております。

つまり、この点から考えてみると、果たして消費税の増税というのが財政再建に資するのかどうかというのは、過去の歴史から見るとどうも疑わしいんではないのかと思つていますが、この点について、いかがでしようか。

○副大臣（藤田幸久君） 委員が一番お詳しい内容でござりますけれども、数字の面から今おっしゃつていただきしたことについての御説明をいたしますと、今おっしゃつていただきました二十一・七兆円、平成八年度が、今度九年度で十八・五兆円に減少いたしました、国債発行額は。ところが、平成十年度においては、財政構造改革法の下、一般歳出の予算額が〇・六兆円削減されたと。したがいまして、当初予算においては国債発行額が十五・六兆円に減額をされたわけでござります。

しかしながら、この消費税の増税とは別に、ある意味ではそれ以上の大きな影響があつたと想いますけれども、アジアの通貨危機あるいは金融システムの不安を受けて、経済対策の補正予算を一定程度にわたって編成をいたしました。そんな関係で、公債発行額が十八・四兆円増加したことから、先ほどおっしゃつていただきましたような国

○櫻井充君 それだけでは説明が付かないんですね。なぜならば、アジアの通貨危機というのは、まあ一年とは申し上げませんが、そうであつたとすれば、翌年は三十四兆円、そしてその次の年が三十七・五兆円、二年か三年であれば分かります。しかし、その後ずっと三十兆円台を維持して、平成十三年に小泉内閣が誕生したときに三十兆の枠を定めましたが、このときには、NTTの株の売却益とか、要するに埋蔵金を全部使ったから何とか三十兆維持したのであって、その後しばらくずっと三十兆円台が続くわけですね。

ですから、単純にそのアジアの通貨危機だけでは私は説明できるものじゃないと思いますよ。この点についていかがですか。

○副大臣(藤田幸久君) その三十兆円台で推移をしたということについてでございますが、一つは、今回とちょっと違つておりますが、一つ知りとおり、消費税引上げに先立つて所得税の恒久減税と一緒に措置されていたという点が一つございます。その上で、その後三十五兆円台で国債発行額が推移をしたということについては、歳入面と歳出面と両方の原因があるというふうに思っております。

歳入については、税収が平成八年度の五十二兆円に対して平成十六年度は四十六兆円まで、六兆円減少しています。これは幾つか要因がありますて、一般会計分の消費税収が税率引上げに伴つて四兆円程度増加をしたわけでございますが、一方で先ほど申しましたアジア通貨危機、金融破綻等がありまして、と同時に、平成十一年度の所得税の最高税率の引下げ、それから定率減税、これが三兆円マイナスでございますが、それから平成十一年度、十一年度の法人税率の引下げ、これが二兆円のマイナスということで、かなり大規模な所得減税と法人減税があったということをございます。

これが歳入面でございまして、そして、御承知

のとおり、歳出面についてでございますけれども、平成八年度の七十九兆円から、随時、経済政策の実施によりまして、平成十一年度から十二年度にかけては八十九兆円まで減少したわけですが、これは平成八年度と比べますと、六兆円程度増加しているということでござります。

数字を詳しく述べるということでござりますので、詳しく述べると、公共事業関係費が平成八年度から十六年度にかけて四兆円程度減少いたしました。それから、他方、社会保障関係費は平成八年度から十六年度にかけて五兆円程度増加いたしました。それから、地方交付税については、定率減税、法人税減税の地方税への影響の補填のために、平成八年度から十六年度にかけて四兆円程度増加をしております。それから、国債償還について、公債残高の増加に伴つて平成八年度から十六年度にかけて一兆円程度増加をしておりました。

したがいまして、消費税率の引上げによる增收があつた一方で、歳入面は先ほど申しましたアジア金融危機等々があり、歳出面ではこの社会保障費や財源不足等に対する地方交付税の増加といった要因がございまして、したがいまして、平成十一年度以降十六年度まで高止まりしているという状況でございます。

○櫻井充君 まあ与党ですから、これ以上やめておいた方がいいんでしょうか。

今のことでまず一つ申し上げておきたいのは、そうすると、直間比率は見直しをしましたということに多分なるんだろうと思うんですね。ですから、その直間比率を見直す中で所得税の減税を行つたときに、その減税の効果の大きかつた人は高額の所得者だと思います。一方で、消費税率を引き上げたときに誰に一番影響が来るのかといふと、これは低所得者に影響が来るわけであつて、このときの税制改正というのは一体何が起つたのかというと、低所得者に厳しく、そして高額所得

得者に甘くなつていつたということだと思います。この結果何が起つたかというと、低所得者の人たちというのは、貯蓄ができず、ほとんど全てが消費に回るわけですが、その人たちが更に消費が落ちてくるようなことになつていくわけであつて、消費の拡大を目指していくとか、それから、物価の上昇といいますか、デフレをどう脱却するのかということから考えてみると、私は、むしろマイナスの効果の方が大きかつたんじゃないのかなど、そう思つています。

財政再建のところでもう一つお伺いしておきたいのは、財務省のやり方は、結果的には分子の借金の絶対額を減らそうと今までやつてまいりました。ですから、単年度の財政再建をやろうとして支出を抑え込もう、抑え込もうとした結果、結果的には、どう言つたらいいんでしょうか、縮小均衡の方に向かっていくわけですね。本来であれば、分母が大きくなれば別に財政再建できるわけであつて、この分母のGDPが伸びてこなかつたということがこの国の最大の問題なわけです。じゃ、なぜGDPが伸びてこなかつたんでしょうか。

○副大臣(藤田幸久君) 経済成長戦略等々についても対応してきたんだろうと思っておりますけれども、その部分についての対応がやはり、いろいろ政策努力をしたわけでござりますけれども、十分機能していなかつたということだろうと思いますし、その分母を大きくする部分というのは非常に重要だらうと思つておりますので、今度の社会保障と税の一体改革に関しましても、今までいわゆる三経費といつておりましたものに加えて、子ども手当といいますか、子育て支援といいますか、いわゆる生産人口・納税人口を増やすという意味での分母を増やすという政策が入つてゐる、そいつたことを更に充実すべきだらうと私も非常に強く思つております。

○櫻井充君 私は、原因はまず大きく一点あると思つてゐるんですが、その一点は何かといふと、

過度な価格競争をやらされ過ぎなんだと思うんですね。これは小泉・竹中改革で何て言われたかと要するに競争すれば幸せになれると言いましたが、その当時、要するに価格競争に全部走つてしまつたわけですね。価格が下がれば当然利益率が落ちるわけです。利益率が落ちるから納税額が減るというのは、これ当然のことなんだろうと思つてゐるんです。もういいかげん過度な価格競争をやめない限り、税収の増加というのはないんだろうと思ってゐるわけですよ。

ところが、公正取引委員会は何て言つてゐるのかといふと、企業の使命はいいものを安くだと。

これは全く違つていて、いいものを適正価格で売ることなんだと、そこに入つていかなきやいけないわけ

んだと、そこに入つていかなきやいけないわけ

ですよ。ところが、財務省の今やつていることと

いうのは一体何かといふと、とにかくみんな縮小

均衡、縮小均衡の方に向かつていくわけですね。例えれば、今回の診療報酬改定の中でも、先発医薬の長期収載品の報酬を一〇%引き下げるといふ話をするわけです。これ一〇%引き下げるところに、二千五百億か三千億か分かりませんが、この程度は医療費が削減できるかも知れないけれど、一方で申し上げれば、今度はその先発医薬メーカーの納稅額が、粗い試算ですが、一千六百億程度減るんだろうと、そういうふうに言われております。

つまり、こうやつて税収が落ちるような対策ばかり取つてきたから税収が伸びない。その結果何をやるのかといふと、社会保障だとはいながら、財政再建のために消費税を上げなきやいけないようなことになつてくる。まずは構造を変えたためには何をやるのかといふと、価格をどう上げいくのかといふ議論をしていかない限り何ともならないんだと私は思つていますね。

それから、もう一点は、アメリカの例を見る

と、リーマン・ショックの後に物価が随分下落したわけです。日銀の金融政策でやれと言つた方が随分いらっしゃいますが、一方で、あの当時、FRBは大幅に金利を引き下げていくわけですね。一

年半掛けゼロ金利政策にして、QE2も実現しま

すが、物価は上がりませんでした。

一方、何が上がつたのかといふと、貯蓄率が上

がつたんですね。貯蓄率が上がって、結果的に

は、要するに消費が落ちるから物価が下がつてい

くことになるのであって、日本人の場合にはお金

を持つてないわけではありません。約一千四百

五十兆円の金融資産があつて、これが回つていか

ないわけです。なぜ回つていかないのかといふ

と、将来の不安があるからだと。もうこの二つしか理由がないんですね。一つは、老後の生活資金ですよ。それからもう一つは、病気や不時の災害への備えということで皆さんが貯蓄に走つてきて

いる。

ここを解決しない限り、恐らく経済は良くなら

ないんですよ。そこに對して十分な政策が取れて

いるかといふと、必ずしも取れていないから今の

ような状況になつてゐると思つてゐるんですが、

この点についていかがでしよう。

○副大臣(藤田幸久君) 金利が安いといふような

ことがいろんな意味で、例えばチエーン店が地方

にも出てきている。例えれば、櫻井先生御専門の、

歯科医療機関が随分増えているとか、いろいろな

チエーン店が非常に増えてきて地場産業が痛んで

いる。それが過度な価格競争等にも影響してい

ると思つております。ガソリン価格なんかについ

ても、廉売の動きをしてゐる会社がいて公取の扱

いがどうだといふような、この間議論がございま

したが、そんなこともあると思つております。

それから、やはりいわゆる貯蓄が増えてデフレ

傾向が続いてしまうといふことに對する根本的な

政策の対応も必要だろうと思つております。した

がいまして、そういつた構造的な動きに資するよ

うな動きを、財務省もほかの省庁とも協力をしな

がら、日本が持つておられますその金融資産等が市

場等に使われるような形での政策体系といふもの

を更に進めなければいけないというふうに思つて

おります。

○國務大臣(自見庄三郎君) 櫻井議員にお答えを

いたします。

金融円滑化の効果についていかにと、こういう

おつしやつていただきましたが、金融円滑化に基づく貸付

条件変更等の実行率は九割を超える水準となつて

いるなど、金融機関の円滑化への対応は基本的に

は定着したというふうに考へております。また、

私自身も、全国の中小企業者団体等から御意見を

伺つてまいりましたが、その中でも、同法により

政策が必要ではないかというふうに思つております。

○櫻井充君 この問題についてはここでやめてお

きますけど、要するに、もう繰り返しになりますが、単年度の財政再建だけ考えるからこうなるんです。将来の税収がどういうふうに上がつていくのかと、その産業政策について勘案していないか

らこうなつてゐると思つていています。

それから、先ほど成長戦略といふ話がありまし

たが、各省庁からばらばら出してきてホツチキスで

止めたような成長戦略をこの十年間ずっとやつて

きて、広く浅くばらまいたって結果的には良くな

らないということであつて、今度、夏に向けて多

分成長戦略を見直すと思いますが、もう少し集中

投下ができるよう、それから今度の七十一兆、四

十四兆の枠の中でそのことが実現できるかといふ

と、私は多分無理なんだと思うんです。

今、仙台市内は絶好調ですけれども、これと

バブルではありませんよ。バブルじゃなくて政策

効果なんですよ。あれだけお金を投じれば、結果

的には良くなつていくんですね。しかも、単価が

全然違つていて、建設作業員の方々の単価といふのが、三・一以前は八千円ぐらいでしたが、現在は一万五千円から二万円ぐらいまで上がってき

ております。これだけお金が入れば、みんな消費

に回していくわけですよ。ですから、縮小均衡に

向かうんではなくて、ある程度のところに集中投

資をしていかなきやいけないということだけ申し

上げておきたいと思ひます。

金融円滑化法について質問させていただきたい

と思いますが、この効果についての総括をまずお

願いしたいと思ひます。

○國務大臣(自見庄三郎君) 櫻井議員にお答えを

できなんんですよ。

ところが、今までどうだったのかといふと、条件変更を行ふとみんな不良債権になるわけですね。不良債権になつた際に、今度は過度な引当金を積まされるから過少資本になつて、金融機関

が、例えば足利銀行のように潰されるというみな意識を持つたからこういった施策ができなかつたというところに大きな問題があるんだと思つてゐるんですよ。

アメリカから間接債却じや駄目で直接債却をしろということを随分言わましたが、じゃ、アメリカはリーマン・ショックの後一体どういう対応をしてきたんでしようか。まず一つは、証券化商品の処理についてアメリカはどういう対応をしてきましたか。

○政府参考人(森本学君) お答えいたします。

証券化商品の会計処理につきましては、日米とも原則として時価で評価することになつておるわけですが、実際の売買事例が極めて少ない場合等につきましては理論値による評価ができるということになつております。

リーマン・ショック後、アメリカのSECは二〇〇八年九月に解釈指針を公表いたしまして、サプライム関連の証券化商品のように市場の流動性が枯渋いたしまして市場価格が極端に低下した場合には、必ずしも市場価格による必要はなく、理論値により会計上処理できるという旨を明らかにしております。

我が国におきましても、同年十月に同様の内容の基準を公表したところでございます。

○櫻井充君 要するに、市場で売買されないと言つていますが、結果的にはもう紙くず同然になつたものがあるわけですよ。紙くず同然になつたものは理論値の大体八掛けぐらいで評価をして、これ相当インチキなんですよ。で、引当金を二割程度積んで、アメリカの会計基準違いますから、バランスシートからこれを落とすことによつて不良債権全部なくしたように見えていますが、実際はまだこの問題は解決していないんだと、私はそう認識しています。

何を申し上げたいのかというと、これを全部価でやつたら大変なことになるんです。もう本当に金融機関はみんなアウトになつていたと思いますよ。そこをうまく逃げ切るためにこうしたこと

をやつてきたんですね。

もう一つ、住宅の価格が下落いたしましたが、商業用不動産の価格も下落いたしました。ここは三年から五年の間の借換えなんですが、これの処理はどうしていますか。

○政府参考人(細溝清史君) 米国の商業用不動産関連ローンでございますが、こうした商品につきましては、それを証券化するというスキームを付けていることが多いと聞いております。それで、その証券化した商品をCMBSと申しますが、そ

れにつきましては、例えば金融機関が原資産である商業用不動産の返済期限を延長する、例えばリスクケをするとした場合に、オプション行使してその証券化商品の償還期限を延長するという形を取つておるという商品設計でござります。そうした形で米国の金融機関はいろんな対応をしておるのではないかというふうに推察しております。

○櫻井充君 そうなんですよ。要するに、リスケをやつしているんです。もうこれは借換えができるないから、だからリスクをして、こういった企業を救済してきているんですね。

こうやってアメリカはこのショックを和らげるような努力をしてきたわけですが、日本の場合にはどうだつたのかというと、駄目な企業だと全部認定されて、とにかく次から次に潰せといふことになつてきて、逆に言えば、企業が潰れていけば潰れていくほど金融機関は苦しくなるんですよ。このことで悪循環を呼んできいて、やつと、実はこの金融円滑化法の前の年の十一月七日に通知が出で、リスケを行つても不良債権じゃなくてもいいですよ、これが出てからがらりと変わるわけです。

つまり、何を申し上げたいのかというと、金融システムそのものに日本は大きな問題点があつたから経済が活性化しないんだろうと私は思つてゐるんです。これは金融円滑化法が実はあつてもなくとも同じなんですよね。その前の年の十一月の七日にルールが変わつてあるからです。

法律で担保する必要性があつて、これはアナウ

ンスマント効果が大きいから延長した方が私はいと思つてますが、大事な点は、竹中さんたちが作つてきた金融のルールを抜本的に変えない限りは、この国は良くならないということなんですね。

その点で申し上げておけば、こうやつてリスケをして、リスクをしたものは不良債権でなくなっていますよ。だけど、債権分類そのものは本質的に変わつてしまふからね。この債権分類を本質的に変えないと、私は金融機関が安心して貸出しができないんじやないか。日銀があれだけ金をじやぶじやぶ出したって、どこで目詰まりを起こしてあるのかというと、金融のルールが悪いから、金融機関から民間に貸出しができないんですよ。

これは、特に小さい金融機関であればあるほど苦しんできています。金融庁は信組とか信金とかが自己資本比率が一二%程度になつているから貸せると言つてますが、あの人たちは自己防衛的になつこまで高くしているのであつて、本当であれば何もあんなところでBIS規制なんて置く必要性ないわけであつて、国際的取引もしていないんだから。このところをえない限り、私は社員が良くならないと思ひますけどね。

○政府参考人(細溝清史君) 皆さんはBIS規制を健全性の指標だとおっしゃいますが、これ元々の導入の動機は全然違いますよ。日本の金融機関の貸出しが物すごく膨らんだものだから、どうやつて抑え込むか

といふことでこのBIS規制を導入してきただけの話であつて、何回も聞いていますけれども、これが理論的にどうして健全性の指標、指標といふよりも健全性を担保すると言つた方がいいんで

しょうか、そういうルールになるのか、私には全く理解できません。

ですから、四%でさつきレバレッジが二十五倍とか、そういう問題じやないんですよ。元々、いりますが、BIS規制というのは、日本の金融機関の貸出しをどう抑え込むかのために作られたルールなんですよ。これを金科玉条のごとく健全性、健全性と言つてきてるところに根本的な問題があるんですよ。こんなもの、要するに、スキームの板の長さを変えられてジャンプで負けるとか、そのときと同じようなルールを導入されてきていることをきちんと守り続けなきやいけないよ

うなことをやることが根本的な間違いなんですよ。これは、国際的な取引をやつてゐるところは仕方がないと思いますよ。これは。しかし、それ以外のところに對してこんなくだらぬルールをやつてゐるから、いつまでたつても良くならないんですよ。

自見大臣、ここを抜本的に見直さないと何ともならないんですよ。大臣。このところのBIS規制、金融検査マニュアル、それから債権分類、

ここを変えるべきでないんです。要するに、企業からすれば金利さえ払つていりやいい企業なんですよ。だつて、銀行はどうせどこかに必ず金を貸さなきやいけないんだから。だから、そういう姿勢に変えていかない限り、私は、中小企業なりなんなりというのは金が回らない。この国は中小企業が支えているんですから、こちら辺を思い切つて変えてくださいよ、大臣。

○國務大臣(自見庄三郎君) 櫻井先生御存じのように、中小企業金融円滑化法案というの、これ実は二年半前の政権交代したときの、六つ、民主党と社民党と国民新党と政策、共通公約を作りました。

私はたまたま国民新党の政調会長でしたからよく覚えておりますけれども、その中の一つにこの貸し渋り、貸し剥がし、中小企業の、それを防いでという項目を入れて、それまでたしか野党でございましたが、参議院を通った法律がございまして、これは非常にやっぽり日本の中小企業、今生言われましたように四百二十万社ございまして、一千八百万人の方が中小企業で職を得ております。

私も二十数年前、私事で大変恐縮でございますが、通産政務次官をさせていただきまして、当時、衆議院から行つた通産政務次官は中小企業を一年三ヶ月やれということで、中小企業金融から小企業金融円滑化法案を出したわけであります。

先任の亀井静香前大臣に聞いたたら、大変金融界で反発が強かった、こういう法律を出すこと、といふ話を聞いたことが何度もございますが、しかし、今度は一回延長させていただきまして、だんだん金融界の方々も物の考え方は少し私は違つてきたんではないかというふうに総括して

見てございますが、しっかりと拳々服膺しながら、やはり一番基本的には、小泉さんの行った市場原

理主義的な政策をやつぱり変えろということで政権交代したわけでございますから、政権交代の原点に立つてしまつかり勉強させていただきたいといふふうに思つております。

○櫻井充君 もう時間がないので、もう一度大臣に申し上げておきますが、今の金融円滑化法の問題に申し上げておきますが、これは非勉強していただきたいのは、BIS規制と金融検査マニエアルと債権分類なんです。このところを教えていただきかな

いと、なかなか金が回らないんです。

いずれにしろ、財政政策とかそれからこの金融政策、もうちょっとえていていかないとなかなか社会が良くなつていかないんじゃないのかなという

ことを申し上げまして、私の質問を終わります。

○大久保勉君 民主党的の大久保勉でございます。

JALの再生に関して、企業再生支援機構法改正法に関する内閣府にお尋ねします。

JALの再生に関する件について、企業再生支援機構の専門性が私は高く評価されていると思います。現在のJALの財務状況と今後の再上場の可能性に関して質問したいと思います。

また、本来の目的であります地域経済の活性化に資するような案件に関して、これまでどのようにして質問したいと思います。

○政府参考人(梅澤健児君) お答え申し上げます。

JALにつきましては、企業再生支援機構の支援の下、不採算路線からの撤退、ジャンボ機の退役など機材のダウンサイジングなどを着実に進め

てまいりました。その結果、営業利益につきましては、平成二十二年度は約千八百八十億円を達成いたしまして、二十三年度も四月から十二月で約一千六百二十億円を計上し、通年では一千八百億円程度を達成できる見通しでございます。このよ

おりまして、今先生が言いましたのもなかなか卓見でございますが、しっかりと拳々服膺しながら、

やはり一番基本的には、小泉さんの行った市場原

理主義的な政策をやつぱり変えろということで政

権交代したわけでございますから、政権交代の原点に立つてしまつかり勉強させていただきたいといふふうに思つております。

○櫻井充君 もう時間がないので、もう一度大臣に申し上げておきますが、今の金融円滑化法の問題に申し上げておきますが、これは非勉強していただきたいのは、BIS規制と金融検査マニエアルと債権分類なんです。このところを教えていただきかな

いと、なかなか金が回らないんです。

いずれにしろ、財政政策とかそれからこの金融政策、もうちょっとえていていかないとなかなか社会が良くなつていかないんじゃないのかなという

ことを申し上げまして、私の質問を終わります。

○大久保勉君 民主党的の大久保勉でございます。

JALの再生に関する件について、企業再生支援機構法改正法に関する内閣府にお尋ねします。

JALの財務状況と今後の再上場の可能性に関して質問したいと思います。

また、本来の目的であります地域経済の活性化に資するような案件に関して、これまでどのようにして質問したいと思います。

○政府参考人(佐藤慎一君) 公庫法上、危機対応

県のバス会社、島根県の底引き網漁業者などが含まれており、地域経済の活性化に資する案件についても取り組んでいるところでございます。

御審議いただいております法案を成立させていただき、支援決定期限を延長した場合においても、こうした地域経済の活性化に資する案件についても取り組んでまいりたいと考えております。

○大久保勉君 JALの再生に関する民主党政権になつて初めての本格再生案件というところで、是非成功させていただきたいと思っております。また、本来の中小企業の支援、しっかりとやってほしいと思います。

○政府参考人(梅澤健児君) お答え申し上げます。

JALに対して、日本政策金融公庫は、危機対応融資として政策投資銀行から

JALへ貸付金六百七十億円の損失金額補償として、四百七十億円を政策投資銀行に支払っております。これに関して質問したいのですが、危機対

融資に関連して、毎年度ごとの政策金融公庫の補償金支払金額及びその件数は幾らになつていま

すか。また、その支払金額が多い銀行の上位三行は百五十万五千件、金額は二十七兆一千億円でござ

うに、二年連続で千八百億円規模の営業利益を達成できる見通しとなつております。

機構におきましては、法律上、支援決定から三

年以内に支援を完了するよう努めることとなつて

いるため、平成二十五年一月がエグジットの期限

となつております。再上場を有力な選択肢の一つ

として取組を進めているものと承知いたしております。

引き続き、JALにおいては支援の完了

に向け、高収益体质の確立に向けた経営に取り組んでいただきたいと考えております。

お尋ねがございました。

企業再生支援機構は、JALなどの大型案件を手掛ける一方で、中小企業案件について十一件、病院案件について五件の支援を行つており、合わせますと二十三件の支援実績のうち十六件、約七割が地域に密着した案件になつております。この中には、青森県のしめさばなどの加工業者、福島県のバス会社、島根県の底引き網漁業者などが含まれており、地域経済の活性化に資する案件についても取り組んでいるところでございます。

御審議いただいております法案を成立させていただき、支援決定期限を延長した場合においても、こうした地域経済の活性化に資する案件についても取り組んでまいりたいと考えております。

○大久保勉君 三行を聞いたんですが、二行しか

ございませんが、二百八十二件、八十三億円と

なつてございます。

あわせまして、支払の多い銀行ということで、

危機対応業務を行います指定金融機関

といふのは、現在二行でございます。

日本政策投資銀行と商工組合中央金庫でございまして、累計額、日本政策

投資銀行四百七十五億円、商工組合中央金庫百六十億円となつてございます。

○大久保勉君 三行を聞いたんですが、二行しか

ございませんが、二百八十二件、八十三億円と

なつてございます。

あわせまして、支払の多い銀行ということで、

危機対応業務を行います指定金融機関

といふのは、現在二行でございます。

日本政策投資銀行と商工組合中央金庫でございまして、累計額、日本政策

投資銀行四百七十五億円、商工組合中央金庫百六十億円となつてございます。

○政府参考人(佐藤慎一君) 公庫法上、危機対応

融資を行つ場合に指定金融機関制度という制度を

取つております。このことは、実際適用しているのは二行しか

ございませんが、二行しか



プを期待しております。

続きまして、配付資料を御覧ください。「金融庁が進出のネック」ということで、こういう記事がありました。金融ファクシミリ新聞、皆さん御存じない方が多いかと思いますが、金融機関に勤めていて、いわゆるトレーディングとか若しくはデイリングをやった人、若しくはその部署にいた人でこの新聞を知らなかつたら潜りと言われています。ですから、相当影響力がある新聞であります。（発言する者あり）中西委員が、そうだそ

うだとおっしゃつてあります。（発言する者あり）我が国の金融機関は最近、製造業に大きく遅れながらもアジア展開を進めているが、現地の事情を理解していない日本の本部の判断及び指示と、その背景にある金融庁の監督指導が進出で大きな問題となつてゐるとの指摘が現地で目立つてゐると。

要するに、中小企業を含めて日本のサプライチェーンがアジア化しております。日本の金融機関も、それを支援するためにアジアでオペレーションを増やしております。ところが、どうしても日本の金融機関は本部の力が強い。どうして強いかといいましたら、金融庁の管理監督が強いということでおなじみであります。ですから、この銀行であつたり欧州系の銀行でしたら現地の判断で様々なことができてあります。ですから、この辺り、もっと機動的、場合によつては金融庁も現地の事情を理解した監督が必要じゃないかという点です。

これは、自見大臣に短くコメントをいただきたいと思います。一分以内ですね。

○国務大臣（自見庄三郎君）一分以内ということではございますが、各金融機関が海外で展開する際に障害となつてゐる点がないかについて、海外拠点から直接話を聞くことを含めて、隨時ヒアリングをすることをいたしております。一部の金融機関からのヒアリングによれば、海外での事業展開に当たり国内の規制が障害となることはほとんど

なく、むしろ現地の法規制がネックとなつております。

続いてほしいという旨の話を聞いております。

実は、この前、先般、タイのインラック首相がおいでになられまして、私もお会いをしました。

大久保先生御存じかと思ひますけれども、やっぱ

りあそこは、たしかこれはヒアリングベースでござりますけれども、十五しか海外の銀行を認めておりませんで、今度、フランスのクレディアグリコールという世界的に大きな銀行でございますが、これがバンコクの支店を何か閉めるような情報があるというようなことでそういう話題になつたわけでございますが、やっぱりその国の発展状況において、やっぱり現地はいろいろな国益を守るために法規制をしていくところもあるわけでございまして、そういうことも御理解いただきたいと思います。

いずれにいたしましても、各金融機関の責任に於ける適切な経営管理、リスク管理の下で状況に応じた的確な経営判断を行い、その結果として国際競争力、特に、先生御存じの、アジアの繁栄を図ることを期待をしておるところであります。

○大久保勉君 ありがとうございます。是非その方向で進めてほしいと思います。

金融円滑化法の思想といいますのは、しっかりと、本来成長力のあるところ若しくは本業がしっかりと成長しているところを支えるということですかね。是非、円滑化法があるなしにかかわらず、支援をお願いしたいと思います。

次に、厚生労働副大臣がいらしていますが、質問したいと思います。

実は、昨年、厚生年金基金法が変わりました。この年金解散の場合の一括弁済に関して、ある決まりになりました。

もし、例えば五十社の中小企業が厚生年金基金をつくつていて解散した場合に、払えないところにあります。この問題を通じまして厚生年金基金の代行割れの問題が明らかになりました。

厚生年金基金を解散した場合に一括して債務を返済しないといけない、この場合に、中小企業の信用力に大きく影響します。企業によつては債務超過になる可能性があります。また、制度としましては、一括で弁済できない場合は、例えば十年間分割して返済すると、こういったことがござい

ますが、このことに対する金融庁は、いわゆる銀行の与信に大きく影響します、この点で金融庁の認識をまず聞きたいと思います。

このことは、いわゆる銀行の与信にも大きく影響します。また、中小企業政策にも大きく影響しますから、質問したいのは、当然、厚生労働省は金融庁と相談する、経産省、中小企業庁と相談して了承をもらつたということだと思いますが、いつどういう形でもらいましたか。

○副大臣（中塚一宏君）私ども、金融機関に対しましては、顧客企業の置かれた状況をきめ細かく把握をした上でコンサルティング機能を発揮をしていただいて、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮を促しておるところであります。

それで、今先生が御指摘の問題についてという

ことでありますけれども、例えは優秀な技術力が

ある、あるいは優秀な人材がいる。であるにもかかわらず、その本業以外のところでそういう事態に立ち入つたということがあるならば、それが一時的な外的な要因であるということであるとすれば、やはり金融機関はそれぞれの企業の実態に合わせたコンサルティング機能を発揮をし、きめ細かな対応に努めていただきたい、そういうふたことを期待をしておるところであります。

○副大臣（辻泰弘君）これまでの経緯も含めて御答申し上げたいと思いますけれども、いわゆる代行割れ基金について、不足分を分割して返済することで解散できることとした特例措置、いわゆる特例解散は、過去にも平成十七年度から三年間の時限措置として実施されたものでございます。

このときは、分割返済中の残りの事業所でその負担を

穴埋めし、既に一括して返済した事業所について

は倒産事業所の負担の穴埋めについて追加の負担

義務を免れることが基本とされていたものでござります。このため、分割返済中の他の事業所に過重な負担が生じることとなり、負担の在り方について改善が求められていましたのであります。それに沿つた附帯決議も衆議院の厚生労働委員会などでもなされたことがござります。

こういった状況を踏まえまして、昨年成立いたしました年金確保支援法に基づく特例解散におけるものであります。このため、分割返済中の事業所で公平に負担するものとし、分割返済中の他の事業所に過重な負担が生じないようになります。

ましては、分割返済中に事業所が倒産した場合、

事業所間の負担の在り方に於いては、省令では公

平に負担することを求めているものであり、具體

的な負担の在り方については各基金の規約で定め

るものであることから、金融庁等に対して倒産事

業所以外の事業所が負担を負う可能性についてま

では説明はしていらないところでござります。

○大久保勉君 長い答弁の場合はほとんど意味が

ないんですよね。つまり、最後の言葉だけです。金融庁に相談していなかつたということですね。ですから、是非相談してほしいんですよ。

公平に負担を求めるということは、これは間違います。連帯保証ということはそういうことじゃないです。つまり、優良な企業で債務の返済をしたとしても、残りの四十九社が駄目になつたら全部かぶらないといけないということです。ですから、全く公平じゃないです。こういったことをしっかりと議論して、このことがいわゆる企業の経営にどういうふうに影響するか、しっかりと議論してほしいと思います。辻副大臣は、今回の問題に関して本部長という立場がありますから、是非これは、金融庁、中小企業とこれから議論してください。

どういう問題があるか、もう少し申し上げますと、例えば、現在、代行割れの合計は六千億を超えております。A-I-I問題を含めましたら、恐らく五・五%の厚生年金基金は、運用自身、五・五%で運用することは不可能ですから、だんだんだんだん代行割れが増えていますから、簿外債務が膨れ上がるということなんです。このことを是非認識してもらいたいと思います。

そこで、中小企業庁長官に質問したいんですが、こういった問題に対し、簿外債務問題をどういうふうに解決する予定ですか。

○政府参考人(鈴木正徳君) お答え申し上げます。

本件につきましては、一義的には厚生年金基金制度の問題として解決される必要があると考えておりますけれども、やはり本件問題を契機に、中小企業の経営状況が、先ほどもございましたけれども、一時に悪化する場合には、当該基金への追加的な拠出、この資金は私たち融資の対象にな

りませんけれども、一時的な経営の悪化とそのために必要な運転資金等につきましては、一般的な金融政策を通じて、日本政策金融公庫によるセーフティーネット貸付け、こういうものはないです。つまり、優良な企業で債務の返済をしたとしても、残りの四十九社が駄目になつたら全部かぶらないといけないということです。ですから、全く公平じゃないです。こういったことをしっかりと議論して、このことがいわゆる企業の経営にどういうふうに影響するか、しっかりと議論してほしいと思います。辻副大臣は、今回の問題に関して本部長という立場がありますから、是非これは、金融庁、中小企業とこれから議論してください。

どういう問題があるか、もう少し申し上げますと、例えば、現在、代行割れの合計は六千億を超えております。A-I-I問題を含めましたら、恐らく五・五%の厚生年金基金は、運用自身、五・五%で運用することは不可能ですから、だんだんだんだん代行割れが増えていますから、簿外債務が膨れ上がるということなんです。これを認識してしっかりと償却しないといけないということです。だから、これをそのままにしましたら、恐らく五・五%の厚生年金基金は、運用自身、五・五%で運用することは不可能ですから、だんだんだんだん代行割れが増えていますから、簿外債務が膨れ上がるということなんです。このことを是非認識してもらいたいと思います。

そこで、中小企業庁長官に質問したいんです

が、こういった問題に対し、簿外債務問題をど

ういうふうに解決する予定ですか。

○政府参考人(鈴木正徳君) お答え申し上げま

ります。O 大久保勉君 は是非そういった措置をしてください。これは非常に重要な問題だと思います。次に、金融庁に質問したいと思いますが、こういった簿外債務の問題に関する、いわゆる銀行の検査マニュアルなどのような認識になつているのか。また、連帯保証の上限を設けるべきだと思いますが、もし設けなかつた場合に無限の債務を持つつということになります。この辺りに関しても、どういうふうに処理したらいいのか、この辺りに質問したいと思います。

さらに、このことは銀行の貸し渋り、貸し剥がしにつながる可能性がありますから、今回の金融円滑化法にのつとつそれを防ぐことを是非検討してほしいと思います。

○副大臣(中塙一宏君) 会計基準上も金融検査マニュアル上も、一般的に年金制度に解散して追加的な拠出を求められるという場合のその拠出額といふのは、その年度の費用として処理をするといふことになつております。金融機関においては、代行割れ基金が解散をして、先生のおつしやる連帯保証債務を負つてゐる企業といふものに対しても、その債務が一時的な外的要因であるということを踏まえた上で、その企業の実態に合わせたコンサルティング機能を發揮をし、きめ細やかな対応をしていただきたいと、そのように促していくたいと、そう考えております。

○大久保勉君 時間が参りましたので、この問題についてお聞きしますが、是非

確かにJALは、当然ながら日本のフラッグシップのキャリアの一つでありますから、やはり国益のためにも再生は果たしていただきべきであろうとは思われるわけであります。しかしながら、その方法については、やはり市場競争というものを阻害しないような形でできるだけ再生していくのが筋ではなかろうかというふうに思われるわけであります。

特に、この企業再生支援機構の枠組みを使ってJALの案件を受けたということは、そもそもJALの案件を引き受けたということは、そもそも企業再生支援機構の設置のときの法律の理念のつとりますと、この機構というものは元々は、中小企業、中堅企業の再生、地域の再生のために中小・中堅企業の再生のために機構を設置するんだと、そういう法律の理念にのつとつて設置されておりでありますので、大企業であるJALをなぜこの機構の枠組みで使つたかということは、当初から大変批判の的になつたわけでございま

す。

特に、会社更生法を適用いたしましたJALをこの機構で取り扱い、更にこの機構を通じて公的資金を活用しているわけでありますから、この一大企業のJALが、会社更生法の棒引きによる免除の支援と、そして機構を使つた公的資金の支援と、まあダブルの支援を受けているということを考えてみると、平成二十五年一月十九日が機構のエグジットの期限となつております。この日本航空にかかわりますエグジットにつきましては、機構において再上場による株式の売却を有力な選択肢の一つとして取組を進めているところであります。

今、秋とかいうお話をしましたが、その再上場

本日は一時間時間をいただいておりますので、二つの法案、プラス、引き続き、少し後段では、中小企业施策といたしまして、日本政策金融公庫によるセーフティーネット貸付け、こういうものをお越しをいただいておりますので、議論を深めを御利用していただくということで対応したいと考えております。

まず、企業再生支援機構法案の延長の件でござりますけれども、JALの再生のケースで企業再生支援機構が使われたということは、当初からいろいろな批判を生んでいたわけでございます。JALの再生というのは、前原元国交大臣も鳴り物入りで始めた再生の一大案件でございました。

確かにJALは、当然ながら日本のフラッグシップのキャリアの一つでありますから、やはり国益のためにも再生は果たしていただきべきであろうとは思われるわけであります。しかしながら、その方法については、やはり市場競争というものを阻害しないような形でできるだけ再生していくのが筋ではなかろうかというふうに思われるわけであります。

確かにJALは、当然ながら日本のフラッグシップのキャリアの一つでありますから、やはり国益のためにも再生は果たしていただきべきであろうとは思われるわけであります。しかしながら、その方法については、やはり市場競争というものを阻害しないような形でできるだけ再生していくのが筋ではなかろうかというふうに思われるわけであります。

そこで、古川大臣にお伺いいたしたいと思いますが、このJALの企業再生支援機構からのエグジットについてでありますけれども、再生事業の終了期限に向けて、今申しましたような秋口の株式再上場、そして三千五百億円を回収できるかどうかと、そこが今年の展開として注目されるわけであります。

そこで、古川大臣にお伺いいたしたいと思いますが、このJALの企業再生支援機構からのエグジットについてでありますけれども、再生事業の終了期限に向けて、今申しましたような秋口の株式再上場、そして三千五百億円を回収、これは今のところ出口戦略として描けています。

○國務大臣(古川元久君) 今委員から御指摘ございましたように、日本航空につきましては平成十二年の一月十九日に機構が支援決定を行つておられますので、法律上、支援決定から三年以内に支援を完了するよう努めるということになつていています。

○佐藤ゆかり君 自由民主党の佐藤ゆかりでござります。

の具体的なタイミングにつきましては、これは機構によります支援完了のめどを念頭に置きながら、株式市場の動向等も注視しつつ判断していく方針であるとこう聞いております。

出資した三千五百億円については、これは回収できるのではないかというふうに考えております。

そこで、次の質問ですが、JALは会社更生法適用になりますて、そしてこの機構が支援をしたわけであります。この会社更生法適用で支援をするというルートなんですけれども、企業再生支援機構として今回機構のものの事業の運営期間というものを延長するわけですけれども、この会社更生法適用のケースというのは、今後も取扱い案件として対象に引き続き入るのでしょうか。

生法を適用した主な背景といたしましては、「これは国民への説明責任を果たすため、透明、中立、公正性を高めた手続を採用することが適當である」と考えたこと、また、多様な利害関係人の調整が必要であるという状況であったこと、そしてまた負の遺産の排除、つまり偶発債務の遮断であるとか、組織変革や役員、従業員の意識改革等について迅速かつ抜本的な取組の必要があったから、そういうことで会社更生法を適用させていただきました。

そういう意味では、今後もこうした形を取り得ることは理論的には考え得るというふうに思つております。

○佐藤ゆかり君 今後も、事業再生支援機構としては会社更生法適用の案件についても取扱いの対象になり得るという古川大臣の御答弁でございましたけれども。

それでは、お伺いしたいと思いますが、この企業再生支援機構は、同時に、事業に陰りが出た

再生が必要となる対象企業の株式を買い取る買取り事業も行う機構でございます。ファンド的な役割をしていくわけであります。そうしますと、この買取り事業を行う機構としての役割について、どのような問題が今後考えられますでしょうか。

○國務大臣(古川元久君) ちよつと質問の趣旨がよく、大変恐縮でございますが、理解できないところございますが、機構はこの法律の趣旨にのつ

とつて今後とも一年間期限を延長させていただくということでおざいます。衆議院の方では修正もされました。その修正の趣旨も踏まえて、地域経済の再生に資するような、こうした再生案件に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○佐藤ゆかり君 まあ、そういうことを私はお伺いしたわけではないんですけども、要するに、事業再生支援機構として、会社更生法を適用した

会社も取り扱います、そういう御答弁をいただいたわけでありますから、そうしますと、今後、機構としての問題、これはJALのケースでもそうでしたけれども、一つ上がつてくる考え方なければいけない問題点というのは、会社更生法を適用した会社を扱うということは、機構がまず管財人としての立場を得るということでございます。それと同時に、ファンドの機能も果たしていますか、幾章はこの付段の末尾の株式を買収する

株構はこの対象の案件の企業の株式を買取ることになります。買取り側で債権者ともなるわけでござります。管財人というものは、通常、清算処理をするときに債権者を公平に扱う善管義務というものが、あるわけでございますけれども、そうしますと、この企業再生支援機構そのものが、片方では管財人、そしてもう片方では一債権者であると、そういう位置付けになりまして、利益相反が起きてくるわけでございます。

ですから、債権者の立場としては、国民の資金を使つて債権を買取りするわけでありますから、

その国民の資金の回収には一債権者としてしっかりと責任を果たしていくだけ機構としての立場があるわけであります。同時に、いろいろ債権者があつて、会社更生法適用ですと、棒引きにして

いろいろ債務免除をしたりしているわけでありまして、その債権者との調整を管財人がすると。この辺り、どのように今後機構として、それでは調整をしていかれるおつもりでしょうか。

○國務大臣(古川元久君) 確かに、管財人にはこれ機構がなつておりますけれども、今のJALの再建の状況を見て、いただければ分かるように、こ

の経営再建については、稻盛会長を始め今のJALの経営陣によってやっていただいているわけでございます。そういう意味では、そのところの、今御指摘があつたようなところで、言わば外部から見てそのところが利益相反しているんじゃないとか疑義を持たれないよう、これまでもJALの再生におきましては運営してまいりました。

ケースがあればということございますけれども、今回のJALの例に倣つて、そういういた意味では外から見て疑義を持たれないよう、きちんと運営していくように私どもとしても見守つてしまいりたいというふうに考えております。

○委員長(尾立源幸君) 速記を止めください。  
〔速記中止〕

○委員長(尾立源幸君) 速記を起こしてください。

○國務大臣(古川元久君) 済みません。事前にきちんと通告していただければきちんとお答えをさせていただきましたが、申し訳ありませんでした。

今のお話でござりますけれども、管財人であります委員会の瀬戸委員長は、これは決定等に参加ができないという形になつておりますので、そついた意味では利害相反にならないよう、そこは今まで運営されているということでおざいます。

益相反にならないか、遮断するメカニズムというものをもうちょっと簡潔に分かりやすく御説明ください。

○委員長(尾立源幸君) 速記を止めください。  
〔速記中止〕

○佐藤ゆかり君 JA-Lの再生支援については企業再生支援機構法の中で通告していましたので、その辺りは御答弁いただけるものと期待しておるわけですが、できれば、私の質問時間一時間ありますので、その中で御答弁いただければとうふうに思います。

それでは、それはそれとして吉川大臣にお願いをして、次の質疑に移らさせていただきたいと思つてます。

金融政策について、今回、質疑時間少しありますので、白川総裁にある意味十分な御意見を伺います。ながら、やはり我が国としてのデフレの脱却策としてその経済構造が変わる中でどうやって金融政策が今後絡んでいくのか、この財政赤字の中での財政との金融政策の連携の仕方とか、そういうものを少し、自由闊達な御意見も伺いながら質疑を進めたいきたいというふうに思つてはいるわけであります。

そこで、日銀は、二月、三月にかけて追加の金融緩和策というものを発表されているわけであります。二月十四日に、資産買入れ基金を六十五兆円まで十兆円拡充しております。あと、中長期的な物価安定の目途というものを導入したと。そして、三月十三日には、成長支援資金の方で小口貸付け五千億円と、米ドル資金の供給一兆円相当というものもまた新たに発表されているわけであります。

まず、この米ドル供給の一兆円相当の貸付けの枠組みの設定についてなんですが、こういう米ドルを供給するという枠組みは日本銀行の政策的な目標に照らしてどういう位置付けにあるのでしょうか。

○参考人(白川方明君) お答えいたします。

金融政策の伝統的な仕事、これは流動性の供給、それからそれを通じて金利をコントロールして経済、物価に影響を与えていくということでございます。

ところが、現在のように日本経済のデフレの状況、緩やかな物価の下落が長く続くということの背景を考えてみた場合に、金融面からの下支えと、それから成長力の強化という二つの仕事がやはり不可欠であるというふうに考えておりまます。この成長力の強化という点では、もちろんこれは主役は民間の企業でございますし、それから民間企業にお金を貸す金融機関、それから環境を整備する政府の役割ということになつてまいりますけれども、しかし、中央銀行としてこの世界で果たせる貢献はないかということをこれは真摯に考えました。この面でも、もちろんメインは円資金でございますけれども、しかし、日本のドル資金を使って貢献できる分野もあるのではないかとうふうに考えた次第でございます。

具体的には、今経済のグローバル化の進展とともに日本の企業が海外に進出をしていくそのとおりに、一方で日本の企業、日本国内での様々な生産活動と、これが一つの補完的な関係にあるといふうに考えております。そういう意味で、成長

力を強化していく上でこのドル資金の面でも貢献ができるのではないかということで、今、実は詳細を練つておる段階でございます。次回の決定会合でしつかりこれを議論し決定すべく、今、民間企業、金融機関等の御意見もちょうだいしながら細目を詰めているということをございます。

○佐藤ゆかり君 日本銀行のマクロの政策目標というものがどう政策目標に向けた手段として合致してくるのか、もう一度御説明いただけますか。細目を詰めているということをございます。

うのは物価の安定でございますね。そうしますと、物価の安定に対してもこの米ドル資金の供給と供給そのものが通常の日本銀行の政策だというふうに私ももちろん申し上げているわけではございません。

そもそも、米ドルあるいは円資金を問わず成長基盤を強化していくという仕事自体が中央銀行の伝統的な仕事からしますと、これはかなり異例の仕事でございます。そのことは私も十分、私ども日本銀行政策委員会も認識しております。成長力が高まつていくことに伴つて、将来自分たちの所得が増えていくという期待が生まれてくるわけでございます。そうしますと、それは当然物価の方にも影響をしていくといふことがあります。企業の活動が、これが国内、国外両方で行われているわけでございます。そうしますと、国外での活動つまり多くの場合にはこれ外貨資金、ドル資金というふうに伴うわけですが、それがこれまでの活動でござります。そのためには外貨資金、ドル資金などを保有する政府の役割といふことがありますけれども、しかし、中央銀行としてこの世界で果たせる貢献はないかということをこれは真摯に考えました。この面でも、もちろんメインは円資金でございますけれども、しかし、日本のドル資金を使って貢献できる分野もあるのではないかとうふうに考えた次第でございます。

その面でも、もちろんメインは円資金でございますけれども、非常に深いというわけでもあります。私が佐藤議員の御指摘だと思いますけれども、確かにその間のパイプが非常に深いということです。その間のつながりが非常に弱いではないかといふうに考えております。その面でも、もちろんメインは円資金でございますけれども、しかしここまで今金融政策もぎりぎりのところまで緩和をしている、その海外に進出をしていくことと補完的に日本の中でどうやって最終的な目的に貢献していくか

ということを考えた次第でございます。

○佐藤ゆかり君 ドル資金を供給しますと、これは中央銀行が供給するわけですから、市中に対しドルの供給量を増やしていくことにもなりかねなくなつてくるわけであります。そうしまして、これはむしろ、海外活動、生産活動、企業活動を行ておりますけれども、市中で企業がドル需要に見合つたドル資金の調達をするのと比べると、これはむしろ、海外活動、生産活動、企業活動行われておりますけれども、市中で企業がドル需要に見合つたドル資金の調達をするのと比べれば、当然ながらドル安誘導に日本銀行が加担をするようなことにもなりかねないわけでございまして、今の円高局面、デフレ局面からすると、やや相反する政策とも考えられると、それが一点目。

そしてもう一点目は、これだけ円高、デフレで海外移転が進んでいる中で、逆にドル資金が調達しやすい環境を日本銀行が整備をしてしまうということになりますと、更に海外への、国内空洞化を加速させることになるのではないかと、そういう指摘もあるわけであります。いかがお考えでしょうか。

○参考人(白川方明君) まず最初の御質問でござりますけれども、これは日本銀行が現在持つていてます外貨資産、これが約今五兆円ぐらいたござりますけれども、その五兆円の外貨の世界でそれを振り替えるということでございます。したがって、円からドルとかあるいはドルから円というその交換を伴うものではなくて、あくまでもドルからドルという形での振替でございますから、これは為替相場に対する中立であるということでござります。

それから、空洞化ということござります。もちろん、私どもとして、日本の企業の海外進出が日本経済全体の空洞化をもたらすということがあると、これは避けないといけないと思っておりません。私どもが今回狙つてすることは、日本の企業が経済のグローバル化の中、いすれにせよ海外の市場が拡大しているわけでございますから、その海外に進出をしていくことと補完的に日本でどうやって最終的な目的に貢献していくか

とでございます。この日本の国内での様々な取組が日本の成長力の強化につながっていくというものについて、我々として支援をしていくべきものについて、後押しをしていくということではなくくて、いざが後押しをしていくということではなくくて、いざが後押しをしていくことを思っています。それが後押しをしていくことではなくて、いざが後押しをしていくことを思っています。いろいろな観測というのが金融市场でも生まれてきたいということございます。

○佐藤ゆかり君 為替のドル転を必要としないでございますが、ただ、空洞化を加速させないかどうかというのは、やはり制度設計によってはまだだ議論の余地があると思いますので、慎重な制度設計をお願いしたいと思います。同時に、今回、今日の審議対象となつております法案では金融円滑化法を延長するわけでござりますけれども、このように中小企業金融、事業再生支援機構法案もそうですねけれども、中小企業をどう再生するかに当たりまして、中小企業金融という位置付けが非常に重要なわけでございます。金融円滑化法については、いろいろ賛否両論ありますまして、やはりモラルハザードの温床になつてゐるという批判もかなりあるわけでございます。特に貸付条件の変更は、この間、この法律の下で九割方進んだわけでございまして、さらに、この現段階に及んで更なる条件の再変更の申出というのがかなり出てきている、あるいは中小企業によつては経営健全化計画を提出していないままの状況にある、そんな企業もあるわけであります。それで、そういう中での法律の運用がなされていると

いう批判も確かにあります。そうした中で中小企業金融を考えますと、日銀が発表されましたこの五千億円の小口貸付けの枠組みですけれども、こうしたものは、小口の貸付け向に成長資金として供給するという趣旨は分

かるんですが、これを金融機関に供給をして、こられる企業再生支援機構のような枠組みにのつたり、あるいは金融円滑化法のような枠組みにのつたり、ある形で、こういうモラルハザードがダブルになつていく可能性はないかどうかというところが気になるわけであります。

その辺りを回避するために、うまくこの中小企業金融と円滑にいい面で連携するための制度設計というのははどのようにお考えでしょうか。

○参考人(白川方明君) 金融機能円滑化法との関係で、日本銀行の成長基盤強化支援についてどのような関係があり得るかというお尋ねございまますけれども、日本銀行のこの取組自体は、もう先生御存じのとおり、金融機関が成長基盤の強化にこれは貢献していくというその貸出しについて日本銀行が資金供給の面で支援をしていくというものでございます。

その際、我々として意識していることは、このお金が単に金融機関の言わば金利だけを引き下げ競争をしていくということではなくて、本当に成長の強化につながっていくようなプロジェクトにお金が回っていくということを期待しております。そのためには、我々としては、金融機関から取組の方針ということの御提出をいただいておりまして、そうした取組方針の下で金融機関が取り組んでいくということを我々としてはサポートするということです。

したがって、直接、金融機能円滑化法と何かリンクしてということではございませんけれども、していくということを後押ししていくといったことをございます。

○佐藤ゆかり君 お金に色は付いておりませんので、日本銀行が幾ら成長資金を供給していろいろな条件を付けたとしても、場合によって資金の流れが回り回つて金融機関を通じて金融円滑化法の適用先として経営健全化計画を出さないような中

小企業の温存のために資金が流れるというようなことも結果としては排除できないわけであります。

ですから、その辺りは十分に制度設計で何がで

きるかというのは大きな問題だと考えておりますが、是非、日銀が成長資金の供給というふうにうたう以上は、ある意味、産業界というのは新陳代謝

謝が起こるわけでありますし、特に中小企業の新陈代謝というのはこれから成長基盤の再構築のため非常に重要な課題だと思いますけれども、温存型の資金供給ではなくて、やはり成長基盤をしっかりとつくっていく、ある意味、事業転換を

きつちりと後押しするような資金の供給の仕方は何かと、そういう観点で日銀にはしっかりと取組をしていただきたいと思つわけであります。

デフレの観点で考えますと、最近産業構造とい

うのが大きく変わってきています、一つに、昨年

年のタイの洪水もありました東日本大震災でサ

プライチエーネの寸断も起きましたけれども、そ

ういう事例で表れたように、従来、五年前、十年前

であれば国内の仕入れ構造、サプライチエーン

で成り立っていた産業が競争の激化、グローバル化の進展によつて仕入れ構造そのものがグローバ

ル化してきたという現実があるわけでございま

す。

そうしますと、国内の仕入れだけで成り立つて

いた産業が大きく、また産業の中身が変容してき

ているという時代を迎えているわけでありまし

たがって、直接、金融機能円滑化法と何かリンクしてということではございませんけれども、企業の、中小企業の活動を通じて成長力が高まつ

ていくということを後押ししていくといったことをございます。

配付資料を御覧いただきたいと思いますが、一

ページ目で「プライスリーダーとプライスフォロ

ワーの業績比較」、これ大変貴重な調査結果、経

産省の二〇〇二年の古い調査結果で、その後残念

ながら調査を更新していないということなんですが、非常に重要な調査結果だと思つております。

これは、産業界をそれぞれ調査をして、業界の中には大体一社や二社プライスリーダーという、

单価を設定して大幅値下げを行つたりリードして

いくプライスリーダーという大手企業があるわけ

でございます。そのプライスリーダーの一社、二社が大幅に単価を引き下げる、それが販売単価、

プライスリーダーのところを御覧いただきますと一一・六、これバー・セントージですね、単位が書

いてありませんが、バー・セントージ引下げ、そして、それが行われますと大方残りの九割方は、今度は中小企業が多くなつてくるわけであります

が、やはり単価を引き下げるを得ない、追随せざるを得ないという競争関係にあります。そこ

で、プライスフォロワーは同じようだつて一一・七%引き下げた。これが実例でございます。そ

ういう状況になる。

そうすると、売上高を比較しますとどうなるか。プライスリーダーはどおんと引き下げます。

仕入れ構造もグローバル化していますからコストも安い、バッファーもあるわけで、体力があり、マーケットシェアを大きく獲得することによつて

売上高が八・四%逆に増えたと。要するに、単価をどおんと下げても売上高が増えた。それだけ数

量、マーケットシェアを獲得したことによって

売上高が八・四%逆に増えたと。要するに、単価

の方は売上高が三・九%減少。

そして、原材料の調達費は、それぞれコストカットしていますから減っていますけれども、事

業コスト、物流コスト、販売コストについては、

プライスリーダーは値下げをしてもマーケット

シェアが獲得できるのでこういったところにき

つつ販管費などの費用を積み増しして競つてい

る姿があります。プライスフォロワーは当然これもカットしています。

そしてさらに、総人件費になりますと、マー

に対するプライスフォロワーは大幅な人員削減等

人件費カットで三・八%人件費減と。こういう状況にあるわけであります。

要は、プライスリーダーというのはその業界で一社、二社でありますと、残りの大手の企業といふのは中小企業、プライスフォロワー。ここがその業界、一業界としての雇用の大手を抱えているわけであります。

ですから、プライスリーダーが仕入れのサプライ

チエーンをグローバル化して大幅にカットしてくると、残りの九割方の雇用の受皿の方で大幅な人件費カットも行う、そういう対応を余儀なくさ

れる。その結果、人件費のデフレ、業界としてのデフレが深刻化する。それが、最近のこの仕入

構造の変化によつて起きている、一つの立証する調査結果だというふうに私は思つてございます。

そうしますと、日本銀行のデフレ対策として伺いたいわけであります。こういう状況になつて、プライスリーダーが来て、仕入れ構造が大きくなり、グローバル化して変わつて、規模の経済を大企業が獲得することができるようになつた。そういう産業に変容した場合には、やはり中小企業としては、同じ価格競争でいることでは生き残れない。したがつて、非価格競争帯での付加価値化、ブランド化などにやはり転換をしていく、事業転換をしていかないと中小企業として生き残りは困難なことだと思つります。

その事業転換を後押しする成長資金というものを、事業転換資金というものを日銀が源でどういふうに設計をして供給することができるか、それがやはり大きな問題だと思います。そういう意味で、もう一度、この小口資金の供給、貸付けの枠組みでありますけれども、そういうことも踏まえて制度設計をお考えになる気はありませんでしよう

か。

○参考人(白川方明君) お答えいたします。

まず、佐藤先生のこの経済全体の分析につい

て、私自身共感を持つてお話をお聞きしております。

した。つまり、本当に付加価値のあるサービスを提供していくことによって経済が発展していく。逆に、なかなか同じようなサービスで競争をしていますと、これは価格だけを下げていくという競争になつてくる。そういう意味では、その付加価値をどう付けていくかということが大事だという基本認識は私も全く同様でござります。

日本銀行の制度の関係のお尋ねでございますけれども、これはもう先生十分御存じのことです。されども、まずけれども、日本銀行自身がこれは直接企業に対しても金を貸し付けるわけではありません。あくまでも日本銀行は金融機関に対しお金を貸し付けて、その金融機関が最終的に企業、個人に対してもお金を貸し付けるという構造でござります。

それで、あと、私どもが行っています成長基盤の強化の方は、それに加えて、日本銀行がこういうふうな取組を行うことによって、この成長基盤の強化が大事なんだということ、その大きな、何といいますか、メッセージを送っていくということにも私どもは意味があるというふうに思っています。ささやかな取組ではござりますけれども、日本銀行がこういうプログラムを発表した後、金融機関においては新たに成長力を強化するための様々な組織的な取組を開始したというふうなお話を多くちょうだいしております。

も、白川総裁御自身御指摘されるとおりでし  
て、生じてきているわけあります。ですから、  
きっちと金融緩和で効果が出るところを絞って、  
そして弊害も同時に極力縮小させていくと、そう  
いうナローパスでの運営というものが非常に求め  
られてきているんだろうと思いまます。

そこで、白川総裁も、今月の二十四日に、金融  
政策の効果と限界について、米国FＲBとイン  
ターナショナル・ジャーナル・オブ・セントラ  
ル・バンキングというところが共催で行つたコン  
ファレンスで講演をなされていまして、金融政策  
の効果と限界について少し言及をされておられる

日本銀行がかかることとしていることは、そういう意味ではこういう整理になると思います。一つは、金融機関が自らの判断で成長力のある企業にお金を貸し付ける際に、世の中、経済全体として資金調達に不安があるという状況を、これをなくすということです。つまり、金融面での安心をしっかりとつくっていくというのが、これが第一の仕事でございます。

それから、そのことの結果でもございますけれども、金利を引き下げて、金融機関が貸付けを行っていくインセンティブを高めていくということが二つ目の仕事でございます。

ド・レンディングと称していますけれども、動産担保での融資ということを後押しすることも始めました。これも、中小企業、零細企業につきましては、どうしても人的な保証あるいは物的な担保だけに偏った、従来型の担保に偏った、そういう融資になりがちでございますけれども、しかし一方で、零細企業においても、しかし動産という担保はこれあるわけでございます。そうしたことでも活用しながら成長力のある企業を後押しすることはできないだろうかと、そういうことの実は制度に関する様々な広い意味での情宣活動と、こういうことも行つております。これも、中央銀行の固有の仕事ではございませんけれども、日本銀行として取り組んでいく仕事だと思います。

で、今回的小口につきましては、従来の一千万

わけでありまして、この点、アメリカのバーナンキ議長と意見が食い違つたというような報道もあつたわけであります。私は意見が食い違うことは健全な議論だと思つておりますので、弊害についても堂々とそれは言つていくべきだと思います。

そこで、次の資料、二ページ目を御覧いただきたいんですけども、これは利子所得がどういうふうに日本のバブル崩壊以降、現在に至るまで推移したかという、家計部門の利子所得でございま

す。

弊害の一つに、この超低金利の長期化によつて家計の利子所得が激減いたしております。この資料ですと、黄色い部分、これは受取利子のグロスの利子額でありますが、バブル崩壊直後の九一年

象でも結構なんですが、大体どのくらい最近上がってきてているか、係数の変動などの最近の状況について、日銀が消費に対する資産効果の認識どのように持たれているか、少しお伺いしたいと思います。

○参考人(白川方明君) 所得、家計の消費を規定する要因は、これは所得それから持っている資産の状況、あるいは将来に対する様々な不確実性、いろんな要因がございます。所得を構成する一つの要素として、先生御指摘の利子所得があるというのはそのとおりでございまし、それから、大きな流れで見ますと、この利子所得が低下をしてきたというのも、これももちろんそのとおりでございます。

弊害の一つに、この超低金利の長期化によつて家計の利子所得が激減いたしております。この資料ですと、黄色い部分、これは受取利子のグロスの利子額でありますが、バブル崩壊直後の九一年辺りには二十五兆円ぐらい家計の利子所得がありました。支払利子は下のオレンジの部分ですけれども、それが今、足下ですと約五兆円ぐらいしか受取利子はない。この赤い折れ線が、実はネットの利子所得です。住宅ローンなどの支払利子を差し引いたネットの利子所得なわけですが、二〇〇一年からこの赤い折れ線がマイナスになりますて、実は、家計が逆ざやになつてゐる。最近はゼロ近辺で行つたり来たりしていますけど、そういう大変苦しい状況に実は家計は置かれているという現実があります。

きな流れで見ますと、この利子所得が低下をしましたというのも、これももちろんそのとおりでございます。

私どもが経済に対する影響を考えいくときに、は、利子所得のその部分だけをとらえて議論するということじやなくて、やはり経済全体の中で位置付けていく必要があるというふうに考えております。

低金利政策は、これは確かに家計の利子所得については減少要因でございます。その意味で、消費が減少される要因でございますけれども、しかし一方で、緩和的な金融環境をつくることによつて、投資を始め様々な支出を起こしていく、そのことが最終的に家計も含めて経済に均てんしますということを狙つたものでございます。

そういう意味で、月刊新婦と日本アーティス

題もそうですが、年金も代行割れがすまじい。四割近くが厚生年金の代行割れというのも聞くわけありますが、そうしますと、この代行割れの原因である運用の低利回りの問題、これもやはり低金利環境時代にどうやって打開していくかという大きな問題を提起しているわけでございます。

そこで、この利子所得を通じた消費活動に対する資産効果、これが高齢化によってだんだんだんだんこの資産効果の係数というのは上がってきているはずなんですが、日本銀行としては、この資産効果の係数などは、あるいはさっくりとした印

そういふに思ひます。そこで私は十分にそうした認識を持つております。金融緩和の効果とそれからの副作用、その両方についてバランス良く認識していく必要があるということについては私も全く同じ認識でござります。

象でも結構なんですが、大体どのくらい最近上がってきてるか、係数の変動などの最近の状況について、日銀が消費に対する資産効果の認識、どのように持たれているか、少しあ伺いしたいと思います。

○参考人(白川方明君) 所得、家計の消費を規定する要因は、これは所得それから持っている資産の状況、あるいは将来に対する様々な不確実性、いろいろな要因がございます。所得を構成する一つの要素として、先生御指摘の利子所得があるというのはそのとおりでございますし、それから、大きな流れで見ますと、この利子所得が低下をしましたというのも、これももちろんそのとおりでございます。

私どもが経済に対する影響を考えていくときに、利子所得のその部分だけをとらえて議論する、ということじやなくて、やはり経済全体の中で位置づけしていく必要があるというふうに考えております。

低金利政策は、これは確かに家計の利子所得については減少要因でございます。その意味で、消費が減少される要因でございますけれども、しかし一方で、緩和的な金融環境をつくることによって、投資を始め様々な支出を起こしていく、そのことが最終的に家計も含めて経済に均てんしていくということを狙つたものでございます。

そういう意味で、利子所得それ自体のマイナス効果ということについては、これは、その減少した所得金額掛ける消費意向という形で計算はできています。金融緩和の効果とそれからその副作用、その両方についてバランス良く認識していく必要があるということについては私も全く同じ認識でございます。

そう申し上げた上で、先生の問題意識、それ自体については私は十分にそうした認識を持っております。金融緩和の効果とそれからその副作用、その両方についてバランス良く認識していく必要があるということについては私も全く同じ認識でございます。

で、先ほど、冒頭F.R.B.の話がございました。これはF.R.B.が主催したコンファレンスで、これは日本に限らず、世界的に今大幅な金融緩和を長期にわたって続いている、そのことの意味合いをもう一回考えてみようという、そういうコンファレンスでございました。そういう意味では、これはすぐれて先進国に共通する課題でございます。

危機のときに積極的な金融緩和政策を行う、これはもう必要なことでございます。各国が行つたわけでございますけれども、しかし、バブルが崩壊した後のバランスシートの調整が長引く過程で金融緩和政策だけで目的が実現できるんだろうかという問題意識、これは決して、先ほどバーナンキ議長と何か意見が食い違つたというふうなことがございましてけれども、そうした事実は全くございません。バーナンキ議長も含めて多くの方が出席しておりましたけれども、何かバーナンキ議長から発言があつたということでは全くございません。

金融緩和の効果と、それからその副作用ということを考えますと、私どもとしては、金融政策は、これはある種時間を買つておられます。時間を持つておられる間にしっかりと取組、これは構造政策というふうに言つていいと思いますけれども、そうした取組をしっかりと買つておられる時間はこの僅か三つの部門になります。時間を持つておられる間にしっかりと取組の重要性ということを私としては指摘をしたということでございます。

○佐藤ゆかり君 今、金融緩和の効果というのを

持続させていくんだと、むしろ利子所得の回復よりは金融緩和の持続の方が経済全体として効果が大きいであろうという、そういう白川総裁の御答弁の趣旨だったと思いますが、私は、そこをそろそろもう少し本腰を入れて、マクロ経済の分析をなさるのは日銀ですから、やはりそこはきつとそろそろ新しい角度から検証し始めなければいけない時期に来ているんじゃないかなと、そういう問題認識を持っていてるので質問をさせていただいたわけであります。そもそもその方針を、路線を転

換していくだく、そういうことも視野に入れる必要があるんだろうと思います。

換していくだく、そういうことも視野に入れる必要があります。

ますこの役割が重要なつていると思うわけです。

その裏玄関というのは、まさに国債管理政策と家計の利子所得がこれだけ激減している中で今後消費税を引き上げるとなると、更に可処分所得は減るわけでありますから、そういうことも含めて財政と日銀がどう協力し合えるのか、一つ大き

な課題があると思います。

そこで、緩和効果を維持するというふうに白川総裁御主張されるわけでありますが、本当に緩和効果が出ているのかというところで、次の資料、三ページ目を御覧いただきますと、実は余り出ていないんですね。残念ながら、やはりこれは流動性のわなで、超低金利で日銀が流動性をじやぶじやぶじやぶ供給しても、海外の景気を浮揚している、あるいは有効需要があるのは政府部門だけではないかと。そういうことが民間金融機関貸出しの内訳から出ているわけであります。

このオレンジ色の色が付いたところが金融機関の中央政府、地方公共団体向け貸出しと、それから下の方に海外向け貸出しと、それから最も顕著に伸びているのはこの僅か三つの部門に対する貸付けであります。プラスで並みマイナスになつていています。

ですから、そうすると、海外景気を浮揚し、国内は利子所得は減つてむしろ弊害も出てきていいと。この政策的なプロトコルのバランスをそろそろ切り替え直すときが来ているということを十分に認識をしていただきたいと私は思つてあります。

ですから、そういうところを裏玄関でもきつります。

そこで、この表玄関でできること、私は日銀には表玄関と裏玄関の政策があるというふうに考えておりますが、表玄関がこういう成長資金の供給、あるいは中長期的物価安定のめど、あるいは国債の買入れ等、表玄関で正面から政策をやつておられます。こういうところはもうそろそろこのように景気浮揚効果には限界があると見えてきているわけであります。その一方で、私は、今後は日銀はますます裏玄関でやはり政府と協力してしっかりと金融政策を行つていただきたいとふうに思つております。

○佐藤ゆかり君 と国債管理政策を政府と連携していただいて、借り換国債を償還額満額までしつかりと毎年度毎年換国債を引き受けないことによって資金を撤収しているような日銀である。要するに、金融引締めを裏玄関でやっているということになるわけですから、それが保有残額は減るわけがありますから、逆に借換国債を引き受けないことによって資金を撤収していることによって資金を増やすことになります。

日本銀行としては、満期が来るたびに全体の状況を判断して、現在は金融緩和を推進しておりますから、したがつて買入れをこれ確実に増やしていくことになります。したがつて、日本銀行が何か、裏から何かをやっていくということではなくて、これは正々堂々と日本銀行としての金融政策を行つていただきたいとふうに思つております。

○佐藤ゆかり君 それは平時で、まだ日本の財政状況が健全であるときはそれでいいんだと思います。

第五条の附則の適用は必要ありません。毎年度、予算総則で国会承認しておりますので自動的にでます。

ただ、これだけ国難で財政状況が厳しい、そして国内はデフレである、財政を出したくても出せない、じゃデフレ対策をどうするか。そういうときに、民間部門は、今大企業は百八十兆円現預金を持っているので借りないんですね。ですから、資金需要があるのは政府部門ですから、そこにしっかりと増税の前にやはり日銀がやるべきこと

をやつていたらしく、それがやはり国民的には順番ではなかろうかというふうに思うわけあります。ただし、無限大に財政規律をなくすような、逸するような、そういうイメージを市場が持つてしまうのも弊害が出るというわけでありますから、そこでやはり中長期的な物価安定のめどというものを、逆に、デフレ脱却ではなくてインフレ率を抑える、期待インフレ率を抑えるような形で有効活用していただいく。そういう新しい政策のアリーナに是非日銀も方針転換、方向転換を少し検討していただるべき時期が来ているのではないかなどと思います。

若い世代もこれ以上税負担をすることはできませんし、社会保障負担もどんどん増えていきます。消費税もこれから上がるとなると、やはりそろそろ日銀もきっちりとした国債管理政策との積極的な連携、そういうものを考えていく時期に入っているんだろうと。最後にコメントをして、日銀の質問を終えたいと思います。

そこで次に、ちょっと話が飛びまして、財政の方の話に最後の時間、移りたいと思いますが、安住財務大臣、二十四年度当初予算で、もう予算委員会等でも繰り返し交付国債の発行に対する質疑というのは様々出たわけでございます。なので、余りカバーされていない観点から今日は交付国債についてお伺いしたいんですが。交付国債というのはまずどういう位置付けにあるかという、国の公会計上の位置付けで、大臣、二十四年度当初予算で、現金主義でしょうか。発生主義でしょうか、どちらでしょうね。現金主義か、どちらを取つてますか。現金主義か発生主義か、どちらを取つてますか。現金主義ですね。現金主義です。

○佐藤ゆかり君 そうしますと、交付国債というのは、当然飛ばしと言わされているわけありますけれども、将来的な消費税の増税、政府の方針によりますと、一四年四月に第一回目引上げという

ことになつてゐるわけでありますけれども、将来的には消費税の増収で二十四年度の交付国債の部分を年金に対応して返却をすると、そういうことをするような、そういうイメージを市場が持つてしまうのも弊害が出るというわけでありますから、そこでやはり中長期的な物価安定のめどというものを、逆に、デフレ脱却ではなくてインフレ率を抑える、期待インフレ率を抑えるような形で有効活用していただいく。そういう新しい政策のアリーナに是非日銀も方針転換、方向転換を少し検討していただるべき時期が来ているのではないかなどと思います。

若い世代もこれ以上税負担をすることはできませんし、社会保障負担もどんどん増えていきます。消費税もこれから上がるとなると、やはりそろそろ日銀もきっちりとした国債管理政策との積極的な連携、そういうものを考えていく時期に入っているんだろうと。最後にコメントをして、日銀の質問を終えたいと思います。

そこで次に、ちょっと話が飛びまして、財政の方の話に最後の時間、移りたいと思いますが、安住財務大臣、二十四年度当初予算で、もう予算委員会等でも繰り返し交付国債の発行に対する質疑というのは様々出たわけでございます。なので、余りカバーされていない観点から今日は交付国債についてお伺いしたいんですが。交付国債というのはまずどういう位置付けにあるかという、国の公会計上の位置付けで、大臣、二十四年度当初予算で、現金主義でしょうか。発生主義でしょうか、どちらを取つてますか。現金主義ですね。現金主義です。

○佐藤ゆかり君 そうしますと、交付国債というのは、当然飛ばしと言わされているわけありますけれども、将来的な消費税の増税、政府の方針によりますと、一四年四月に第一回目引上げという

ことになつてゐるわけでありますけれども、将来的には消費税の増収で二十四年度の交付国債の部分を年金に対応して返却をすると、そういうことをするような、そういうイメージを市場が持つてしまうのも弊害が出るというわけでありますから、そこでやはり中長期的な物価安定のめどというものを、逆に、デフレ脱却ではなくてインフレ率を抑える、期待インフレ率を抑えるような形で有効活用していただいく。そういう新しい政策のアリーナに是非日銀も方針転換、方向転換を少し検討していただるべき時期が来ているのではないかなどと思います。

若い世代もこれ以上税負担をすることはできませんし、社会保障負担もどんどん増えていきます。消費税もこれから上がるとなると、やはりそろそろ日銀もきっちりとした国債管理政策との積極的な連携、そういうものを考えていく時期に入っているんだろうと。最後にコメントをして、日銀の質問を終えたいと思います。

そこで次に、ちょっと話が飛びまして、財政の方の話に最後の時間、移りたいと思いますが、安住財務大臣、二十四年度当初予算で、もう予算委員会等でも繰り返し交付国債の発行に対する質疑というのは様々出たわけでございます。なので、余りカバーされていない観点から今日は交付国債についてお伺いしたいんですが。交付国債というのはまずどういう位置付けにあるかという、国の公会計上の位置付けで、大臣、二十四年度当初予算で、現金主義でしょうか。発生主義でしょうか、どちらを取つてますか。現金主義ですね。現金主義です。

○佐藤ゆかり君 そうしますと、交付国債というのは、当然飛ばしと言わされているわけありますけれども、将来的な消費税の増税、政府の方針によりますと、一四年四月に第一回目引上げという

説明をすれば、これは、あらかじめ支払を明確に決めて、そしてそこに繰り入れていくわけです。そして、それは、そちらからの御批判でいえば、まだ成立していない消費税を当てにしてそれでスキームを作るというのはけしからぬのではないでありますと、もう一回、二〇一二三年度の予算では、今問題になつていて年金債務の問題ですが、この年金債務というのは、これは基本的に現金主義ですか、発生主義ですか。ちょっとと御説明いただければと思うんですけども。

○國務大臣(安住淳君) 申し訳ございません、ちょっとと質問の理解がよくできませんので、もうちょっとと御説明いただければと思うんですけども。

○佐藤ゆかり君 大臣、御専門ですから確認させていただいているんです。

○國務大臣(安住淳君) いや、現金で会計をしていることもありますけれども、そういう明確な定義でどちらかということはちょっとと言えないと思ふんですけれども。両方あるんじゃないでしょうか。

○佐藤ゆかり君 年金債務は基本的に発生主義なんですね。ここは大臣、厚生年金は国の年金ですから、しっかりとそこを押さえておいていただきたいと思うんですが。要は、世代間で負担し合うとかから、しっかりとそこを押さえておいていただきたいと思うのですが。要は、世代間で負担し合うといふことから、これが何者だと、そういうものをやつたんない、発生主義でもない、じゃ一体何なんだと、全く不明瞭な、これは何者だと、そういうものを予算にのせていいんだろうか、予算に使つていいんだろうかと、そういう問題なんですね。これは国財政を預かる公会計ですから、きっちりとしたルールの下で財源というものは確保しなければいけないんですね。

○佐藤ゆかり君 ですから、会計ルール上、全く逸脱して何の定義もされていないこの交付国債を使うということは、国際的な観點からも日本の財政に対して信頼を失いかねないことを今回おやりになるというふうに思うんですけど。いかがですか。

○國務大臣(安住淳君) そんなことはありません。法律上も全く認められているし、交付国債は新たにつくったものではなくて、戦後も使っておりました。ただ、議会において、これは与野党で、参議院で特に御賛同いただかな場合はなかなか成立も見込めないような状況でございますので、今年こうした提案をさせていただきましたが、次年度のことについてはまだ正式にそうしたスキームを決めていくわけではございません。

○佐藤ゆかり君 二〇〇九年の民主党マニフェストに基づきますと、十六兆八千億円の財源捻出といううたい文句で政権交代は起きたわけでありますが、昨年の年末時点で、私どもの試算によりますと、捻出できた資金というのは僅か三兆円程度。ですから、もう折り返し地点とうに過ぎていますので、今後それから更なる積み増しはかなり厳しいと思われるわけがありますが。



もう一つは、私の懸念は、牛の欲する、やるものの、つまり例えば公共事業、これで、例えば地元の建設業や何かは潤います。しかし、経済全般、例えばGDP全体を見たって、国民一人一人の消費がそこで起きてくるということになれば、牛の欲する水と馬が本来求める水というものは本当にリンクするのかとというのが一つあると思うんですよ。

それは、やっぱり、自民党時代から、宮澤政権下で私、ちょっとと宮澤さんを担当していたんです、実は。そのときから実はバブルが崩壊をして、やっぱり大型公共事業をどんどん打ちました。しかし、そのことは経済を支えたとは言われますが、乗数効果も、先般の御議論でいえば、確かに子供の手当で渡したときの乗数効果は、それは子ども手当よりも公共投資の方が多いかもしませんが、これは先生、子ども手当というのは経済対策でやっているという意味合いよりはこれは児童手当、御党からも含めて、社会保障の問題もあるので、それはなかなか比較にならないと思うんですよ。

ただ、これを、ですから水を、馬の欲する水を、本当に連動すると、今、牛が元気になつてどんどん飲めば、ですから馬まで相当元気になつて勢いが出てくるというところが、ちょっとと私にはなかなかつながりがもうひとつやつぱり分からないうところがあるんです。

○西田昌司君 それは、多分後ろにおられる方に大分レクチャーを受けられたから、素直な感覚がなくなるんですね。

もうちょっとと単純に言いますと、まず、要するに公共事業投資が果たしてGDP押し上げ効果があるのかないのかという話をおっしゃったから、今日は一つ、この資料をお渡ししました。これよくできているんです。要するに、積極財政で経済は拡大しないというのは統計的に、つまり事実として統計で真とは考え難い。つまり、統計では

きつちり経済成長しているんですよ。現に、この青色の線の公共事業を伸ばしていくたどりには、GDPは何とか名目GDPが保っていたけれども、それが減らした途端、だだだと来ていい。片つ方で、輸出が増えているところでもつていると言うけれども、この輸出の話も、なぜこうなつてているかということを後で言いますが、いずれにいたしましても、公共事業投資がGDPを支えていたのは間違いない事実なんです、これは。

それで、先ほど言いました、要するに、馬が水を飲みたがっているところに連れていくとも、水辺に連れていくとも、要するに民間企業に幾らお金を渡しても、民間企業が使いたいと思わなければ、その水、お金は使えない、こういうことでしたね。

そこで、民間企業、お馬さんが駄目なら牛の政府が出てきなさいなんですが、使つたら当然、水は減りますね。減つてくるというのが、いわゆるクラウディングアウトという形で民間企業に悪影響を与えるということがよく言われるんです。

そこで、日銀がこれ、協調して、その減った分をまた国債を買っていく、市場から供給を受けて買っていくと。そうすると水の量が減らないんですけど、これは、クラウディングアウトに対する市場からその分を供給していくと、当然、水の量は一定になるということだと思いますが、白川総裁、そういうことですよ。

○参考人(白川方明君) 正確に先生の御議論をフォローできるかどうか自信はございませんけれども、現在日本の金融市场 極めて緩和的でございます。短期金利はゼロ金利、それから長期の金利も今一%前後ということで、今政府が国債を発行しようというときに、何か民間との間でクラウディングアウトが起きているということではなく、この資料をお渡ししました。これは、参議院の予算委員会の公述人質問で京都大学の藤井聰教授が配つていた資料で、非常によくできているんです。要するに、積極財政で経済は拡大しないというのは統計的に、つまり事実として統計で真とは考え難い。つまり、統計では

○西田昌司君 今総裁がお認めいただいたような状況にないということなんですね。

ですから、安住大臣、あなたが、政府が使って民間の方の使いたいというお金なくなるんじやないかという心配はないということです。ここで問題は、今こういう状況ですから、幾らお金をたくさん前に積んでも使えない状況が出ていると。今総裁がおっしゃったとおりなんですね。

ところが、もう一方で、まだまだ足りないと、日銀が、もっとインフレ目標を決めてやりなさいと、こういう話あるんですね。確かにデフレの状況ですから、インフレ目標を決めてどんどん物価上昇がある種の一つのターゲットにしてやっていくべきだという意見はあるのは私も分かりますし、全く反対するわけではありません。

しかし、問題は、もう少し素直に考えると、これどういうことになるかということです。つまり、牛も馬もお金を使つていい。つまり、民間は使つていいんですよ。それから政府の方も、安住さんに幾ら言つても、後ろの人に言われて、いや、いや、使つたら駄目なんですといつて使わない。そこにどんどん日銀が水辺に水を入れていくと、果たして、安住大臣、この水はどうなりますか。

○国務大臣(安住淳君) 飲まないわけですから、水はたまにたまつてということを言いたいんだと思いますけれども。

いいですか、ちょっと。じゃ、西田さんに質問をします。

つまり、水を減らさないために日銀からの緩和とかそういうこともあって、どんどんあるんだから飲みなさいと、牛がですよ、牛というのは我々ということでしようけれども。しかし、その後にしたけれども、最終的に日本の財政状況が非常に現在悪いわけでありますけれども、しかし、それでもこの長期金利が安定しているということだけ、これは先ほど大臣からも御答弁ございましたけれども、最終的には財政の持続可能性は維持されるという期待が維持されているからで、これは、最終的に日本がしっかりと長期的には財政バランスを回復していく、財政の持続可能性は維持されるという期待がありますけれども、しかし、この期待がもし崩れますと、そのときには長期金利が上がりてくるということになつてくるというふうに思います。

○西田昌司君 要するに、安住大臣、事実として、先ほど言いましたように、公共事業投資をしたらGDPは上がってきていた、少なくとも下支

怖いわけですね。

こういうことがあるからこそ、やはり適正な、あるいは西田先生の例えで言えば、ちょうど飲むのにいいぐらいの水で元気になつてもらえばいいと

です。

えをずっとしてきていたと。そして、事実として

長期金利は、国債をたくさん出している、出して

いると言わわれているけれども、ずっと安定してい

るということです。

つまり、安住大臣の杞憂は、今現実には何にも

起こっていないどころか、これ市場に聞けとか言

いますけれども、市場がまさにまだまだ国債を發

行してたくさんの方の需要を出してくださいといふこ

とを表明しているんですよ。それに応じていない

んです。

それで、先ほどのもう一度問い合わせに戻りますが、今こういうふうに、牛も馬も、つまり民間も政府部門もお金積極的に使わないので日銀がどんどん池に水を入れていくと。そうするとどうなるかと、安住大臣、池の水はあるんですよ。あふれるということはどういうことかといいますと、オーバーフローした水が日本国内じゃなくて海外にどんどん流れちゃうということなんです。

それが、先ほどこれ佐藤委員のこの非常にうまくできている資料、ここに書いてありますように、要するに、民間金融機関の貸出しの内訳を見ると、要するに民間企業は全然伸びていないんです。大きく伸びているのは海外向けなんです。海外にどんどんどんどん伸びちやうということなんですよ。日本のお金が海外に行っちゃっているわけです。政府部門も多少伸びていますけれども、しかし実際には全部あふれ出して、海外に行っちゃっているということです。

そこで、白川総裁にお聞きしますが、二〇〇一年から数年間、いわゆる量的緩和政策というのを金銀がされました。どんどんどんどん要するにお金を供給していくらしいじゃないかということをされたんです。その結果、要はそのお金が海外に回って、つまり円キャリートレードという形で、アメリカの市場、また中国の市場、そこでその市場に回ったお金が不動産バブルを生み出していく、そして、それが世界中に回って、表面上景気が良くなっているように見えていた。先ほどのこの総輸出額が増えているという、これはそういう

うことなんですよ。

つまり、バブル需要で、円キャリートレードから出てきたそういう架空の需要でどんどん増えて

いるわけなんです。今。こういうことが過去の経験から、白川総裁、言えるんじゃないですか。

さて、そして御存じのようリーマン・ショックで破裂をして、一挙にばんとしぶんてしまつて

いるわけなんです。今。こういうことが過去の経験から、白川総裁、言えるんじゃないですか。

つまり、白川総裁は聞くところによります

と、先ほどのバーナンキさんとの話で意見が食い違つたというようなことを佐藤委員からの話でも指摘がありましたけれども、元々、ですから白川

総裁は、余りそうじやぶじやぶ実需がないところにやついくとバブルが出る、だから実需を出し

てもらわなければならぬんだと、こういうことをす

は金融政策じやないんだと、こういうことをす

とおっしゃつたはずなんです。ということは、す

なわち政府部門に対して積極財政をしろと、こう

いうことなんですよ。

ところが、白川総裁は私のように率直に言われ

る方じやない、非常に上品な方ですから、自分の

要するに部門の外の話はすべきじやないというの

で遠慮されていますけれども、さつきから白川総

裁がおっしゃっているのはそういう話なんですよ。そうじやないです。イエスと言つてください。

○参考人(白川方明君) 財政政策については、

今、西田先生御自身がおっしゃったように、これ

は政府、国会で議論されるものでござりますか

ことは、これは私自身の、上品ということではな

く、これは立場上そういうことは不適切だとい

うふうに思つています。

その上で、これはあえてお尋ねですので、財政

政策について、これはあくまで一般論として申し

上げたいというふうに思います。

その結果、要はそのお金が海外

短期的に需要創出効果があるということは、それ

はそのとおりだというふうに思います。この点

は、リーマン破綻後、各国で積極的な財政政策を

行い、そのことは景気の落ち込みを防ぐ上で効果があつたというふうに思います。ただ同時に、そ

ういう積極的な財政政策については、その検証も

体が持続可能であるかどうかという、その検証も

やはり怠れないというふうに思います。

財政状況が非常に悪いときに財政政策が拡大す

ることによって更に将来への不安が高まつてしま

す。そうしたことでも、どこかの段階でそういう不安が高

まつきますと、これは突然長期金利が上がつて

くるということは、これはやはり政策当局者とし

ては意識しないといけないという点だと思います。

そうしたことでも、総合的に勘案した上で、どう

いうふうに財政政策を運営すべきかということ

は、これは政府、国会が議論すべき問題だという

ふうに思つております。

○西田昌司君 いや、バブルの話。日銀が円キャ

リートレードでバブルつくったんじやないかとい

う話。

○参考人(白川方明君) それから、円キャリート

レードでバブルをつくったんではないかとい

うことでござりますけれども、まず、どのような金融

政策もそうでござりますけれども、グローバル化

した経済の下では、これは国内だけではなくて海

外にもその影響が一部波及をしていくというこ

とは、これはそのとおりだというふうに思います。

ただ、日本銀行の金融緩和政策、量的緩和政策そ

れ自体としては、これは国内の金融システムの安

定をしつかり維持することを通じて景気の回復を

下支えする、そういう効果はあったというふうに

思つています。

量的緩和政策を行っていた後半の時期におい

て、海外の景気が拡大していく、一方、日本はゼ

ロ金利政策を継続させたものの、その結果、先生

がおっしゃるような円キャリートレードが一部起

きたということは、これは事実でございます。

その意味で、私、金融緩和政策が対外的に波及をす

るという、そういうルートが一切ないということ

자체は国内の金融環境をしっかりと維持し、国内景気を支えていくことが主眼でございました。

○西田昌司君 今、回りくどくおっしゃいましたけれども、要するに私がさつき言つたことを事實として認めていただいたと思うんです。

安住大臣、つまり、水をどんどん、水辺に連れ

ていって、そこにどんどん日銀が水を供給して

も、牛も馬も飲まなければ、その水はあふれて海

外に出ちゃいますと、そして、その水を飲まない

牛と馬はどうなりますか、みんな死んじやうんで

すよ。死んじつた後ハゲタカが来て、それを食

べるわけですよ。そういうことなんですか。これ

は、それは実はこの数年やつてきたんじゃないか

ということなんですね。

だから、それどうしたらいいかといえば、ちゃ

んと牛も馬も水を飲むと、水を飲むとどうなりま

す、水を飲んでちゃんと餌を食べてやるとどうなり

りますか、どんどん肥えるんですよ、肉が付くん

です。つまり、これ所得が付くという意味です。

所得が付くとどういうことになりますか、飲む水

の量がもっと増えんですよ。分かりますか。体

重が増えて大きな体になつてきたら、必要な資金

もますます必要になるんです。ということは、す

なわち経済のこのGDP、バイが大きくなるとい

うことなんですよ。こういうことなんですね。

だから、今やらなきゃならないのは、今言いま

したように、水は出す、これ水、まあ餌と考えて

いいですよ、それを出すことは確かに大事だけ

れども、食べないんだつたら、食べる人から食

べて、順番に民間の方にも食べていいんですよと

いうサインを出していかなきゃならない。

ところが、今間違つているのは、この二十年

間、前にも言いましたけれども、自民党政治のと

きから、要するに政府支出を抑えて、その抑えた

原因というのは、バブルが崩壊した、そのことを

受けて税収も減つちゃつたと。それで、あのときには、バブルのときにはいわゆる公共事業投資も

たくさんやつていたと、その分の借金がかさんで

くるからもうこれ以上増やしちゃいけないんじゃないかという、そういう逆の論理が働いて、もう景気悪くなつてきたら本当は公共事業投資ちゃんとやめちゃつたんです。むしろ、民間がやつてくれるださいという話で、民間に減税をして、民間にまますお金を渡すようにしていったわけです。ところが、先ほど言いましたように、民間の方もバルで傷を負っているわけですよ。もうこれ以上民間企業はひたすら負債を返していくと、こういうことです。

つまり、政府部門もお金を出さない、民間部門もお金は出さない。それは当然不景気、デフレになっちゃうんですよ。その結果が、まあ一部ハゲタカがその死臭を嗅いでその死体を全部ついぱんできていると、こういうことです。だから、安住大臣に私言いたいのは、こういうことを御理解いただけると思うんですけども、いかがですか。

○國務大臣(安住淳君) 何点か私の方からも少しお話ししたいと思うんですが、藤井先生の私もペーパー読ませていただきまして、メモ、何点かの公述人としての出した資料は見させていただきました。

先生が今お挙げになつたこのデータでいえば、二〇〇三年から七年ぐらいまで名目が非常に、五百十六兆まで上がり出していますね、先生。これは、公共事業は下がつてきていてもここは上がつているというのも一つあると思うんです。これはどうしてかというと、やっぱり企業から見たときの不良債権処理が進んで財務が健全化したことと、それから、何よりも、この時期、輸出が伸びているということは、やはりアメリカのバブル等もあつたと。それは、先生から御指摘、あるいはオーバーフローの問題があつて、つまり、金融緩和は大きな金が世界中を走りますから、これは原油に行つたり穀物に行つたり、そ

ういう言わばリスクもあるということは、ですかないかといふことは、ですか

ら総裁も再三実はお話を申し上げています。私も国際会議に出席したときも、こういう指摘は世界の金融家からありました。

先ほど佐藤委員も、だからお話をあつたのは、広く考えて、また歴史的に考えて、こうした緩和政策が、先ほどの話に戻りますけれども、水を飲む言わば馬の対象にする水、これを飲む方々が増えればということになれば、利子所得なんかをもうちょっとと考えた方がいいんじゃないかという御指摘は、私も非常に説得力のある話ではないかなと思つたんです。

そこで、ちょっと三點ほどいりますか、先生、じや。

一点は、やっぱり水を都合するときに、例えば一千四百兆円の余力があつて、貯金総額があつて、これはやっぱり有用に長期金利の低下に非常に貢献してきたのは事実ですね。ということは、これに対する今後の見通しがどうかといえば、永久劫にこれが続くわけではなくて、やはりそうした点では、時間軸で財政には限りがあるということがまず一点。

それからもう一つ、やっぱり金利が低いことの理由には、世界でお話聞くと、やっぱり財政再建をするための増税の余力を皆さんやっぱり御指摘なさいます、率直に言えば。消費税の5%、日本なんだから、これはちゃんとやれば健全化の道は行くんじゃないかと、こういうことは一つ金利にはあるのかなと思います。

それから、牛の話は、公共事業の私は必要性といふことに關しては、今の規模というものに対する議論はあると思いますが、私は、やっぱり必要な公共事業は、そういう意味では乗数効果もあつて地域の活性化になるものであれば、私は国民もこれに税金を使つていくということについては十分理解を得られると思います。今回、全国防災もこれから何年間かにわたつて投資をしていきますから、こうしたことが、やっぱり三・一一以降、十分政策的な一つの軸になつていくということ

は、私もそれはいいと思います。

最後に、いいですか。ここが一番言いたかったんですけど、馬の構造改革をもう少し勇気を持つてやらないといけない時期だったんじゃないとかと思うんですよ。つまり、供給過剰な状態を、お客様が限られて、お客様が高齢化して、つまりお金を使う方々のやっぱり姿形が変わつてきているわけですね、先生。私が、だつて小学校のころなんええればということになれば、利子所得なんかをもうちょっとと考えた方がいいんじゃないかという御指摘は、私も非常に説得力のある話ではないかなと思つたんです。

そこで、今言つているのは、だから、だから

て謝られたわけですよ。

その上で、今言つているのは、まず体を太らすことなんですよということなんです。そして、そ

のことはどういうことかと云うと、もつとはつき

り言いましたら、僕は白川総裁に言いたいです

が、よくデフレからインフレにやるときに、名目のCPIなど、そういう話するんですね。しか

し、そこよりも本当に大事なところは所得なん

で、やっぱり企業の需給のギャップを、どうやつ

て供給と需要を埋めるかとなると、構造改革を

やつぱり余力を持つてやるということも必要な

ことなんですかと私は思うんですけど。

だから、そういうことからいふと、高齢者の方

が増えて消費がやっぱり非常に落ち込んでいる中

で、やっぱり企業の需給のギャップを、どうやつ

て供給と需要を埋めるかとなると、構造改革を

やつぱり余力を持つてやるということも必要な

ことなんですかと私は思うんですけど。

だから、そういうことからいふと、高齢者の方

が、よくデフレからインフレにやるときに、名目のCPIなど、そういう話するんですね。しか

し、そこよりも本当に大事なところは所得なん

で、やっぱり企業の需給のギャップを、どうやつ

て供給と需要を埋めるかとなると、構造改革を

やつぱり余力を持つてやるということも必要な

ことなんですかと私は思うんですけど。

だから、そういうことからいふと、高齢者の方

が増えて消費がやっぱり非常に落ち込んでいる中

で、やっぱり企業の需給のギャップを、どうやつ

て供給と需要を埋めるかとなると、構造改革を

やつぱり余力を持つてやるということも必要な

ことなんですかと私は思うんですけど。

だから、そういうことからいふと、高齢者の方

が、よくデフレからインフレにやるときに、名目のCPIなど、そういう話するんですね。しか

し、そこよりも本当に大事なところは所得なん

で、やっぱり企業の需給のギャップを、どうやつ

て供給と需要を埋めるかとなると、構造改革を

やつぱり余力を持つてやるということも必要な

ことなんですかと私は思うんですけど。

だから、そういうことからいふと、高齢者の方

が増えて消費がやっぱり非常に落ち込んでいる中

で、やっぱり企業の需給のギャップを、どうやつ

て供給と需要を埋めるかとなると、構造改革を



から、歴代大臣がおかしくなった。ところが、歴代大臣がおかしくなったのは、政権就いたときからずっと財務省の支配下に置かれたからですよ。安住大臣良かったのは、ついこの前来たから、まともな感覚をまだ持っているんです。だから、その感覚を忘れずにやっていたいんですよ、是非ね。

それと、最後にもう時間がないから言います。自見大臣。自見大臣に本当にこのこういう問題も聞きたいんですけど、最後に聞きますのは、いよいよ明日閣議決定されるそうですよ、あの消費税問題について。御党の亀井代表は、絶対にもうこれは連立離脱だとおっしゃっています。当然、今の話を聞いていても、国民新党というのは、国民経済を守るために、規制緩和、構造改革おかしいと言つてきましたし、ああいう金融の緩和政策もやつてあるわけですよ。当然のことながら、消費税を上げると言うんだつたら連立離脱するんでしょ。その辺のところを聞きたい。

○国務大臣(自見庄三郎君) 我が党のやっぱり立

党的精神は、午前中も申し上げましたように、小泉さんに代表されるような新自由主義、小さな政府、官から民へ、過度の規制緩和と、そついつたことの行き過ぎたそういう政策は非常に、これはもう先生御存じのように、非常にここ二十年間、ソ連が崩壊した後、世界の経済というのは非常に一極化したんですよ。中国も改革・開放といふことでの行き過ぎたそういう政策は非常に、これで、条件変更の実行率は、中小企業者で九七・三%、住宅ローン借入者で九一・六%であります。金融庁としては、こうしたこの累計の数字をどう評価しているのか、まずお尋ねします。

○副大臣(中塙一宏君) 今先生から詳細な数字を交えて御披瀝をいただきましたとおり、この中小

企業金融円滑化法施行後であります、条件変更の申込みに占める実行の割合は九割を超えております。

昨年末に私も仙台と福岡へ行って、中小企業團

体や、あと金融機関の皆さんとも意見交換をしてまいりました。その中で、やはりこの法律がある

ことではありますたが、やっぱりこの法律が通る

ことによつて条件変更といふものへの考え方があ

わつたとか、あるいは協調融資、銀行間同士の

ミーティングが頻繁に行われるようになつたと

いつたような声も聞かせていただいたところであ

た。

○国務大臣(自見庄三郎君) はい、分かりまし

至るところで今矛盾を起こしつつあるのが、私は二十一世紀の今の状態だと思っております。そういう視点にも立ちながら、大変敬愛する

西田先生の御質問でございますけれども、この法度も言つておりますけれども、まだ今の段階では、本当に仮定の話でございますので、お答えすることは差し控えさせていただきたいというふうに思つております。

○西田昌司君 終わります。

○荒木清寛君 それでは、中小企業金融円滑化法案につきまして、まず金融担当大臣にお尋ねをいたします。

本法律が施行されました平成二十一年十二月以来平成二十三年九月末までの条件変更等の申込件数累計は、中小企業者が約二百四十九万件、住宅ローン借入者が約二十一万件に及んでおりまし

て、条件変更の実行率は、中小企業者で九七・三%、住宅ローン借入者で九一・六%であります。

金融庁としては、こうしたこの累計の数字をど

う評価しているのか、まずお尋ねします。

○副大臣(中塙一宏君)

今先生から詳細な数字を

交えて御披瀝をいただきましたとおり、この中小

企業金融円滑化法施行後であります、条件変更の申込みに占める実行の割合は九割を超えておりま

す。

○政府参考人(細溝清史君)

コンサルティング機

能には様々なものがござりますが、例えば中小企

業の経営相談、指導やビジネスマッチング等によ

る販路獲得等の支援、また経営改善計画の策定支

援やその実施状況のフォローアップというのがあ

るうかと思います。

それで、ビジネスマッチングにつきまして、一

例でございますが、地方銀行によるビジネスマッ

チング件数というのを取つておりますが、これは

例え二十年度は一万六千件、二十一年度が一万

八千件、二十二年度が二万二千件という形で徐々

に増えております。

それから、経営改善計画ということでは、実現

可能性の高い抜本的な経営再建計画、いわゆる実

抜計画の策定状況を見ますと、条件変更を行つた

債務者のうち半分、五割強はその実抜計画を策定

済みである。これはヒアリング等でそういったこ

とが分かつております。

ただ、今五割と申し上げましたので、残りの五

りますが、そういう意味において、この法律施行後、条件変更等の定着は進んでいると、そのようになります。

○荒木清寛君 この法律の制定に当たりまして、金融マニュアル、監督指針も改定されまして、金融機関による経営相談、指導等、コンサルテイング機能の十分な発揮が求められました。

そこで、どの程度この指針に基づいて金融機関がコンサルティング機能を果たしてきたのかということは、今回の法律、もう延長は一回限りでありますから、いわゆる出口戦略とも密接にかかわりますので、十分検証する必要がございます。

申込みに対する実行率が九七・三%、事業者に対することは、逆に言うと、申し込んだものはほとんど応諾をしたということですから、余り十分な審査というかチェックもせずに応諾したという可能性もあるわけで、果たしてどれほどそういうコンサルティング機能をやってきたのかということは一つ懸念がありますので、この点はどうどのように検証しますか。

申込みに対する実行率が九七・三%、事業者に対することは、逆に言うと、申し込んだものはほとんど応諾をしたということですから、余り十分な審査というかチェックもせずに応諾したという可能性もあるわけで、果たしてどれほどそういうコンサルティング機能をやつてきたのかということは一つ懸念がありますので、この点はどうどのように検証しますか。

○政府参考人(細溝清史君)

コンサルティング機

能には様々なものがござりますが、例えば中小企

業の経営相談、指導やビジネスマッチング等によ

る販路獲得等の支援、また経営改善計画の策定支

援やその実施状況のフォローアップというのがあ

るうかと思います。

それで、ビジネスマッチングにつきまして、一

例でございますが、地方銀行によるビジネスマッ

チング件数というのを取つておりますが、これは

例え二十年度は一万六千件、二十一年度が一万

八千件、二十二年度が二万二千件という形で徐々

に増えております。

それから、経営改善計画ということでは、実現

可能性の高い抜本的な経営再建計画、いわゆる実

抜計画の策定状況を見ますと、条件変更を行つた

債務者のうち半分、五割強はその実抜計画を策定

済みである。これはヒアリング等でそういったこ

とが分かつております。

また、企業再生支援協議会につきましては、県境

割がどうなつてゐるかといいますと、条件変更を行つたけれども予定してた実抜計画がまだ策定できていないというのが一割、それから、そもそも予定も立てられない、業況が悪いため実抜計画が未策定であるというのが四割というふうに聞いております。

昨日、私ども、夏にいろいろ地方伺いました。地域の中小企業者の方から直接御意見を伺いました。その中の声では、金融機関にはこれまで以上にコンサルティング機能の発揮力を入れてほしいとか、元本返済を猶予している間に一步踏み込んで事業再生の支援を行つてほしいとかいつた御希望がございました。

そういう状況を踏まえまして、今後は、金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮を促すとともに、外部機関など関係者の協力も得つつ、中小企業の事業再生に向けた支援に軸足を移して、中小企業の眞の意味での経営改善につながる支援を強力に進めていく必要があると考えております。

○荒木清寛君 次に、本法律では、金融機関が企業再生支援機構、事業再生ADR、中小企業再生支援協議会等と密接な連携を図ることが位置付けられています。

こうした機関との連携を図った事例というのには相当たくさんあるのか、報告を求めます。

○政府参考人(細溝清史君) 金融機関はこれまでも外部機関と連携を図つておると私どもは承知しておりますが、例え金融円滑化法施行後、二十二年の一月から二十三年の十二月までで、中小企業再生支援協議会における再生計画策定が完了した件数、これは六百九十二件とお伺いしております。この六百九十二件にはほとんど債権放棄の実施とかDDSとかファンドの活用とか等やりながら事業再生支援を行つているものと考へております。

生支援を必要とする案件については企業再生支援機構と連携して取り組んでいる事例もあると聞いておりまして、例えば地域のバス会社やあるいは病院といった地域住民の生活インフラを提供している先や、地域の主要産業など地域経済の再建に資する企業などに対する支援を実施しているものと承知しております。

○荒木清寛君 次にお尋ねをいたします。

当初、亀井大臣の下で成立をしたわけでありまして、元々の期限は昨年三月末であります。第一回の延長で本年三月末まで延長されたわけであります。この一回目の延長の方針を決めました。昨年十一月十四日の金融庁の公表文書によれば、先ほどの、実抜計画と言うんですか、この貸付条件の変更等に関しては、金融規律も考慮し、実効性ある経営再建計画を策定、実行することが重要であるという指摘がされております。

○政府参考人(細溝清史君) 昨年の金融円滑化法延長に合わせまして、昨年四月に監督指針を改正いたしまして、金融機関が発揮すべきコンサルティング機能というのを具体的に、具体例としてお示しいたしました。

それで、監督当局としましては、この監督方針に基づいて、ヒアリングの機会等を通して金融機関に対して経営再建計画の策定支援を促してきておりますし、また検査当局、これはオンラインサイトの検査におきましても、経営再建計画の策定支援を行なうための体制が整備されているかといったところについて検証を行なってきているという状況でございます。

○荒木清寛君 自見大臣にお尋ねをいたします。

今回の延長、もちろん改正案にはこれが最後の延長であるということは書いていないわけありますが、大臣も政府も度々、現行の円滑化法の延長は今回限りである、ですから来年の三月末が最

終リミットであるということを強調されているわけであります。

その理由についてお尋ねするとともに、そもそもこの円滑化法案というのは、もうリーマン・ショック以降大変な状況にあつたわけでありますから、条件変更で時間を稼ぐ間に景気の回復を待つという、そういう趣旨もあったかと思います。

そういう意味では、もうそういう景気の先行きで、もうこれ以上は延長しないという、そういう判断の下で、もうこれ以上は延長しないという、そういう大臣の方針になっているのか、お尋ねをいたします。

○国務大臣(自見庄三郎君) 荒木議員にお答えをさせていただきます。

金融機関による円滑化法への対応は、基本的にもう二年たちましたのでかなり定着してきました

一方、貸付条件の再リスクと申しますか、再変更等が増加しているなどの問題点を指摘する声もございまして、私もいろいろ、副大臣あるいは

大臣政務官と手分けをいたしまして地方もずっと

回らせていただいたわけございませんけれども、同時に、金融規律の確保、これはもう、健全性の

確保あるいはモラルハザードの防止を図るとともに、これも非常に大事だという声もやっぱり各地

で聞かせていただきまして、そういうことで、

やつぱり中小企業者に対する事業再生等の支援措

置、出口戦略を集中的に講じていくことが私は適切であると考えております。しかししながら、現

時点において、仮にもし、同法、この法律を廃止

をした上で総合的な出口戦略を進めた場合、中小

企業者に対する金融の円滑化に欠けるような事態

が、どうしてこれでもう最終延長という決断になつたのかということとは若干懸念は持りますが、

そういふことでございました。そこで、この

金融機関というのは、基本的に、人様から預かっ

てきたお金に利子を付けて返すというのが民間金融機関の基本でございますから、そういった意味

で、そこら辺のバランスを考えながら、また景気

の動向あるいは世界の景気の、やっぱり今非常に

世界の経済が、欧州のことを見ても分かるよう

に、不安定でもござりますし、そういうことも考

慮に入れつつ、こういった判断をさせていただ

いたというところでございます。

○荒木清寛君 その歐州の動向等不安定であ

れば、どうしてこれでもう最終延長という決断になつたのかということとは若干懸念は持りますが、

そういふことでございました。そこで、この

法律は失効するわけであります。

先ほどの答弁でも、この法律が制定されたこと

によって条件変更についての金融機関の考え方

が変わってきたというか、しつかり相談に応じるよ

うな、そういう態度になつてきたということはい

いことだと思いますね。

そうしますと、来年の四月以降、こうした条件

変更を始めとする中小企業の円滑化に向けた、金

融監督といいますか、金融機関に対する指導監督

はどのように進めていくつもりなのか、お尋ね

します。

○副大臣(中塚一宏君) 実は、これもある意味、

出口戦略の一環でございまして、この金融円滑化

法によって金融機関がその条件変更に応じると、

その考え方を変えていただき、その上で、この

法律があろうがなかろうが、金融機関は真摯に借

り手たる中小企業の実態に応じたコンサルティン

グ機能を発揮をしていただきたい、ということも、実

際、この最終延長の目的でございます。その上

で、この法律の期限が切れた後なんですか

も、それは検査監督等を通じまして適切に把握を

していきたいと、そういうふうに思つております。

なお、さらには、今まで二年とちょっとやつてまいりましたその間に条件変更等に応じてまいり

れ以上の条件変更の必要はないという、そういう認識はなかつたんですか。

○国務大臣(自見庄三郎君) 再延長するときに、私、声明をたしか発表させていただきましたが、ソフランディングを図るために金融規律の確保に係る取組と同時に、経済も企業も生き物でございますから、中小企業者等の真の意味での経営改善につながる支援をバランスよく実施していくことが私は極めて重要なことだというふうに考えておりまして、金融庁としては、こういった考え方の下、まさにこの検査監督においても、金融機関の取組状況をきめ細かくフォローアップしてまいりたいというふうに思つております。

○荒木清寛君 来年の二十五年四月以降は、この

金融機関というのは、基本的に、人様から預かって

きたお金を利子を付けて返すというのが民間金融機関の基本でございますから、そういった意味

で、そこら辺のバランスを考えながら、また景気

の動向あるいは世界の景気の、やっぱり今非常に

世界の経済が、欧州のことを見ても分かるよう

に、不安定でもござりますし、そういうことも考

慮に入れつつ、こういった判断をさせていただ

いたというところでございます。

○荒木清寛君 その歐州の動向等不安定であ

れば、どうしてこれでもう最終延長という決断になつたのかということとは若干懸念は持りますが、

そういふことでございました。そこで、この

法律は失効するわけであります。

先ほどの答弁でも、この法律が制定されたこと

によって条件変更についての金融機関の考え方

が変わってきたというか、しつかり相談に応じるよ

うな、そういう態度になつてきたということはい

いことだと思いますね。

そうしますと、来年の四月以降、こうした条件

変更を始めとする中小企業の円滑化に向けた、金

融監督といいますか、金融機関に対する指導監督

はどのように進めていくつもりなのか、お尋ね

します。

○副大臣(中塚一宏君) 実は、これもある意味、

出口戦略の一環でございまして、この金融円滑化

法によって金融機関がその条件変更に応じると、

その考え方を変えていただき、その上で、この

法律があろうがなかろうが、金融機関は真摯に借

り手たる中小企業の実態に応じたコンサルティン

グ機能を発揮をしていただきたい、ということも、実

際、この最終延長の目的でございます。その上

で、この法律の期限が切れた後なんですか

も、それは検査監督等を通じまして適切に把握を

していきたいと、そういうふうに思つております。

なお、さらには、今まで二年とちょっとやつてまいりましたその間に条件変更等に応じてまいり

ます。

ました中小企業を、この最後の一年間で集中的に

良くなっていたらどういう努力をするわけなんですか。あります。その良くなっていたら努力も継続してやつていかなきやいかぬわけで、その環境づくりも、この最終延長の一年の間にやつてまいりたいと、そう考えております。

明党は当初からこの田滑化法を一年延長すべきだ  
ということを国会質疑で言つてきただけであります  
すから、もとよりもろ手を挙げて賛成であります  
が、ただ、最終延長とすることについては党内で  
議論がありました。まあ法律に書いてあるわけ  
じゃないんですけど。それは東日本大震災の問題  
でございまして、当然、被災地域における中小企  
業はとてもまだ事業再建の見通しが付くような状  
況ではありませんで、返済条件の変更等は、リス  
ケといいますか、引き続きやつてもらわなければ  
いけないという状況であります。

もちろん金融機関においてはそういう柔軟な対応を今していると思いますし、また国会においても、この二重ローンの支援法案も、法律も作ったところでございまして、いろいろ手は打たれているんですが、しかしそういう大震災の地域で中小企業の皆さんのが大変な状況にある中で、本当にこれを延長、最後の一年としていいのかと、場合によっては東北の企業だけは更にこの法律の対象としてやつていくこともあり得るべしではないかという議論もしたわけございますが、このようなことは政府においてどのように検討したんだでしょうか。

○副大臣(中塚一宏君) 東日本大震災への対応とすることでありますけれども、これは本当にいろんな手立てを総動員でやっていかなきゃならぬとなふうに思っております。

金融庁におきましては、震災当日に金融担当大臣と日本銀行総裁との連名で、状況に応じまして返済の猶予でありますとか、あるいは被災者に対する金融上の措置を適切に講ずるよう各金融機関に要請するなど、何度も要請をしておるところで

をいたしますし、その後、例えば金融機能強化法改正をいただきまして、震災特例等を作りましたり、あと、個人版の私的整理ガイドラインというものも運用の支援をいたしております。それから、各県には産業復興機構がございますし、国会で議員立法でお作りをいただきました東日本大震災の事業者再生支援機構というのもこの三月の初めから動き出しております。

○荒木清寛君　政府においては、累次の補正予算等で復興特別貸付、復興緊急保証等を実施、また延長、拡大をしてまいりましたし、また東日本大震災事業者再生支援機構においても新たな貸出しのスキームもできたところであります。

で、大臣においては、「一層この被災地企業に対し  
て潤沢な資金が供給されるような対策を更に進め  
てもらいたい」と考えますが、決意を伺います。

○國務大臣（自見庄三郎君） 金融庁をいたしました  
では、復興に向けた取組を金融がしっかりと下支え  
をすべく震災特例を設けた金融機能強化法、これ  
は全党一致でもう本当に素早く通していただきま

したが、それらも、今、先生あるいは副大臣もお答えしましたが、各県に設置されている産業復興機構、それから三党がお作りになつていただいた今年の五月より業務開拓にて東日本大襲犯業者

今年の五月、<sup>一</sup> 勤務開始した東日本電力事業部再生支援機構でございます。この事務方にもしっかりと金融庁から窗口の方を、非常に人をやらしていただいておりますが、また今度の予算でも

たしか五千億円ですかね、この政府の保証枠を取つていただきましたが、そういうふた各種の復興支援策の積極的かつ効果的な活用を促しているところでございます。

でいきたいというふうに思います。

これは、ちょっと今までき今月を五月と、こう言つたたそうでござりますけれども、今月五日の間違いでございまして、お許しをいただきたいと思つております。

はござりて、古川大臣にお尋ねをいたします。  
企業再生支援機構による支援は、三月一日時点  
までに二十二案件行なわれております。その中には  
日本航空など大企業が、上場企業が含まれていて  
一方で、中小企業は十一案件ございましておりま

す。全体の支援件数も少ない上に、本来、法の目的としている中小企業に対する支援件数が少ないことについては、内閣府としてどう評価をしてい るのか、お尋ねをします。

吉川大臣は愛知県の小選挙区の選出でございま  
すけれども、愛知県は中小企業の集積地でありま  
すけれども、この愛知県の企業は一件も対象に  
よってございません。

なくておりません。あるいは、埼玉県も中小企業の集積地であると思いますが、埼玉県の企業も一件もこの支援が行われていないということからしますと、やはり本来のこの法の趣旨とは違った運用がされてきたことは忍むべるを得ない、と思いま

月がかかるなどといふことはないと思ひます。  
すが、どういう評価をしていますか。

○政府参考人(神田裕一君) 企業再生支援機構に  
おきましては、これまで先生御指摘の三月一日以  
降一件、医療案件についての支援がございまし

て、二十三件の支援決定を行つております。このうち、中小企業の案件が十一件、それから病院の案件が五件ということになつております。両方合せますと、二十三件のうち約七割は

中小事業者の案件ということになつております。この中には、青森県のしまさば等の加工事業者で  
すとか福島県のバス会社、島根県の底引き網漁業者など地域経済の再建に資する案件も手掛けてお

りまして、その意味では一定の貢献をしてきていいものというふうに考えております。

うに考えております

○荒木清寛君 やはり日本航空にお金を使い過ぎたんではないか。  
たんではないか、資源を使い過ぎたんではないか  
と思わざるを得ないんですが、先ほどもありま  
たように、JALに対しても三千五百億円の出資  
をしたわけでありますけれども、そのほかの企業

に対する出資というのには幾らくらいになるんですか、実績は。

は、三千五百億円十一億のうち三千五百億というふうなことで、約九五%がJALの出資案件ということをございますので、その他の案件ということは五%程度ということになります。また、融資枠につきましては、これは暫定設定ということとござります。

けれども、三千六百九十一億のうちJALの融資枠分が三千五百五十億ということで、約九八%というふうになつてござります。

たた資金的な支援ということでいいますと太  
変大きな割合を占めているわけでござりますけれども、人的な支援ということで申しますと、当初百名体制のときに、常駐で人材派遣しましたのが約二十名でござります。それから、一部の戦闘

二十二名でござります。それなら、一音の歌長として分担していたのが約十名ということでござりますので、人的支援としては二割から三割の人材をJALに投入したことかと考えております。

○荒木清寛君 しかし、そうした用意された資金の相当部分を使わざるを得なかつたということだが、やはり中小企業に対する支援の足かせになつたのではないかという懸念はやはり持つざるを得ませぬ。

そこで、今回の期限延長の目的でありますけれども、単に期間を延長するだけではなく、今回の改正案について、内閣府は、中小企業金融円滑化法

法の延長に伴い、金融機関によるコンサルティング機能の一層の發揮を後押しをするという形で、金融円滑化法とのリンクージというか、そこを明確にしていくわけですね。





に考えております。

○中西健治君 この四十七億円という予算措置は、今回の支援機構法の延長を見越しての予算措置だつたんですか。それとも、付け焼き刃で今ごろになつて対応策としてこれ出してきてるんじゃないんですか。

○政府参考人(宮川正君) この四十七億円でございましたけれども、ただ、円滑化法の延長の話が正式に決まりましたのは年末でございまして、私ども、これ予算要求をしていた夏の時点ではまだそういうお話をございませんでしたので、そういうこともあるかなという、にらみながらはやつておきましたけれども、この四十七億円については通常の予算の中で考えていたということでございまます。

○中西健治君 そうすると、見越していかなかつたということを率直に言つていただいたのかなといふふうに思います。受け手側の協議会がしっかりと体制が整わなければ結局総にかいたものに終わってしまうというのは明らかなのではないかと思うので、やはりそのところも今後考えていかなければならぬポイントであるというふうに私自身は考えております。

支援機構ですけれども、これまでの二年半で二十三件支援決定をしたというお話をしたけれども、そもそも五百六十ぐらい相談があつて、その中でふるいに掛けて二十三件だったということが衆議院の方での社長のお話だつたと思います。これから的一年間、これも二十二件か二十三件やるんだというようなことを予算措置の中で書かれおりますけれども、二十二件、二十三件やるんだと、また五百件、六百件受け付けようとするなど、現時点で相談の件数を見込むのは難しいと思っております。

ただ、新規の案件として政府保証枠の予算積算上二十三件というふうに見込んでおりますけれども、この中には、昨年十月の段階で大臣認可を受けた事業者についてはこの四月まで支援決定がで

きるという、四十六の事業者から支援決定するものと、今回延長されたことによる新たな支援決定数と両方含めまして二十三件ということで、大臣認可を受けた事業者の中から既に五事業者支援決定されてございますので、両方合わせた数字といふことで御理解をお願いできればというふうに考えております。

○中西健治君 支援機構というのは官民共同の企業再生ファンドというふうに考えられていますが、ファンドというのは全体でうまく利回りが回ったかどうかということについて判断されるということになるのかと思ひますが、政府保証付きで資金調達をしているというわけですから、もちろんちゃんとうまく回してもらわなきゃいけませんし、現場の方々にも大変大きなプレッシャーがあつたかと思いますが、先ほど来出ていますJA

L、出資額で九六%、融資額で九八%も占めてしまふということがありますので、やはりJALがこけたら全て駄目になるという性格が結局のところ濃かつたんじゃないかなと、結果としてはそうなつているんじやないかなというふうに思つております。

当初、百社、二百社にも投資するとうたつて立ち上げられた再生ファンドが結局二十三社にしか投資ができませんでしたというようなことになれば、民間のファンドであれば大問題ということになりますが、それについてはいかがでしょうか。○大臣政務官(大串博志君) 市場における適正な競争状況というのが、公正な市場が存在するという意味においては極めて重要なこともそのとおりでございます。

ですから、企業再生支援機構があるからといって市場のファンクションがゆがめられるようなことはあってはいけないと私は思つてますし、そういうふうに思つております。この先般の富士テクニカ及び宮津の統合における問題は、確かにそれほど大きな市場独占力というもののがなかつたわけでありますけれども、実態と見てみると、非常に利益率が低いという状況があつた、それが過大な債務につながつていていう現状がございます、その利益が低かつたというところを見ると、受注において非常に価格を下げる競争状況が非常に厳しかつたところがあるのですから、こういった点においても統合による効果というのは一定あり得ようかと思います、ということを述べたわけでございまして、市場の競争をゆがめてはならぬというのはそのとおりだと思います。

○中西健治君 真摯にお答えいただいている大串政務官にはちょっと申し訳ないなと思うんです。が、これはやはり独立禁止法だとそういう発言をされていていますけれども、これは二社統合によって価格競争がなくなつて、これでよかつたんだということを政府自らが言つてしまっています。が、これがやはり独立禁止法だとそういう発言をされると、あと発注する側のことを考えると、政府の答弁としてはおかしいのではないかと思ひますが、それについてはいかがでしようか。○大臣政務官(大串博志君) 市場における適正な競争状況というのが、公正な市場が存在するという意味においては極めて重要なこともそのとおりでございます。

○政府参考人(神田裕二君) 先生御指摘のよう

に、この機構につきましては民間から約半分出資點はどのように考えていらっしゃいますか。○政府参考人(神田裕二君) 先生御指摘のように、この機構につきましては民間から約半分出資でございますが、中身を充実させてほしいと賛成でございますが、中身を充実させてほしいという立場で質問をいたしますけれども、まず住宅ローン関係で質問をいたします。

円滑化法について質問をいたしますが、延長は賛成でございますが、中身を充実させてほしいと不況でリストラに遭つたとか、失業したとか、早期退職に応じたとか、ボーナスが出なくなつたとか、様々な困難な方々を支援する立場で、この金融円滑化法の住宅ローンについての条件変更の措置をというふうな趣旨があるわけでございます。この表なんですがれども、まず、ちょっと普通にないんで質問をしますけど、実行率①と実行率②というのをござります。これはどういう違いがあるのか、その意味合いを、わざわざ二つ作つた

さい。

○政府参考人(細溝清史君) これは、審査中の案件ないし取下げのものを勘案するかしないかといふところでございまして、実行したものと謝絶したものとベースにしたものとそれから、全体として申込みに対して実行したもの、そういうものでございます。

○大門実紀史君 そういう意味で、意味というか解説はあるんですけども、別にこれは実行率②だけでも通常はいいんだなと思つておりますので、ちょっと数字が高めに見させるために実行率①の方があるのかなと思います。やっぱりリアルな数字で物を考える必要があると思いますので、今ちょっとお聞きしたわけですが。

ちなんに、お配りしておりますが、中小企業者の場合の実行率②のところですけど、これは九一%になつております。ところが、この住宅ローンの場合は実行率が七七・七と。なぜ住宅ローンの方がこの条件変更進んでいないのか、その原因はどこにありますか。

○政府参考人(細溝清史君) 実は、この表を作るという際の謝絶の概念をどうしようかといったときに、ずっと審査中であれば謝絶に入つてこないことになりますので、三ヶ月以上対応していなければみなし謝絶ということで謝絶のところに入れてございます。

それで、実態を金融機関に聞きましたところ、金融機関は住宅ローンの債務者の収支状況を日常的に把握していない。中小企業の場合は日常的に把握することを努めていますが、サラリーマンの方ですから、日常的なそついた把握はしていない。そうすると、債務者の協力を得て審査に必要な書類を調べるというのには時間が掛かる。あるいは、この住宅ローンの債務者というのはサラリーマンが多いと思いますが、そういった方々は平日は仕事でございまして留守にされておるといったことで、そういった方と長期にわたり連絡が取れなくなるケースが多いといった事情があるものと考えておりますし、そういう意味で、こ

の実行率というところが、住宅ローンの場合は、

一旦はみなし謝絶で謝絶になつてしまふ場合は謝絶が一、それから、実行した場合は実行が一といふことになるわけでございまして、中小企業のよう

うに、日ごろから付き合つていて三ヶ月以内に何らかのことができるという場合とは若干事情が異なつてゐるというふうに聞いております。

○大門実紀史君 申し訳ないけど、政府参考人は一応座らせてほしいと言わされたから座つてもらつてあるだけ、答弁は基本的に大串さんにお尋ねでありますので、以降はちょっと政治家同士で話を

おりますので、以降はちょっと政治家同士で話をしたいんですけどね。

今いろいろ言われましたが、若干といふか、相当現場のことをつかんでいないなと思います。

先に確認をしないといけないと思うんですけど、この住宅ローンの場合の貸付条件の変更といふのはいろいろあると思うんですけどね。借換えに応じたり、金利を下げてあげたり、あるいは返済回数を増やすというか期間を延ばす、毎月の返済額を抑えるとか、種々あると思うんですよ。円滑化法に基づいた努力というの。

確認なんですか、金利を下げるというのも、この円滑化法で求めている努力の一つでこれは間違いないですね。

○大臣政務官(大串博志君) 今お話をありましたように、条件の変更という中には金利を下げるといふことも一応入っております。

○大門実紀史君 これはちょっと分からなければ細溝さんでも結構なんですか、この実行された中に、この金利の引下げに応じたというはちゃんと把握されていますか。

○政府参考人(細溝清史君) 申し訳ございませんが、なかなか詳細な数字を把握してございませんが、金利引下げも、ごく少数かもしれませんのが、金利引下げも、ごく少数..

金利はどんどん今低くなつてきております。今日

も議論があつたとおり、もう量的緩和、じやぶんお金を流していますのでね。調達金利、今、最新の数字でいきますと、〇・〇四八です。貸出し、住宅ローンの貸出しが今一・四七五

なんですが、問題、後で申し上げますが、非常にこの部分が分かれ目になつておりますので、是非こういう数値を取るとき、速報ばかりじやなくても結構なんですが、きちんととした数字として、金利の引下げとか、どういう形で応じたかと。やっぱり七割というのは少ないと思いますので、七割

台というのは、その項目できちつと今後は把握するようにしてもらいたいと思いますが、いかがですか。

○国務大臣(自見庄三郎君) 今いろいろ言われましたが、いかがですか。

○大門実紀史君 といいますのは、貸付条件の変更、住宅ローンの場合ですけど、事業者の御意向に沿うようにやつていきたいというふうに思つております。

○大門実紀史君 といいますのは、貸付条件の変更、住宅ローンの場合ですけど、事業者の御意向に沿うようにやつていきたいというふうに思つております。

○大臣政務官(大串博志君) とにかく金利を下げてくれたということで大変喜んで、この円滑化法のおかげで下げてもらつたといつています。

○大門実紀史君 金利を下げて借換えするか、金利を下げて借換えするか、もう手法が幾つもないわけです。その中で、貸付条件の変更といつても、単に返済期間を延ばす、回数を増やして毎月の返済額を抑えると、これは実質的には支払利息の合計が増えたりして、銀行は実は痛くもかゆくもないんです。それでも一応このカウントの中で、何といままで利息でちゃんと取ればですね。

それでも一応このカウントの中で、何といままで利息でちゃんと取ればですね。

それとも一応このカウントの中で、何といままで利息でちゃんと取ればですね。

それとも一応このカウントの中で、何といままで利息でちゃんと取ればですね。

それとも一応このカウントの中で、何といままで利息でちゃんと取ればですね。

それとも一応このカウントの中で、何といままで利息でちゃんと取ればですね。

そもそも、銀行の調達金利は、金融機関の調達

が大体ベースでございますので、相当な開きがあるわけですが。

金利はどんどん今低くなつてきております。今日

も議論があつたとおり、もう量的緩和、じやぶ

んですが、問題、後で申し上げますが、非常に

この部分が分かれ目になつておりますので、是非

こういう数値を取るとき、速報ばかりじやなくて

も結構なんですが、きちんととした数字として、金利の引下げとか、どういう形で応じたかと。やっぱ

り七割というのは少ないと思いますので、七割

台というのは、その項目できちつと今後は把握す

るわけですが、いかがですか。

○大臣政務官(大串博志君) 金利は引き下げる余裕はありますし、特に大きな銀行は今相当の業績、利益を上げていますから、十分に応じる条件があるわけですね。

もちろん、この実行の中には、信用金庫、地銀

とかで金利を下げてくれたということで大変喜んで、この円滑化法のおかげで下げてもらつたとい

うことで、そういう反応も大変たくさん来ている

ところでございますが、ところが逆に、金利の引

下げには絶対応じてくれないというふうな苦情も

あります。特にメガバンク、大銀行が多いですね。

例えばこういう例があるんすけれども、一回

でも延滞をしたから、しているから、金利の引下

げに新たには応じられないというようなことを

言つているメガバンクがあるんですね。これは変

な話でございまして、一回ぐらい延滞しちゃった

というのは、苦しいからです。その月に引き落としのお金を入れる余裕がなかつたからです。

そういうのは、苦しいからですね。その月に引き落としのお金を入れる余裕がなかつたからですね。

だからきちっと条件変更をのんであげてほしい、だからきちっと条件変更をのんであげてほしい、

ね。そういう方向けにこの円滑化法というの

は、どういふうに思つたかですね。

私は思います。もちろん悪質な、何か分かってい

てもずっと延滞を続けている人とか、これは別で

ね。全然この円滑化法の趣旨と違うというふうに

私は思います。もちろん悪質な、何か分かってい

てもずっと延滞を続けている人とか、これは別で

旨は、債務者の皆さんの状況に応じて、その状況を勘案し、条件の変更を含めて対応するべしということが趣旨でございます。ですので、あくまでも債務者の方々の状況に応じてございますので、今お話をありましたように、何がしかの機械的な条件をもつて云々という話ではないわけですが

さらに、預金等取扱機関に関して、私どもは、債務者の皆さんとの関係において、説明体制、すなわち、どういう理由で例えばいろんな条件変更ができるのかできないのか、これは融資をする際、しない際もそうすけれども、十分に意思疎通

通、説明責任を果たして理解をしていただいた上での業務を行なうというのが銀行の本義として私達の監督指針などにも定めております。ですから、法の精神及び銀行の元々の業務のあるべき姿として定められているものからして、今お話をありましたように、きちんと債務者の皆さんの状況に応じた対応をするというのが本義であろうというふうに思います。

具体的には、ちょっと余りにひどいんで、個別の銀行名になりますけど一つだけ出しますが、りそな銀行上野支店であつた事例でございます。相談されたのは、早期退職に応じたこれはイニ

シャルでSさんとしておきますけれども、金利を下げるもいたいと。自分の知り合いは金利下げてもらつた事例もあるんで、りそなさんも下げてほしいと言つたら、りそなの営業マネジャーは、社内規程でできないと。返済額減らすだけ、さつき言つたような、期間を延ばして、それには応りますよと。つまり、りそなは痛くもかゆくもない話なら応じますけど、金利を下げるりそなだつて今もう大変な業績を出しているわけですから、もうさつき言つた調達金利の差でいくと下がたつて全然構わないわけですがれども、一步も譲らないと言つているんですね。

このときに、私、ちょっと問題だなと思つたのは、全部メモが、対応メモがあつて、言つた

ことが全てメモになつてゐるんですけど、問題點だと思ったのは、こういう説明をしてゐるんであります、御本人に。円滑化法の中には金利引下げについては項目として入つていません、したがつてそりそのままの社内規程で判断させてもらいますと言つていいわけですね。これはもう国会でこういうやり取りずっとあつて、金利の引下げについても対応す

るものだとなつてきているにもかかわらず、りそなは、本人知らないのをいいことなのか、りそな自身が知らないのかは知りませんが、円滑化法には金利引下げは項目として入っていない、だから社内規程で判断する、金利の引下げには応じられ

りそなというのはもう国会の御用達のそういうないと。  
銀行でございまして、足下の銀行ですよね。これは、この国会で決まったことに対して、意図的かどうかは知りませんが、こういう説明をしていることなんですよ。これはちょっと個別案件とはいえた大事な問題なので、ひとつ調べてほしいなと思うんですけれども、いかがですか。

事業にはコメントをなかなか国会ではしにくいくらいに思われます。ところはござりますが、そもそも先ほど申しましたように、この円滑化法の中には金利の引下げも含めて債務者の状況に応じて条件変更に応じるといふことが人つております。ですので、各銀行はこの法に沿つて業務を行なうべきでありますし、そのようなことが行われるように私たちとしてもきちんと対処していきたいというふうに思います。

○大門実紀史君 このりそなの場合、はつきりとしたやり取りのものがあるからこうやつてはつきり申し上げるんですけれども、相談だけで言えば、東京三菱UFJでも円滑化法では金利の引下げは入っていないと同じこと言っていますし、中央三井信託、こちらも金利引下げは指導の項目ではありませんのでやりませんと言っていますので、これは意図的にみんな勘違いしているのか知らない債務者にそういう言い方をしているのか

再度、金利引下げはこの円滑化法の重要な一つの項目だと、これが実はこの七割の原因なんですよ。実行されたのもほとんどは期間延ばしてあげるとか、銀行は何の痛みもない方法ばかりやつていてこの数字になっていて、金利のところが引下げのところは取下げとか謝絶とか、こういうところになつてゐるわけでございまして、ちゃんと

とこれがこの一年延ばした後はやがて九割台に、実行が九割となるためには、この金利引下げ問題、これをきちっと対応するようになると、十分金力はあるわけですから、そういう指導をもらわないでそういう数字にはならないと思いますの

（政府参考人細井青史君） 円滑化法に基づく袋  
特に、この謝絶のところは本当に、どういう理由で謝絶なのかということはきちっと把握してほしいと思うんですね。これは逆にちょっと、細溝さん、きっちりと監督局長としてやってほしいなと思いますが、いかがですか。中身を把握してもらいたいというふうに思います。

付条件の謝絶につきましては、どういう事由で謝絶に至つたかということは金融機関から報告を受けております。その中で、例えば、みなし謝絶であるとか、債務者の協力が得られないとか、貸付条件の変更を行つたとしても債務弁済のめどが立たないといったような報告を受けております。

○大門実紀史君 最後に、じゃ、自見大臣に、特にこの住宅ローンの円滑化法の、これ努力義務と報告義務の問題ではありますけれども、きちっとした円滑化法が浸透するよう住宅ローン問題頑張ってもらいたいと思いますが、大臣のお言葉をいただきたいと思います。

○国務大臣(自見庄三郎君) 先生、今もう先生が言われましたように、金融円滑化法案では住宅ローンの債務者からの貸付条件の変更等の申込みがあつた場合は、当該債務者の財産及び収入の状況等を勘案してできる限り貸付条件の変更の措置をとるよう努め義務が課してあるわけでござい

○委員長(尾立源幸君) 他に御発言もないようですが、大門実紀史君、ありがとうございます。また、徹底していただいて、本当にこの法律を作った趣旨に反しないようにきちつと注視していただきたいというふうに思つております。

○大門実紀史君 ありがとうございました。終わ

○委員長(尾立源幸君)　政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

特別会計に関する法律の一部を改正する法律案及び租税特別措置法等の一部を改正する法律案審査のため、本日の委員会に、理事会協議のところより、政府参考人として農林水産大臣官房参考官橋洋君外二名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(尾立源幸君) 御異議ないと認め、さう決定いたしました。

○委員長(尾立源幸君) 特別会計に関する法律の一部を改正する法律案及び租税特別措置法等の部を改正する法律案の両案を一括して議題とし質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○水戸将史君 民主党的水戸でございます。

先週に引き続きまして租税特別措置法の一部改正の件について、僅か二十分でございますものですから、簡潔にお答えをいただきたいということでおろしくお願ひ申し上げます。

まず最初、租特とは関係ありませんが、昨日よりTPPの参加につきまして財務大臣からもいろいろと御答弁がございましたが、端的におつしやっていた大体、このTPP参加につきましては財務大臣は積極派なのか慎重派なのか、どちらでしようか。

○国務大臣(安住淳君) 私は、メリットがあれど

やればいいと思うし、本当に日本の産業構造や経済構造や農村地域も含めてですけれども、全体を長い目で見てマイナスであればやめればいいと思っていますから、別にどちらにということではありません。ただ、国を開くチャンスとしてそういう可能性があるとすれば十分研究すればいいと思っているだけです。

どちらでも取れるような発言でございますが、私はどちらかといえば慎重派の方でございまして、

ら、この納税猶予の制度の更なる私は改善を求めていきたいなどと思っておりますが。

今回、若干手直しが行われまして、御案内のとおり、従来の納税猶予を受けている農地に関しては、特定の者に対して貸し付けた場合、特定貸付けを行つた場合には、これは納税猶予を継続してもいいという特例措置が今回新しく創設されました。この創設された中においての政策効果、どの程度、具体的にどういう効果があると見込んで今回新しく創設されたのかということをお聞かせいただきたいと思います。

〔委員長退席、理事大久保勉君着席〕  
先ほど申し上げましたとおり、納税猶予はある一面ではいいんですけども、非常に現場の状況を踏まえればネットとなつてある部分もありました。例えば、納税猶予の適用対象となつてある農地を公共の用に供する場合におきまして、公共用耕地で使うからこの農地を譲つてくれという形で行政に譲ろうとしても、途中で納税猶予というものまでに遡つて納税をしなきゃいけない。プラスそれにも増して利子税も、これを払わなきゃいけ

保されるなどの点について見極めた上で検討されべき課題だというふうに考えております。

○水戸将史君 ですから、課税の公平性といつたって、じや、二分の一が課税の公平性から妥当なのかどうかという話もありますし、そもそも、本人の意思にかかわらず公共の用に供したいといふ、ある意味提供するという側ですから、それに利子税まで掛けるというのは、これはあんまりだよ。もう一度お答えを。撤廃する方向で検討してください。

的に日本の国益にかなうかどうかということが多い  
ま一度私自身が確信できないということと、それ  
から、特に農政に関して、我が民主党も二〇  
二〇年度までには、食料安保という話があります

○政府参考人(高橋洋君) お尋ねの贈与税納税猶予制度、こちらは、農地の永続的な確保という観点から、原則としては受贈者が営農を継続するということを要件に納税猶予をしてきたところ

一の今免除はありますけれども、この利子税につきましてやっぱりこれはあんまりじやないかと、農業従事者の関係者からもいろいろとそういう、

○政府参考人（塚本和男君） 利子税の関係につきましては、今おっしゃいましたように、公共事業の用に供するための譲渡という場合には、自分の意思による譲渡ではないということを考慮

が、食料自給率を五〇%までに高めていくといふ、その御旗はこれ降ろしていいわけでありまして、本当にそういうことで、野田総理もこの農業政策について更に突っ込んだ形でこれを達成するための手段とか方策を国民の前に広く御説明をして、

ですが、今般、受贈者の高齢化が進展する、他方で、御指摘のように農地の更なる利用集積を進め  
る必要があるということで、貸付けを行つた場合  
でも猶予が打ち切られることのないよう特例措置  
を設けることとしたところです。

この撤廃を求めてという強い要望もあるわけでもありますけれども、これ、利子税をなesse掛けるかとありますけれども、これは撤廃した方がいいと私は思っているんですけども、これについてどういう御見解か、お聞かせいただきたいと思います

いたしまして、先ほどの対象面積の譲渡面積を勘案する上で一定の配慮がなされているということと、それから、一般的の譲渡においても利子税を付していることとの均衡を勘案して現在の制度になつてているというふうに理解をしておる次第であります。

する必要があるかなと思つておりますが、いたたかつてそういうものがなかなか、小出しではありますけれども、見受けられないということは非常に私としては残念に思つておりますのですか

現在、この納税猶予の適用を受けている農地面積が十八万ヘクタール程度、これは全国の耕地面積の約四%に当たりますが、であると見込んでおります。この中で、現段階でこの特例の適用について具体的な見通しをお答えることは困難で、

○政府参考人塚本和男君) 今お話をございました納税猶予の対象農地が譲渡された場合ということですが、ござりますけれども、これは一般的には、譲渡面積が猶予されている土地の二割を超えますと、

○水戸将史君 ですから、撤廃することを検討してくださるというのはどうなんですか。検討できなんですか。

さはさりながらも、小出しではありますけれども、この租特の中におきましても、今回の改正では農政に関しまして若干改善のものが見受けられます。特に農地の税制は、更に一層、今後の農業の振興やこういう競争力の強化ということを鑑みれば、やっぱり税制面から政策誘導していく必要があるかなということを私は強く感じておりますが、今回のこの租特の改正におきましても、特に農地の贈与税・相続税納税猶予、この制度もある一面では、継続して農業を営んでいくことについてはいいんですけども、農地の流動化、よし一層やる気のある若い手に農地を活用していくだくということにおきましては、なかなかこれがネックとなってくる部分がありますのですか

ざいますが、現実に受贈者の高齢化が進んでい  
る、そういう現場の実態を踏まえて創設した特例  
でございますので、今後、その活用によりまして  
農地の利用集積が促進されるものと期待している  
ところでございます。

○水戸将史君 せっかく新しい制度を創設して進  
めようとするんですから、まず予測をしながら検  
証していくことは当然でありますものですから、  
どの程度今納税猶予の適用対象になる農地があ  
り、この制度を導入することによつてどの程度の  
効果があるのかということはやつぱり追跡調査を  
していく必要があると思うんですね。じゃない  
と、何となくやっているだけというような感じに  
なつてしましますのですから。

これに対しまして、公共用地として買収された場合には、公共用地としての納税猶予農地の円滑な取得を図る観点から、譲渡した面積分のみの猶予額を納付して、またさらに、利子税についても一分の一が免除されるということになつております。

○水戸将史君　是非、前向きにというか、極力撤廃する方向で進めていたぐれどを強く要望したいと思っております。

農地につきましては、もちろんこれから意欲的に農業をやっていこうと、既存の農業従事者がいるとして、しかし高齢である、後継ぎもいないといふことに關して、やっぱり第三者であつてもその農地を自ら活用できると、それが規模を拡大してやっていくということに關して様々な今確かに特例措置もあります。

しかし、この特例措置ももつともっと、先ほど

言つたような食料自給率、競争力を付けていくんだといふことも踏まえて考えれば、もつともつとこれは拡充していくべきだと思つております。

例えば、特別控除制度というのがあるんです。農地を持っている農家が意欲ある農業者に対して農地をこれ譲渡しようというときにおいて、確かに特別控除額、これ八百万若しくは場合によつては一千五百萬の特別控除の設定もありますし、また、これに関しましては、現時点では農用地区内の農地に限つてゐるわけですね。

ですから、今後ますますこの農地のある意味拡充をさせていく農業政策に資するようなことにしているけるならば、やっぱりこういう控除額とか適用対象農地を拡充、拡大していくこともこれはも、これについてどういう御見解でしようか。

○政府参考人(高橋洋君) 一つ目の譲渡所得の特別控除のこの金額でございますが、これにつきましては、御案内のとおり、収用により資産を譲渡した場合を含めて、譲渡に対する強制の度合いに応じて農地及びそれ以外の資産を含めた横断的な制度がござります。その体系の中で、農地保有合理化のための買入れ協議等について、その強制の程度を踏まえて、一千五百萬あるいは八百万という控除額となつてゐるところでございます。

また、二つの区域の問題でございますが、農用地区域は農用地等として利用を確保すべき土地の区域と、原則として農地転用が許可されないとすることになつておりますので、農地の利用集積のための施策を重点化する対象として適当と考えているところでございます。

こういった点がござりますので、今後の税制改正要望に向けましては、横断的な制度の体系の中で農地だけについて見直すことが可能かどうかといつた問題もございます。そういうことを含めて検討する必要があろうかと思つております。

○水戸将史君 是非、これも前向きに控除額を拡充、拡大すること、それから適用対象地域を農用地全域に拡大することも視野に入れて検討して

いただきたいということを強く要望したいと思つております。

租特の改定の中において、前回も取り上げましたけれども、石油石炭税に関する若干の改正がございました。地球温暖化に資するということでやるわけでありますけれども、ここにおきましても、農業従事者に対しまして一定の配慮もあるんですね。

元々、このA重油ですか、農業用のA重油に関しては還付措置も与られてきたということでございますが、今回新たに地球温暖化対策のためにこれ増税していくわけですから、これに関しましても、農業従事者等々に関しましては、また内航運送用船舶とか鉄道、航空用の燃料に関しましても還付措置をとつていうこと、こういう事業を當む人たちに関しましては一定の配慮をしていこうという形で今回、石油石炭税は増税しないよという話になつてゐるわけでありますけれども、そもそも、御案内のとおり、石油石炭税は庫出税で、製造元に関して税金を課するものでござりまするものですから、その製造された揮発油とか重油に関しましては、末端のいわゆる農業従事者とかこういう交通、内航運輸、運送とか鉄道とか航空機は、やはり還付されたものというふうなことを想像して安いものを提供していかないといふふうになつてゐるんすけれども、本当にそれが安いものなのかどうかということが非常に分かりづらい。

そもそも今言つたように庫出税でありますので、最初の段階でこれは納税されてしまうものでござりますのですから、自分たちがその還付の恩恵を受けるかどうかということに関しては、非常にこれから分かれづらいということになつてゐるんすけれども、これに関してのチェック機能はどうなつてますか。

○政府参考人(朝日弘君) お答え申し上げます。これまで、現行石油石炭税におきまして免税・還付措置、チェック体制つくつてきてございま

ての文書で確認をすると、そういうシステムをつくつてきてござります。

○水戸将史君 今までそのチェック体制を、これ

をしいきて、実際に還付をされているということが本当にちゃんと把握をできているのかと。還付されているというか、還付されたものとしてそれを利用されているかということに関して、仮にその分だけ差引いた燃料がこういう末端の人たちに利用されているかということに関して、仮にそうではないというケースが今まであつたのか。もし

つかう

を確認させなければなりません。そういう意味

で、先生御指摘の意味で、免税・還付措置がしっかりと実現しますように、そのチェック体制を確定させなければなりません。

○政府参考人(朝日弘君) これまで、免税・還付措置につきましては文書において確認をしてきてござります。そういう意味では、免税・還付措置の実現というのはしっかりと達成してきたものと考えてございます。

○水戸将史君 そちらが勝手に思つても、実際に現場がどうなのかということが非常に不透明だと

いう話をしているんですよ。

実際に、庫出税でございますので、いわゆる揮

発油、重油を製造するその工場がいわゆる税金を納めるわけです。そこからまた、かくかくしかじかという使用量に応じて国から還付されるわけ

ですね。しかし、今言つたように、末端の利用者

は、その自分たちが実際使つてゐる燃料が安いもののかどうかという、還付分ですね、還付され

る分だけ安いもののかどうかということが把握でき

ないから、非常にここに不信感が生まれてくる

ですね。

それをちゃんとチェックをしなきやいけないん

だけれども、今まで多分恐らく揮発検査はないだ

ろうし、本当にこれチェックしているということ

が見受けられないといつのが非常に業界たちも、

せつかくいい石油石炭税の還付措置を今回こうい

う業者に限つてやつていただこうという話であり

ますのですから、本当に額面どおりやりました。

○國務大臣(安住淳君) ちょっと時間いただい

て。私も、当選してから五、六年はずっと農林水

産委員会におりまして、理事等もやりまして、農

業基本法にも携わりました。私は地元が米作地帯

ことをやつていただきたいんですけど、それ

はいかがですか。

○政府参考人(朝日弘君) お答え申し上げます。

今般、新しく地球温暖化対策のための税の導入に伴つて、新しい免税・還付措置について枠組みを確定させなければなりません。そういう意味

で、先生御指摘の意味で、免税・還付措置がしっかりと実現しますように、そのチェック体制につきまして関係省庁と連携して構築したいと考えてございます。

○水戸将史君 是非よろしくお願ひしたいと思つています。本当に、言葉だけじゃなくて、実際に行動で示していただきたいということを強く要望させていただきたいと思っております。

もう時間が参りましたが、最後に、財務大臣、

先ほど若干触れました農業振興に関しまして、い

ろんな今手当てをしようとしております。特に競争力の強化は喫緊の課題でございますし、またそれをどういう形で後押しをしていくのかというこ

とは、いろんな施策があると、補助金もありますけれども、私は、せっかく、財務大臣、税制を担当する最高責任者でございますのでも、またそれをどういう形で後押しをしていくのかというこ

とは、いろんな施策があると、補助金もありますけれども、私は、せっかく、財務大臣、税制を担当する最高責任者でございますのでも、またそれをどういう形で後押しをしていくのかとい

うことをやつていただきたいと思つています。

○國務大臣(安住淳君) ちょっと時間いただい

て。私も、当選してから五、六年はずっと農林水

産委員会におりまして、理事等もやりまして、農

業基本法にも携わりました。私は地元が米作地帯

ことをやつていただきたいと思つています。

○國務大臣(安住淳君) ちょっと時間いただい

て。私も、当選してから五、六年はずっと農林水

産委員会におりまして、理事等もやりまして、農

業基本法にも携

田県で、大潟村というところの取材も長くやりました。戦前、小作争議が最も多い地域で、その後、農地解放の歴史等も随分と調べさせていただいたこともあります。

実は、最大の日本の国問題は、私なりに思いますと、終戦直後に農地解放をしたんですけど、我が東北でも〇・九二へクタール、つまり一町歩未満の田んぼで一千万人近い人の就農だったんですね。ところが、現在に至つても、残念ながら日本全体で二町歩いくいかないかの、北海道を除けば、集約が、やっぱり耕作者に集約がきつてできていらないというところに農業の恒常的な簡単に言うと問題があります。

戦後も価格統制で減反政策はしましたが、水戸さんが御指摘のように、農地を流動化して産業化していくというよりは米政策の減反政策に頼ったことをしてきたということに対して、私は少々、これは大臣としてというよりも、長くこの問題をやつてきた感想で言うと私は疑念を持っておりまます。ガット・ウルグアイ・ラウンドも、やつたやつたと言いますけど、六兆円で一体何が変わったのかと。圃場整備で立派な田んぼはできましたけど、減反率も変わらなければ高齢化も全く変わつております。

あえて最初の質問の答えに、本当は答えたかったんですけど、TPPにかこつけて農業の問題を取り上げる方もたくさんおられますけど、私から見ますと、TPPあるなしにかかわらず、耕作者主義に徹底して、今、水戸さんがおっしゃるように、税制の面でも、それからこの農地の言つてみれば流動化をして規模拡大をしていく面でも、それは、やらなきやいけないことはたくさん私は課題はあるのではないかと思っておりますので、そうした点では、日本の大変、一所懸命と言われているように、一ヵ所で耕作を一生懸命やつて非常にクオリティの高い農産物を作っている地域多數ありますから、これを産業としてやっぱり十分成り立つていくように、また農村集落の人口がそ

面での配慮や私は政策面でのサポートは十分やる  
思想はございますので、積極的な提案というものを  
を私は農林省から是非期待したいと思います。  
○水戸将史君 終わります。どうもありがとうございます。  
○若林健太君 自由民主党の若林でございます。  
　今の水戸先生とのやり取りを聞いてみると、私  
も農業政策を今一生懸命取り組んでいるところで  
ございますし、これはおやじからの引継ぎもある  
と、こういう思いでやつておりますし、引き継ぎ  
その話をしたいなどつくづく思つたんだけど、  
(発言する者あり)ありがとうございます。それ  
はまた、次回、そういう機会に譲らせていただい  
て。  
　今日は特別会計に関する法律の一部を改正する  
法律案、これについての質疑ということでござい  
まして、おとついの委員会に引き続いでこの問題  
についてお話をさせていただきたいと思います。  
　特別会計、これは多少誤解があるなど。今、特  
別会計改革等で、我が党も十七に減らしました。  
今度新たに民主党さんが改革するのは十七から十  
一に減らしましたと、こういう話があります。た  
だ、しかし本当に特別会計を減らすことが改革な  
のかと言わると、私は決してそういうことは  
ないというふうに思つんですね。  
　そもそも、一般会計、国全体の会計規模が大き  
くなつてくる中で、必要とされる、切り出して分  
かりやすく個別に管理をしていく、そういう意味  
で特別会計の意味合いというのは私はあるんだと  
いうふうに思つんですね。それは、たまたま一時  
期四十数個にもなつて、そしてその用途が特定さ  
れているがためにそこで生じてしまつた剰余金が  
プールされていた、滞留していたと、こういう問  
題が指摘をされ、整理統合をされていると、こ  
のことにつき大きな意味があると、このように思いま

すし、また歳入歳出について、特定の目的を持つて歳入を企画するんであれば、それに該当する導出をきっちりと切り出して区別をして管理をする。こういう意味合いであると、私はこんなふうに田別会計の中で全部入れなきやいけなかつたのに、二十三年度の歳入歳出について、これは一般会計金特別会計に切り出しされてしまつていて、だから、ありていに言えば、本当はこの復興特別会計の中で全部入れなきやいけなかつたのに、

そういう意味では、今回のこの特別会計に関する法律の一部を改正する法律案によつて、今回の東日本大震災の復興に係る事業を、歳入歳出しっかりと特別会計として管理していくようという趣旨、これは大切な趣旨であると私は基本的に賛同しているものでござります。

前回の委員会でも指摘をさせていただいたんですけれども、しかし残念ながら、これ当初から特別会計でやるべきであるというのは、私どもの自由民主党からは、あるいは自公ではそういう主張をしておりましたけれども、当初、なかなか政府がそうした対応を了承しないという中で、昨年今のが年度ですね、平成二十三年度の歳入歳出については一般会計で処理をするという形になつてしまいました。これは、本来でしたら、私は、この特別会計は三月十一日を起點として実は立ち上げられて、そして全ての歳入歳出がこの中で管理をされなければならぬ、これが本来の趣旨であると、このように思うんですけれども、残念ながら四月一日からの施行ということになつたわけであります。

前回の委員会の中でも、大臣との質疑の中では、債権債務はこの特別会計で引き継ぎますといふことはお聞きしました。しかし、残念ながらこの二十三年度の收支については一般会計の中で消化されてしまうと、こういう格好になるわけであります。さらには、お手元の資料にありますように、さらには、本来歳入として一括で計上するべきもの、そのうちの一部であるJT、メトロ株式会社始めとした売却収入について、これが国債整理基金特別会計に切り出しされてしまつていて、

で切り出されてしまい、そしてメトロ、JTB株についても国債整理基金特別会計の中で切り出されてしまつて、ばらばらになつてしまつてゐるということについて大変問題があるということを指摘をさせていただきました。これについて大臣は、問題意識は共有していると、この議事録の中では、えは最後のところで、若林さんの言うとおりなので、その点も踏まえて具体的にどうしたらいのか、実は検討したいと思っておりましたと、こういうふうに御答弁をいただきました。

ところが、あの後いろいろな事務局サイドから、ちょっと違つて、あれは副大臣のおつしやられた決算ベースでというお話を大臣は言つてみると、こんな少し修正をするような話があつたんですね。果たしてどうなのかと。

私は、何かどこかで明細を付けて全容が分かるようになりますといいじゃないか、こういう話いやないんだと。復興特会というそのものを、その全体、歳入歳出しつかりその中に入れてくれ、入れるべきではないか、その観点で検討が必要だろうと、こういう指摘をさせていただいたんです。大臣はそこについて理解をしていただいたと思いますけれども、改めてこの点について大臣の認識をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(安住淳君) つまり、私が申し上げたのは、若林さんの考え方は一つの考え方として十分理解できるということなんですね。つまり、入りと出をもつと分かりやすくしなさいと。

ただ、私どもが今、多分事務方含めて説明に行つたのは、現時点ではやつぱり国債の整理基金特会の中でこれは全部入れ込んでいて、それで三党合意でこれはスタートするので、現状としてはなかなかこれは先生の御指摘のように、ちょっと乱暴な言い方かも分かりません竹を割つたようにすぱつとはいかないでの、特会の中で今入れ込んでいる中では副大臣の答弁のとおりなんですね。

ただ、私は、これは将来的な課題と言つてはなんですが、そういう先生の御主張に全く理がないとは思つておりませんので、十分理解をして、そ

れが本当に、何といいますか、合理的なのかどうかということは私も十分検討すればいいと。事務局にもそう申し上げました。ただ、現状では整理基金の帰属ということは決まっておりますので、その中でやるということで三党合意もしましたので、そのことは理解をいただきたいということです。

なお、ちょっとと蛇足ですけれども、やつぱり御尊父も大変農水のことに関してはもう非常に、言わば深い知識と行動で日本の農林水産、戦後支えてこられました。特に、長野県の非常に高原で耕作物を作るのが難しいような地域で、入植していく

た方々を戦後ずっとそういうふうに面倒見られて、今のがんばりがとうございました。財務大臣の次は、じや、農水大臣へ行かれると、

若干 農水についてお話をいたいたいかどうか、ちょっと脱線しますけれども、長野県の農業は、私は改めて、耕作面積が少ないと、いう意味で、日本の農業の抱えている様々な課題を集約して持つてあるといふふうに思います。しかし、一方で高原野菜や施設園芸で大変に高度な作物を作っているところもあるわけで、大変先進地でもあるということだと思うんですね。したがって、攻めの農業と。しかし一方で、土地利用型、非常に条件不利地域の中でやっているという問題を抱えておりまして、そういう中で、今回TPP問題についてもその攻めの部分と守りの部分、めり張りを付けてやっぱりしっかりと考え方をきやいけないと。闇税を原則ゼロにするという中に本当に守りの部分があるのかと。こういう意味で、私はもとと今の政府についても、きっちとした方針を示して、そしてその守るべきものは何なのかということで取

り組んでもらいたいと、こんなふうに思つております。この件についてはいいです。済みません。先ほど、復興特別会計について大臣から大変前向きな御答弁をいただきました。是非御検討をいただきたいと思うんです。決算ベースでこの件についてはチェックをさせていただきますというのが役所の答弁書でございました。だとすると、それがじや復興の歳入歳出の全体を明細で付ければ、ごまかしとは言わなければども、それで納得がいくかねと、こういう話になりかねないなということを正直危惧しています。

この会計でいえば、国債整理基金特別会計でJ.T.株等をB.Sで持つてゐる、その中で国債の処理をしていかなければいけない。もちろんそれは十分、現状の法律上そういうことであるとしても、それを百歩譲つて認めたとしても、それじゃ、それと同じ額を復興特別会計の中で歳入歳出で両建てで計上する、こういうことは可能なんです、会計上はですね。これはしかし、現状の特別会計では、特別会計の予算ではそういうふうに計上していないから、予算で計上していいものを、決算でそれを処理できるのかと、こういう問題が一方あります。

ただ、今後、例えば補正予算を組むときとか、様々な機会でそういうことも含めて弾力的に検討をしてもらいたい。明細でごまかすような格好だけはしていただきたくない、本質的な問題なんだということの御理解をいただきたいと思います。お願いします。

○國務大臣（安住淳君） ですから、若林先生、ごまかすよくなことはないです。日本政府としてそういうことは一切ありませんし、自民党政権期からも。この国債整理基金特会に言わばそうした国家の関係する債券や持つてゐる株の保有について一元的管理という原則でやってきたので、そういう中で管理をいたします。だから、これは、全くそういう点では何かちりばめてそういうことをやることではないということだけ是非御理解いただきたいと思います。

なお、ちょっとまた一分ぐらいになりますけど、長野県は、やっぱり私は実はこれ大事なことなので申し上げますと、米に対する依存を、戦前非常に大変だったと思うんですね、寒くて。ですから逆に、やっぱり戦後、畑作を含めて様々な高原野菜なんかを作ることに大変な尽力をなさつて、それが成功をしたと思うんです。

ですから、立ち止まっていてただ守っていないところにやっぱり長野県農政のすばらしさというのが私はあるということだけ付言しておきます。

○若林健太君　折に触れたがら農政談義が入ってくるということで、長野県についてそういう認識でお褒めいたたくことについては大変感謝を申し上げたいと思います。

している(更に十年先 十年先は二兆円)この中には実は日本郵政株式を始めとする税外収入と、こういう話が出てるんですね。

この日本郵政株式、この下には幾つかの会社があるら下がっていますけど、これを財源にしていくというのは、具体的にはどういう方法を考えておられるのか。これは非上場株式でありますし、それを、ホールディングカンパニーの株式持つているということになりますけれども、政府関係機関に売却をするのか、あるいは上場してから売却をしようなんてことを考へていて、何らかの想定、どんな想定をされているのか、お伺いできればと思うんですけど。

○國務大臣(安住淳君) まだ具体的にそうした手順、段取りまで合意を至っているわけではございません。

ということについて、で、今のように御用聞きをするような外交交渉をやってて本当に大丈夫なのかと。きちんと守るべきものは何なのかということを、基準をはつきりさせて、そして取り組んでいかなきやいけないんじやないのかということを、再三ですけれどもお話をさせていただきました。

それで、今の特別会計については、国債整理基金特別会計で管理をする、もちろんそのとおりなんです。その会計というのは管理をするばかりではなくて、実はその表示、ディスクローズとしてどう見せるかということも要請としてありますので、そういう意味では、このどつちかにしか計上できないということではないということを先ほどお話をしたつもりでございます。国債整理基金で管理をしていただいているも、一方、東日本大震災復興特別会計、これが全容を示すべきであるという要請にこたえられる、そのための会計の知恵は幾らでも絞ることができるということでありまして、そのことは今後の検討を是非していただきたいと、こういうお話をさせていただきました。

それでは、ちょっとと違う話で、郵政会社について三党合意がなされていると報道されています。今この復興の財源とすれば、向こう五年間で五兆円の歳出削減と税外収入を想定

ませんので、今、基本的な法案の修正等について合意をしたという旨の話は聞いておりますけれども、今先生から御指摘のあったように、では、どういう売却の仕方を、どれくらいの規模でやるのかということについては、何らかの今例えれば私どもの財務省がスキームを作つてやつているということではないので、そのことについてお答えするのは難しいと思います。

ただ、一般論としては、やはり企業価値を高めて、やはりそれが、何といいますか、市場の中でも高く評価をされることが言わば国民にとつての、税収が入るというよりも株式の売却による利益を得るということにつながってきますので、まことにしっかりと合意をした、五社体制をこれから四社体制等にしていくというお話をですので、やはり企業価値が高まるような改革と、実際のやっぱり収益性を確保をして、そうした株の売却が本当に予想どおり、またそれを上回るような値段で売れるような、やっぱりいままで組織というものを作つていついたただきたいと思っております。

○若林健太君 今、簿価で十兆円なんですね。これはあくまでも簿価でありますから、これをいかにも、今大臣がおっしゃられたように、時価を、価値を高めていくか、この取組は大切だと、こんな

ふうに思いますし、その売却の在り方とということになつては、この郵政事業そのものをどうするのかということにかかわつてくることだと。安易な市場の売却がいいかどうかとも含めて冷静な議論を展開をしていっていただきたいと、こんなふうに思います。

私の持ち時間はだんだん少なくなつてまいりまして、今日は二十分しかありませんので半分農政になつちゃったかもしませんけれども。

最後に、民主党さんは大変に産みの苦しみをされながら、明日、消費税増税法案について閣議決定されると、こういうことあります。この議論の経過の中で、残念ながら、報道によると、再増税についての条項は削る、さらには逆進性についての条項も実は削られると、こういうふうに拝見をいたしました。消費税は、ここ何度も大臣とも議論させていただきましたが、一〇%、これから基幹税となる中で、そもそも持っている逆進性をどうするのか。私は、段階税率の導入ということを検討すべきだと思つておりましたが、しかし、それはそれとして、途中で案で出てきたこの四千億というのが一つの妙案だなど、こういうふうにも思つておりました。これについて実際にどうさるしていくのか。もし削られるとしたら、しかし、まさにそれは低所得者に対する大変厳しい結果になるなんではないのかと、こんなふうに思います。それが一点。

もう一点。再増税。これは、削るのはいいけれども、しかし、それだとすれば来年提出すると言つてゐる年金改革法案、この財源結局ないじゃないですか。一体改革の名に倣しないと、こういふものになつてしまふではないかと、この二点について、最後、大臣から所見を伺いたいと思います。

○國務大臣(安住淳君) 結論から言うと、給付付き税額控除の前に用ひる簡素な給付措置は実施をいたします。ですから、削るということはございません。要するに、四千億というのは、ここでも説明しましたけれども、低所得者への配慮という形

で、消費税の中でのメニューということになつてはいたんですね。そうではなくて、一般財源でしっかりと手当でをするようにして、話での提案があつたということなので、決して、そういう意味で、是非また御審議をいただければと思っております。

なお、今後のことのございますけれども、私は何度もここでお答えさせていただいておりますけれども、やっぱり三つの道、成長による収支を確保すること、それから歳出の削減、さらにはやっぱり税収をどうやってまた上げていくか、歳入の何度もここでお答えさせていただいておりますけれども、やつぱり三つの道、成長による収支を確保すること、それから歳出の削減、さらにはやっぱり税収をどうやってまた上げていくか、歳入の改革。その中には、やっぱり所得税の累進率をどうしていくとか、そういうことが出てきますので、そういう中の一つとしてやっぱり消費税の問題もまたあると思いますので、その点は先般もここで御議論ありましたけれども、ぶれずにしっかりとそこはやつていきたいと思っております。

○若林健太君 時間が参りましたので、これで終わりたいと思います。

消費税については明日以降、またしっかりと議論をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

ありがとうございました。

○塚田一郎君 自由民主党の塚田一郎です。八回の裏づらいまでは来ましたので、あと少し頑張つていただきたいと思いますが、持ち時間が八分ぐらいになりましたので、手短な御回答をお願いいたします。

ガソリン価格が、連日大変な高騰を続けておりまして、既に平均で百五十七円、首都圏では百六十円ということことで、トリガー条項の発動領域に入ってきたわけであります。

国民生活が第一の民主党は、選挙で公約をして、ところが、このトリガー条項は凍結をされたまままだということでありまして、大変に今大きな問題になりつつあると。経済が悪くなれば、景気動向が悪くなれば消費

税の引上げにも影響するということになりますけ

れども、財務大臣、凍結を解除した方がよろしいんじゃないですか。内閣の支持率せつかく上がったのに、また下がつてしまします。景気も悪くなります。どう考えられますか。

○國務大臣(安住淳君) この条項は、もう委員御議論がありましたが、やはり被災地の混乱の回避や財源の確保という点で、これは御党からも御提案をいただきまして、事実上三党で協議をして、この条項は廃止の御提案をせよということもありますから、これは私どもとしては今一時凍結を行うと。これは国会でも全会一致で可決、成立しております。

今、危険水域といいますか、百六十円を間近にしているという状況でどうするのかということをございますが、もちろん、需給の逼迫でこうしたことになつてはいるのか、それとも、先ほどからお話をありますように、金融緩和による投機的な意味合いも込めてこうなつてはいるのか、そうしたことを十分見ながら、傾向とそれからトレンドをしつかり見て対応しなければならないというふうに思つております。

ただ、税収で大きなやはり部分を占めております。一年に仮に継続してトリガー条項を発動すれば一・八兆円の財源が必要となつてきますので、そうした点なども総合的に勘案しながら対応していきたいと思つております。

○塚田一郎君 いや、これ、制度は、三か月間にわたり百六十円ですから、期間を見てということですから、何もここにちゅうちょする必要はないわけで、その間にいろんなことを、制度そのものを凍結しているということが今問題だと言つていますから、大臣のお話は、私はちょっと話をそらしていらっしゃるとしか思えません。

そうすると、この暫定税率を廃止するというマニフェストを撤回する気はないというふうに聞こえますけれども。改めて申しますが、次の総選挙のときにまたこれをやるとずっとまたこれに縛られますがから、是非この際、私は英断をされた方がいいと思いますが、そういうお考えはありませんか。

○國務大臣(安住淳君) 民主党内はもとより、与野党の協議を経て今トリガー条項の扱いというのは一時凍結になつてはいるんですね。

ですから、これは立法府としてのまた意見も是非聞かせていただきながら、コンセンサスも得ら

になるんじゃないですか。

もしそこまで大臣おつしやるんだつたら、暫定税率を廃止するとしたマニフェストそのものを撤回すべきじゃないですか。

○國務大臣(安住淳君) ですから、これが本当にトレンドとしてそうした傾向が続くのか。もう御時点での言わば状況というものは、私どもも大変存じのよう、この何年間か見ていると、一気に下がつたり、それは、原油価格というものはG20でも大きな議題になつております。ですから、現時点での言わば状況というものは、私どもも大変懸念をしております。しかし、そうした傾向が数か月、また半年の中などでどうなつてはいるのか、やっぱり注視しないといけないということです。

なお、これが発動をした場合の懸念も多少ありますから、ガソリンの買い控えやその反動の需要増が発生したり、流通の混乱もやっぱり十分注意をしないといけませんので、そうしたことなども十分勘案しながら対応していきたいということですから、そこは是非御理解いただきたいと思いま

塚田先生に申し上げているのは、留意事項が何点かあるということを申し上げているわけでありますから、そうした点を勘案しながら、これはもう本当に、これがもつと高くなつて国民生活がとても大変だというときに手をこまねいているということも、私は政治家としてやっぱり考えなきやいけないと思つております。

○國務大臣（自見庄三郎君）お答えをさせていただきます。  
実は、昨日の夕方、正式に民主党の前原政調会長が国民党の本部においてになられまして、我が党からは下地幹事長が対応させていただいたようですが、正式に、私は、これは仄聞でございますが、民主党の方で決まったから連立を組んでいたる国民党にも是非協力していただきたいとおもふのでござりますが、民主党の方で決まったから連立を組んでいたる国民党にも是非協力していただきたいとおもふのでござります。

長から連絡いたしましたので、まだその結果を出ない前に私からああだこうだと言うのは、政党の人としても、また議会人としてもいかがなものかなど。本当に恐縮でございますが、本当にまだ結論は出ておりませんので、そのことをお許しをいただきたいと思っております。

が一部浮上しているようありますか 野田総理  
理、税額控除の適用で消費税非課税項目に対処をされる、その組立ては既に入れておられるのでしょうか。

---

しかし一方で、急激に価格の乱高下がある原油市場でございますので、そうした点も見ながら私は対応していくたいと思つております。

いという申入れか昨日あつたという話を聞いてお  
りまして、それを受け、今日、朝八時、それから  
お昼休みも、十二時、下地幹事長の中心とした  
平ドハナニニモ、(幾員炎会)をやりました。

○委員長(尾立原幸君) 速記を止めてください。  
〔速記中止〕

仁川税務署の適用としては、これは言及するといふべきである。この点は、わが國の税法上、問題となると、わざわざ税金を輸出する行為を課税するものである。

— 1 —

○塙田一郎君　是非真魚にそこは考えとこなたど  
思いますよ。これはまた、次、マニフェストで同  
じでいつたときに、いつまでも当分の間の税率と  
いうわけにいかないでしょ。暫定税率を廃止す  
ると言つたこと自体も含めてしつかりもう一度考  
え直すことを是非言つていただきたいということ  
をお話をさせていただきます。

叫びかげに応じまして議員懇親会をやれどもしか  
率直に言つて、まだ党の方は結論は出ておりま  
せんで、またこの委員会が終わつた後また集まる  
ということは決まつてゐるようでござりますが、  
本当にこれは賛成か反対かということは今の段階  
ではこれは本当にまだお答えすることができない  
というのが、私のいろいろなことを勘案しての結

○佐藤ゆかり君　自由民主党の佐藤ゆかりでございます。  
質疑のある方は順次御発言願います。  
す。　これより内閣総理大臣に対する質疑を行います。  
い。

州諸国においても欧州理事会指令においてゼロ税率を否定する考え方が取られていること、それから、消費税の課税ベースが大幅に侵食されることになります。

限られた時間で、まだ総理の方にもお話を伺いたいと思っているわけありますけれども、自見大臣、いよいよ大臣にお伺いをする最後のチャンスになつてしまひました。もう三度目の正直でありますして、是非、今日はもう仮定の話ではございません、あしたの閣議決定の大臣の対応をすればつとお答えをいただきたいと思うわけでありますけれども。

○塙田一郎君 残念であります。もし明日署名をされないと、大臣に聞くのは今日が最後のチャンスになってしまふわけで、私も大変悔いが残りますし、自見大臣におかれても国会でびしつと言わなかつたという後悔をされるというふうになつては困るので、もう少し踏み込んだ、もうあしたでですから、もう党内の協議の声は亀井代表から既に

昨日は民主党さん大麦夜遅くまでまた消費税の議論を続けられたということで、最終的には総理の正式決定ということで、明日はいよいよ閣議決定をされるというふうに伺いました。この消費税の問題ですけれども、いろいろ制度的な詰めはまだまだという状況のようですが、お伺いしたいと思います。

○佐藤ゆかり君 そうしますと、これらの消費税率課税対象品目の業界、産業においては、これは消費税はパススルーできないということを会社はおつしやったわけでございますが、これ非常に増税になるわけでありますから、それを放置されるというものが今回の前提で間違いないでしょ  
うか。

大臣は、閣議後の会見でこうおっしゃつてゐるんですね。国民新党と民主党の連立政権だから、当然党の意見も尊重するということは大事だと。ただ、まだ党としての対応は正式に決めてない。最終的には、私は国民に選ばれた一国会議員であり、国会議員の責任においてきちんと責任を持つて決断すると。こうおっしゃつてゐるんですね。

これを読むと、私は、最後は自分の判断で、党ということよりも国会議員として自見大臣は御判断をされるというふうに受け取つたわけで、これがあした署名をされるというふうに私は理解したんですか。

伝わっているわけありますから、自見大臣とてどういう決断をあしらわれるのか、もう一度お伺いしたいと思います。

○國務大臣(自見庄三郎君) 改めて、本当に恐縮でございますが、党の意見もまだ、今日かなりの党員が来ておりましたけれども、全員で八人でござりますが、まだ意見が集約されておりませんので、本当に申し訳ございませんが、今の段階でござは、これ本当に党の判断というのは非常に、判断する重要なもう情報でございますし、これは国民新党と民主党的連立内閣でございますから、恐縮でございますけれども、今日この委員会が終わつた後集まつていただくというふうに今さつき幹事

ページになりますが、四ページ目ですけれども、特にこの表の右側ですが、医療費などは、これだけは患者さんは消費税を払いませんが、仕入れの機械類、医療機器類には消費税が掛かるというような取りこぼしの問題は、医療費にかかるわらず、たくさんあります。例えば教育費ですか学費ですかとか、あるいは賃貸住宅の賃料ですかとか、身の回りに非常にたぐさんあるわけでございまして、こうした様々なもの、例えば学費でいえば、私学助成金で調整するのか、そんな大げさなことは当然できることかできないのか分かりません。

そこで、税額控除を適用するかどうかという案

○佐藤ゆかり君 これから非常に高い税率へ一〇%へと上がっていくわけでありますから、これまでの事例というのは参考しても何ら政権交代のさせたままでいたときましたし、これは、いわゆるゼロ税率の話は私たちの政権のときからではなくて平成十二年のころのあのいわゆる当時の税調の中でもこうした議論の整理がされているというふうに思つておりますので、特別に我が政権においてこういう対応をしているということではございません。

意味はないと思いますよ。もし政権が替わって新しい制度を設計するということであれば、やはり抜本的なお答えが今日聞きたかった。大変懸念でなりません。

次の話題に行きたいと思いますが、若干消費税から外れますが、今、年金の問題がA.I.J投資顧問の問題を端緒に明るみに出ているわけであります。厚生年金基金の代行部分の代行割れの問題で深刻さを増しておりまして、年金基金の四割程度が代行割れの状態であるということが新たに明るみに出てきているわけであります。

民主党政権は、社会保障・税一体改革で今回この消費税増税法案をお出しになるわけであります。社会保障の年金改革の部分につきましては、この代行割れの取扱いを今回どのようになされるのか。特に来月四月には被用者年金一元化法案をお出しになるということを公表されておられるわけであります。そうしますと、野田総理、この代行割れの部分は、共済年金と厚生年金を一元化するに当たつてどのように処理されるんですか。

既に内閣の一一致した見解であると思いますが、小宮山厚労大臣は、この代行割れ部分については保険料の引上げで対処をするというふうにおっしゃっておられます。要するに、四月、来月出される被用者年金一元化法案においては、保険料の引上げで代行部分を穴埋めして、そして共済年金と一元化をする法案をお作りになつておられるんですか。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 一元化法については、四月中に法案を提出をするべく今鋭意準備させていただいているところでございます。

その上で、企業年金制度である厚生年金基金の運用規制の在り方とか財政の問題については、四月には厚生労働省に有識者の参考を求めて議論を開始することになつているということござります。

○佐藤ゆかり君 既に三月二十九日、年度末でありますから、有識者を四月から集めて、四月に

この代行割れの問題を解消して一元化の法案が出せるんでしようか。もう一度お伺いします。

○国務大臣(安住淳君) 厚労省なりの、通告で呼んでいただければと思いますが、私もそもそも所管大臣でないので、いきなり質問されてもなかなかちょっと、厚労大臣がどういう答弁をしたかも私ども確認はしておりません。

ただ、私が申し上げたいのは、私の立場で申し上げますと、この御指摘の点について、国民の税金を投入してという考え方には立たないというふことを原則にして対応していくようになります。

○佐藤ゆかり君 安住大臣にお伺いせず野田総理にお伺いしたのは、まさに野田政権が挙げてこの社会保障・税の一体改革をなされているわけですから、そこでこの代行割れの問題が生じてきました。

被用者年金一元化を四月に出すと野田総理もおっしゃっておられるわけであります。ですから総理にお伺いして、そこでこの代行割れの問題が生じてきました。これは与野党協議の中で真剣に受け止めながら議論をしたいと思いますが、私どもは、ゼロ税率にとまっているお話をございますか。だとすると、これは野田総理もおっしゃっておられるわけであります。ですから総理にお伺いして、これは大局での方針を伺っているんです。いかがですか、総理。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 今日がもう三月末なものですから、四月からでは遅いとおっしゃいますけれども、まさに四月の早い段階で有識者の検討会議が行われて、その検討の議論の深まりを踏まえて対応していきたいと考えております。

○佐藤ゆかり君 結果を非常に注目して私どもは見守りたいというふうに思います。

いずれにしましても、このように、代行割れについて、今この現時点で来月出す法案について中身の設計がはつきりお答えいただけない。これからヒアリングをすると、そういう状況でありますし、消費税のこの非課税枠、非課税の対象について税額控除をしないということで、どうするかといふ、制度設計についても漏れがあるようと思われますし、とにかく野田総理はどうも消費税を引き上げることに、目をつぶつても突進していると、そういう印象を受けるわけであります。それでは、歳出削減などの中身の方はどうなっているのでしょうか。そちらがどうも制度設計としては

遅れているように思います。

そこでお伺いしますが、今、消費税増税を含めた財政再建を野田政権の下で進めるに当たつて、総理が想定されておられます歳出削減の割合と増税による割合、この割合にどのようなバランスで財政再建を達成しようとしておられるんですか。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 今のちょっと御質問にお答えする前ですが、そのゼロ税率を入れることを原則にして対応していくようになります。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 今お答えする前ですが、そのゼロ税率を入れることは、それは御党の一つの考え方としてまとまっているお話をございますか。だとすると、これは与野党協議の中で真剣に受け止めながら議論をしたいと思いますが、私どもは、ゼロ税率にとまっているお話をございますか。だとすると、これは野田政権が成功した九〇年代の例であります。当時の被用者年金一元化を四月に出すと野田総理もおっしゃっておられるわけであります。ですから総理にお伺いして、これは大体七対三か六対四で、歳出削減の方が多いんですね。そして、諸外国の例で八対二ぐらいなんですね。それで、財政再建に成功した九〇年代の例であります。当時の歳出削減対歳入改革の割合というのは、ほとんど八対二ぐらいなんですね。それで、財政再建に成功した九〇年代の例であります。これは大体七対三か六対四で、歳出削減の方が多いんですね。これが逆転して財政再建に取り組んだ国は、全て行き詰まって財政再建に失敗しています。

その上で、歳出削減といわゆる歳入改革の比重のお話でございますが、これはもう現段階で今、比重どうのということではございません。歳出改

革については、これまで事業仕分けを通じまして取り組んでもまいりましたし、今回も、特別会計の改革であるとか、あるいは独立行政法人の改革とか、様々な行政改革の努力をやってまいります。

今出てきているメニューについては、具体的に二〇一四年の四月に消費税率を八%上げることにお願いをする際には、それまでには今掲げているメニューはやり遂げていきたいというふうに思いましたし、それ以外にやらなければいけないような政策項目も出てくるだろうと思います。

行革実行本部をつくりましたので、その中で不斷の努力をしていくことなどでございますので、今確たる数字を申し上げるという段階ではございません。

○佐藤ゆかり君 野田総理、それが駄目なんですよ。要するに、全般的な経済をつかさどつていな

策というものを全体的に運営していかないと、まさに今民主党さんの中でも、これだけ消費税の増税関連法案について審議決定することに大反対が中で起きていたというふうに聞いておりますが、景気弾力条項をどうするかという話にもかかわってくるんですね。

要するに、諸外国の例を見てみると、例えばカナダの例、たまたま八年前に自分で書いたペーパーが見付かってたんですけど、私が民間のころに財務省と一緒に財政改革のためにやったチーフで書いた私のペーパーですけれども、そのカナダの例で見ても、当時、財政再建にクレティエン政権が成功した九〇年代の例であります。当時の歳出削減対歳入改革の割合というのは、ほとんど八対二ぐらいなんですね。それで、財政再建に取り組んだ国は、全て行き詰まって財政再建に失敗しています。

そこで、今、野田政権の下でやろうとしている消費税増税の比率も入れますと、我が国が今進んでいく比率というのは、大体一対九なんですよ。

一の歳出削減に対する九、増税。これは、やはり御党の方々も含めて、景気弾力条項、数値入れなくて大丈夫かという懸念になるのは当たり前だと思います。

そこで、お伺いしたいと思いますが、アメリカではクリントン政権時代、九〇年代初頭以降にやはり財政再建をやりました。当時は、例えは議会予算局、CBOが、景気が低成長になるということであれば、報告を議会にするという形式を取って、議会に報告をし、そしてその報告に基づいてアメリカ上下両院が審議をして、そして弾力条項を適用するかどうかを採決をするという、そういう手続きがきちっとあつたんです。

野田総理、内閣府から景気動向のそのような報告を受けて、低成長率になるという可能性が出た場合に、国会で審議をして弾力条項の発動を採決

することができるというような仕組みを今回入れることをお考えになりませんか。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 現時点におましましては、かんかんがくがくの議論がございました。

多くの皆様に御参加をいただいて、長時間を掛け、それぞれの皆さんのが真剣な御議論をいただいて、大綱を踏ました法案の取りまとめについて、

今その最終的な準備に入っているところでござりますが、今、これは党内で集約をされたことを踏んで政府が適切に対応するということが基本でございますので、その大綱に沿った法案を提出をし、その上でそういう御意見があるとするならば、国会の審議の中でも御提起いただければといふふうに思います。

〇二〇年の目標を掲げました。まず、国内でしっかりとその御説明した、いわゆる「国内公約からスタート」しています。そのことを、これはそれぞれG20で財政の取組について説明をする際に、我々はこういうゴールの下に財政運営をしていくんだという説明をしました。

その意味では国際公約だというふうに思います  
が、それは、まず二〇一五年、今回は社会保障  
税の一体改革は二〇一五年までに消費税の引上げ  
で一〇%引き上げるということにしておりますの  
で、まず二〇一五年まで社会保障の安定財源を確  
保すると同時に、財政の健全化を同時に果たして

いくというその里場であります。それが終わ  
た後に、今お尋ねは消費税の増税に関してのお話  
でござりますけれども、財政運営戦略の大きな柱  
は、成長の道にお金を投じて增收をしていくこと  
と歳出削減を行うこともあります。それらのもろ  
もろの改革を通じて二〇二〇年に掲げたゴールを  
どう達するかという議論をその後にさせていただ  
くということになります。

○塚田一郎君 ただ、これは国際的に見れば、これを法案に今回盛り込めなかつたということは、事実上それを放棄したかのようによると思ひます。そこは非常に重要なポイントでありますし、成長戦略においても、慎重シナリオでは、消費税を5%に上げても二〇一五年のプライマリーバランスの半減目標は達成できず、二〇二〇年の黒字化には更に消費税6%以上が不足をするということがあります。したがつて、最低でも6%か7%の再引き上げが必要になるということが明らかになわけじゃないですか。それを今回書けなかつたということは、この二〇二〇年の黒字化に対しても諦めたと

いうふうに映ると思いますが、どうですか。総理大臣。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 決して、二〇一〇年のその財政健全化の目標、基礎的財政収支のバランスを取るということは、これは諦めたわけではありませんが、まず二〇一五年までに赤字の半減というところは、これは平年化すればゴールとして達することはできますので、まずはそれは

○全力で達成をしていただいた後に、今からその二〇二〇年の先までの話を決めるんじゃなくて、委員よく御承知のとおりだと思いますけれども、毎年央に中期財政フレーム、三年先の目標を作つて計画を作つていくというのもあります。そういう形のローリングをしながら二〇一五年以降も、当面は二〇二〇年に向けての目標達成に向けて努力をするわけでございますので、目標を降ろしたことなどでは全くございません。

○塚田一郎君　しかし、非常に後退をしたというふうにこの法案の中身から取られることは間違いないと思います。

次に、社会保障と税の一体改革の部分でお伺いをしますけれども、今与野党で年金制度の方向性が一致しないということが、消費税増税の協力を得る上でも一つの障害になつてゐると思います。やはり、民主党の掲げる最低保障年金、法案も来年になるということですけれども、これを本当にやつしていくとなるとなかなか与野党で折り合いか付かないと思うんですね。総理があくまでもこの消費税増税ということを前に進めたいと思うのであれば、場合によつてはこうした最低保障年金の制度そのものも撤回をするぐらいの覚悟で臨む気持ちがあるのかどうかということがこれから与野党的協議の中で大きな問題、争点になつてくると思いますが、そうした最低保障年金を撤回するような覚悟で臨むつもりはございますか。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 私どもがまとめた大綱の中では、最低保障年金と所得比例年金を組み合わせた新しい年金制度については、来年、今から制度設計を進めさせていただいて、来年、法案として提出をするという形にさせていただいております。

その前に、最低保障年金ではなくて、例えば最も保障機能の強化については、これは御党も含めて御理解をいただける分野はたくさんあると思っておりますので、そういう議論を、この一体改革の中で成案を得るべく真摯に御党からの御意見も受け止めながらまとめてさせていただければというふうに思つておりますので、最低保障年金という旗を降

全力で達成をしていただいた後に、今からその二〇二〇年の先までの話を決めるんじゃなくて、委員よく御承知のとおりだと思いますけれども、毎年年央に中期財政フレーム、三年先の目標を作つて計画を作っていくというのもあります。そういう形のローリングをしながら、二〇一五年以降も当面は二〇二〇年に向けての目標達成に向けて努力をするわけでございまして、目標を降ろしたということでは全くございません。

○塙田一郎君 しかし、非常に後退をしたというふうにこの法案の中身から取られることは間違いないと思います。

次に、社会保障と税の一体改革の部分でお願いをしますけれども、今野党で年金制度の方向性が一致しないということが、消費税増税の協力を得る上でも一つの障害になつてていると思います。やはり、民主党の掲げる最低保障年金、法案も来年になるということですけれども、これを本当にやつしていくとなるとなかなか与野党で折り合いが付かないと思うんですね。総理があくまでもこの

消費税増税ということを前に進めたいと思うのであれば、場合によってはこうした最低保障年金の制度そのものも撤回をするぐらいの覚悟で臨む気持ちがあるのかどうかということがこれから与野党の協議の中で大きな問題、争点になってくると思いますが、そうした最低保障年金を撤回するような覚悟で臨むつもりはござりますか。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 私どもがまとめた大綱の中では、最低保障年金と所得比例年金を組み合わせた新しい年金制度については、来年、今から制度設計を進めさせていただいて、来年、法案として提出をするという形にさせていただいて

その前に、最低保障年金ではなくて、例えば最低保障機能の強化については、これは御党も含めて御理解をいただける分野はたくさんあると思っておりますので、そういう議論を、この一体改革の中で成案を得るべく真摯に御党からの御意見も受け止めながらまとめさせていただければというふうに思つておりますので、最低保障年金という旗を降

ろさなければ議論ができないではなくて、これまでも自公の両党で培ってきた社会保障に関する提言も、その蓄積については私どもも踏まえていましたし、そこに新たな視点を加味しながら、現行制度の改善をどうするかという視点の中で議論をさせていただければというふうに思つております。

○塚田一郎君 じゃ、少し聞き方を変えますが、最低保障年金も含めて予断なく与野党協議でテーブルにのせることについては賛成ですね。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 議論の、これはのせちや駄目、あれはのせちや駄目ということではないと思います。お互いの持つてある考え方について議論し合うということがスタートラインだと思います。

○塚田一郎君 とにかく解散もしない、そして制度的にも折り合うところがないのであれば、与野党協議をしても一切私は結果は出ないと思います。

そこに政治生命を総理が懸けるというのであれば、民主党の政策も含めてどこまで譲るつもりがあるのか、そこまできちっとした姿勢を示さなければ、来年法案が出る年金制度の話を、今年消費税の法案を上げたいと、今国会で上げる、法案を成案にしたいということが総理なわけですから、そこをきちんと示していただきなければ私は難しいということを申し上げているわけであります。

もう一点、景気弾力条項に関連をしてお伺いをいたしますが、二〇一四年度の引上げ時点で仮に名目三%、実質二%の成長ができなくとも増税をすると先日、安住財務大臣は当委員会で答えをされていらっしゃいます。総理も同じ見解でよろしいですね。

つまり、これは目標であつて条件でないのだから、仮に三%と二%の成長がなくとも増税の妨げにはならない、増税するという理解でよろしいですね。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 名目成長率三%程度、実質成長率二%程度は、これは平成二十三年度から平成三十二年度までの十年間の平均において達成することを目指す政策努力の目標を示した

ろさなければ議論ができないではなくて、これまでも自公の両党で培ってきた社会保障に関する提言も、その蓄積については私どもも踏まえていますし、そこに新たな視点を加味しながら、現行制度の改善をどうするかという視点の中で議論をさせていただければというふうに思つております。

○塚田一郎君　じゃ、少し聞き方を変えますが、最低保障年金も含めて予断なく与野党協議でテンブルにのせることについてお賛成ですね。

○内閣総理大臣(野田佳彦君)　議論の、これはのせちや駄目、あれはのせちや駄目ということではないと思います。お互いの持っている考え方につい

て講論し合う、ということがスタートラインだと思  
います。

○塚田一郎君 とにかく解散もしない、そして制  
度的にも折り合うところがないのであれば、与野  
党協議をしても一切私は結果は出ないと思いま  
す。

そこに政治生命を絶するというのであれ  
ば、民主党の政策も含めてどこまで譲るつもりが

あるのか、そこまできちつとした姿勢を示さなければ、来年法案が出る年金制度の話を、今年消費税の法案を上げたいと、今国会で上げる、法案を成案にしたいということが総理なわけですから、そこをきちつと示していただきなければ私は難しいということを申し上げてお伺いをいたしますが、二〇一四年度の引上げ時点での仮に名目三%、実質二%の成長ができなくとも増税をすると先日、安住財務大臣は当委員会で答えをされていらっしゃいます。総理も同じ見解でよろしくですね。

つまり、これは目標であつて条件でないのだから、仮に三%と二%の成長がなくとも増税の妨げにはならない、増税するという理解でよろしいですね。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 名目成長率三%程度、実質成長率一%程度は、これは平成二十三年度から平成三十二年度までの十年間の平均において達成することを目指す政策努力の目標を示した

ものでございますが、これは新成長戦略、そして去年まとめた日本再生戦略基本方針等にも書かれていることとござります。

この目標を何とか実現すべく、これから新成長戦略の加速と日本再生戦略、これは年次にまとめさせていただきますけれども、それらをもって、また日銀ともしっかりと連携をしながらこういう目標を達成できるよう、全力を尽くしていきたいというふうに考えておりますが、それは前提条件ではありません。あくまで達成しようとするべき目標であるということとござります。

○塚田一郎君 それでは、デフレ脱却、これを何らかの形で明らかにして、政府がデフレ脱却を宣言できる状態が最低限の消費税の増税の前提ということはいかがですか。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) デフレ脱却、それから円高克服ということは我が内閣の大きな命題だと思っておりますので、そのための、さつき申し上げたような新成長戦略の加速であるとかあるいは日本再生戦略の推進等を含めまして、全力を尽くしていきたいというふうに思いますが、消費税を引き上げるかどうかについては、さつきのお話があつたとおり、名目の成長率であるとか実質成長率であるとかあるいは物価であるとか様々な諸要素を判断をしながら、勘案をしながら総合的に判断をさせていただきたいというふうに思います。

○塚田一郎君 残念ながら今日は持ち時間いっぶいでありますので、本当に最後の、自見大臣、御質問になりました。いよいよあした、お隣の総理の前で閣議決定が行われるわけでありまして、サインをされるということでよろしいですね。

○国務大臣(自見庄三郎君) 今さつきもお答えをいたしましたが、昨日の夕方、前原民主党の政調会長が国民新党の本部に来られまして、こういうことを決ましたから、是非、民主党、国民新党の連立内閣ですから、協力していただきたいというお申出が正式にございまして、今日の朝、国民党の議員懇談会、八時から、また十二時にも昼間やりまして、またこの委員会が終わった後やると

いうことでございまして、まだ態度は決めておりませんが、今の時点では、大変重たい法律でございますけれども、これはまさに賛否については今の時点では、本当に申し訳ございませんけれども、申し上げることは、政党政治家、まだ党で今から夕方やるわけですから、それをきちっとやつぱり当然でございますけれども、そのことを非常に大きな判断材料とさせていただきたいと思っておりますので、今の時点では、申し訳ありませんが、申し上げることができないという状況にございました。

○塚田一郎君

いずれにおいても御英断を期待いたします。

○竹谷とし子君 以上で終わります。ありがとうございます。

○竹谷とし子君 公明党の竹谷とし子です。

政府はこれから増税法案を閣議決定されるということですけれども、歳出削減、この取組は十分だつたのでしょうか。民主党政権から、逆立ちをしても鼻血が出ないぐらい歳出削減をやるという、そういう言葉を聞いた記憶があります。今そういう状況でしようか。

○国務大臣(安住淳君) 恒久財源として三兆円の捻出をいたしました。三兆円の恒久財源を捻出したその額は、先般からの質疑がありましたように、ミニエストに書いた額よりは少ないと思います。ただ、こういう見方も私、しています。竹谷先生、農林水産省の一年間分の予算が二兆七千億円で、経済産業省の一年間の予算も七千億円弱、二十三年の三月末であるわけです。これは年に一回国庫に納付することになります。しかし、これ、一年間、最長のものは一年以上ですね、七月に返すことになりますので、その間、短期で回していくわけです。その間の年間の金利というのは数億円になるわけです。これを早く年金特会に返せば、その分長期で運用に回せますので、年金財政というものは改善するわけです。

○委員長(尾立源幸君) 御静聴にお願いします。

○竹谷とし子君 私は政府の無駄遣い、まだまだあります。本当に私は公明党の竹谷とし子です。この間の予算をやらせていただきました。本当に無駄なものであります。本当に伺いたいと思います。

○竹谷とし子君 総理にお伺いしたいと思いま

す。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) いろいろ御批判もあるかもしれませんけれども、例えば公共事業関係費だと、平成二十一年が七・一兆円、平成二十四年度四・六兆円等々、いろんな大胆な切り込みはこれまでやつてきつもりです。事業仕分けで初年度でやつぱり三兆円以上出して、その上で、もちろんミニエストの主要項目を実現するには

不十分でございましたが、そういう恒久財源を確

保しながら新しい政策を推進をしたり、あるいは平成二十二年度、これは税外収入十兆円を超えたけれども、ワントップのお金も必死にひねり出してきたと、努力をしてきたと思います。

もちろん、それで十分とは思つていません。だからこそ、改革実行本部を先般立ち上げて、新たに更なる行政改革に取り組んでいこうということにござりますので、逆立ちしても鼻血が出ないくらい」と前総理はお話しされましたが、基本的には

そういう姿勢でこれからもやっていきたいというふうに思います。

○竹谷とし子君 私はこの無駄というのが何でも

かんでも減らせばいいとは思いません。特に公共

事業は、先ほど西田議員からありましたけれど

も、名目GDPに与える影響は大変大きいもので

す。これを減らすことによつて名目GDPが下が

ります。それによつて税収が減ります、本末転倒で

す、必要ではない公共事業は減らすべきですけれども。

防災また減災、公明党では防災・減災ニュー

デイールというものを提言させていただいていま

すけれども、需要はあるんです、公共事業の、命

を守るために、それを減らしてどうするんじよ

うか。(発言する者あり)

○委員長(尾立源幸君) 御静聴にお願いします。

○竹谷とし子君 私は政府の無駄遣い、まだまだあります。本当に私は公明党の竹谷とし子です。

○副大臣(辻泰弘君) それは我々の所掌でございませんか。

○副大臣(辻泰弘君) それは我々の所掌でございませんけれども、御答弁申し上げてよろしいですか、全体のことについて。

○副大臣(辻泰弘君) かねがね委員からはこの問題について御指摘を

いただいておりましたところでありますけれども、御指摘いただきました福祉・医療機関の同勘定

では、機構法に基づきまして、毎年終了後決算を行つた上で、回収した債権の元本及び利息を年

金特会に国庫納付することになつてゐるところで

ございます。

そして、福祉・医療機関の債権の元本が国から福

ていたしました、百二、平成二十二年度は百四

でしたでしょうか。その中で、特に金融資産の多い前後の法人、財務の御担当者にヒアリングをさせていただきました。

そこで、福祉・医療機構という厚生労働省所管の法人、ここにもお話を伺いました。そこが特に問題があるということではなくて、その中に七つ

の区分経理された事業があります。そこで、承継

債権管理回収勘定というのがあるんです。これ

は、平成十八年に年金資金運用基金が行つていた

年金住宅融資等債権の管理回収業務を引き継いだ

もので、当時三兆円以上残高がありました。そ

の後、回収が進んで、今二兆円を切っています。こ

の回収したものは年金特会に戻すと、そして資金

運用していくということになつてゐるんです。こ

の承継債権管理回収勘定というのが今、流動資産

として現金及び預金、有価証券合わせると四千億

円弱、二十三年の三月末であるわけです。これは

年に一回国庫に納付することになつていて、し

かし、これ、一年間、最長のものは一年以上です

ね、七月に返すことになつていて、その

間、短期で回していくわけです。その間の年間の

金利というのは数億円になるわけです。これを早

く年金特会に返せば、その分長期で運用に回せま

すので、年金財政というものは改善するわけです。

厚労副大臣にお伺いしますけれども、年金財政

の改善というのは厚生労働省の所管業務ではあり

ませんか。

○副大臣(辻泰弘君) それは我々の所掌でございませんか。

○副大臣(辻泰弘君) かねがね委員からはこの問題について御指摘を

いただいておりましたところでありますけれども、御指摘いただきました福祉・医療機関の同勘定

では、機構法に基づきまして、毎年終了後決算

を行つた上で、回収した債権の元本及び利息を年

金特会に国庫納付することになつてゐるところで

ございます。

そして、福祉・医療機関の債権の元本が国から福

本の国庫納付を行ふ場合には併せて資本金を減少

するものとされているところでございます。また、資本金を減少するときに繰越欠損金があれば、法人の財務状況を示すため、繰越欠損金を含めた額により資本金を減少することになつていて、そこでござります。このため、福祉・医療機構法で

本金を減少する仕組みとされておりまして、年一回、決算後に国庫納付を行うこととされているところでございます。

○御指摘をいただきましたように、国庫納付を例

えば毎月実施することにつきましては、国庫納付

に伴う資本金の減少を毎月実施することは繰越欠損金を確定できないことから困難であり、また、

現行どおり年度終了後に資本金の減少を実施する場合には、毎月の国庫納付による資本金の実質的

な減少を一時的に資本金の額に反映できないとい

う問題がありますなど様々な課題があるわけでございまして、その実現は容易ではないと考えるところでございます。

○竹谷とし子君 まず、毎月実施することにつきましては、国庫納付額に繰越欠損金の額を加えた金額により資本金を減少することになつていて、そこでござります。このため、福祉・医療機構法で

本金を減少する仕組みとされておりまして、年一回、決算後に国庫納付を行うこととされているところでございます。

○御指摘をいただきましたように、国庫納付を例

えば毎月実施することにつきましては、国庫納付

に伴う資本金の減少を毎月実施することは繰越欠

損金を確定できないことから困難であり、また、

現行どおり年度終了後に資本金の減少を実施する

場合には、毎月の国庫納付による資本金の実質的

な減少を一時的に資本金の額に反映できないとい

う問題がありますなど様々な課題があるわけでございまして、その実現は容易ではないと考えるところでありますけれども、どのように対応するこ

とが適当か、よく研究させていただきたいと、

このように考えております。

○竹谷とし子君 独立行政法人の福祉・医療機構で

は、回収金はそのまま国庫に納付するんです、そ

の額を確定できません。そして、回

收金分も資本金と相殺するということになつてい

ますが、これ、分けているんですよ。欠損金と回

收金を相殺するわけじゃないんです、だからでき

るんです。どうですか。

○竹谷とし子君 問題点といたしましては、

国庫納付額は、元利償還額から貸倒引当金、事務

費等を控除した額について行うものでありますけ

れども、このうちの貸倒引当金の額は、延滞期間

の長さ、担保評価、債務者の財務分析等を行つた

上で算定するので、月次など頻繁に確定すること

が困難である。また、国庫納付に当たつては、資

本金の減少を伴う貸付元本額と資本金の増減に関

係しない利息額とを区分する必要がありますけれ

ども、延滞により一部が入金されなかつた場合は

借受金として処理され区分できないと、こういった問題点もあるわけでございまして、その実現は容易ではないと考えておりますけれども、先ほど申し上げましたように、研究をさせていただきました。このように思つております。

○竹谷とし子君 承継債権管理回収勘定の財務諸表をよく見ていただきたいんです。今年度は六百九十億円回収しています。そして、回収業務に三十億円というふうになっていますけれども、極めて優良なんですよ、この勘定。

今言つた御懸念は、仮に引当金を多めに積んでおいても随分多額の額を戻せるわけですよ、月次で。難しい問題ではあります。

これ、精査をしていくというふうに前回の質問のときに総理おっしゃいましたけれども、何か御指示されましたか。独立行政法人の財務の手元流動性を改善することで国民の利益を高めるといふ、そういう私は提案をさせていただきましたけれども、何か御指示されましたか、政府内です。

○内閣総理大臣 野田佳彦君 今、厚労副大臣が、会計処理の問題とか実務的な問題で困難な問題があるけれど、研究をしたいという言葉で最後終わっています。

委員の御指摘もあつたので、是非研究するよう

に指示をしております。

○竹谷とし子君 利払い費というのは、毎日毎日掛かっているんですね。研究が後になればなるほど、国民の利益は損なわれるんです。

この政府の余剰資金、一番多いのが財務省です。国債整理基金特会と財投特会で合わせて、財務省が作成された貸付金の明細を見ますと、一二%というふうに短期で回しているものが合せて九・七兆円あります。これは、年間一千二百億円ものコストを掛けて手元にお金を持っているということなんですね。

これ、いかがですか。

○國務大臣(安住淳君) この間、予算委員会で竹谷さんに言われてから、私は事務方を呼びまして、これ、実は前にこの委員会でも佐藤ゆかり委員からも御指摘を受けた問題で、確かに短期運用

せざるを得ない部分というのがあるんです。しかし、それを丸々それでオペレーションリスクに備えてやるということで、言わば一千二百億円の、言い方は逆ぎや的なものが発生するので、どちらかというと、可能であれば長期的な運用、つまり利回りのいいものを買うなどして少し収支の改善をしたりすることはいいんではないかという委員の提案でございました。

私も、事務方に對して、オペレーションナルリスクをどういうふうに考えてそれに対応していくか、そういうふうなことの手だてですね、そういうことについて今検討をさせております。

○竹谷とし子君 こういつた余剰資金が政府の様々なところであります。先ほどの福祉医療機構というののは例です。これから一つ一つ見ていくば、いろんなものが出てきます。ほかにもあります、私が調べた限りでも。これをきちんと政府で、急いでやらなきゃいけないんですね。

一千二百億円、一日で割ると幾らですか。

○國務大臣(安住淳君) 今すぐにその計算、ちょっと今はいいとして、本質的な質問は分かるんですが、先ほどの厚労省の話も繰越欠損金の確定等をやっぱりやらないといけないと。委員は、

それとこのお金は別の部分があるので、その部分はできるだけ早く返して、それで積立金の中の運用でやれば利益は上がるよという提案だと思いますから。

私ども決して、これはもう率直に言いますと、自公政権下からずっと同じような仕組みでやつてきているんです。そういう中で、私どもが最も、それを大幅に上回るような新規採用の抑制をするべく、今各府省と最終調整をしています。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 今、じゃ、国家公務員の新規採用の方のお話でございますよね。平成二十一年度と比較して二十二年度が約四割削減、その翌年で三割削減だったと思ひます。

これ、前々回、私、予算委員会で取り上げさせていただきましたけれども、J A L、これ、会社更生法適用前のJ A Lに対しても危機対応業務及び損害担保貸付けで最大八割の政府保証が付く融資が行われて、J A Lの倒産によって四百六十六億円の国民負担が生じるということが会計検査院の報告によつて明らかになりました。

これ、J A Lの公的資金の投入では、特に事業者間の公平性という問題もありました。J A Lは新しくなつてから企業努力によつて生まれ変わつたと思います。サービスが良くなつたという利用者からのお声もありますし、経営成績も改善している。これはすばらしいことだと思いますが、一方で、債務が免除されて身軽になつたんだから新しいサービスに投資できるのは当然だという、ライバル会社はそれまでの負債を背負つたまま競争しなければいけないという、そういう不公平感があります。

J A Lそしてエルピーダ、以前はダイエーとい

その上で、私は、ですから、委員からそういう提案もあつたので、長期運用をすることで例えば利益をこちらも上げられる、そういうことであります。それはいいわけですから、それが可能かどうかが基本的な私どもの考え方でございます。

○竹谷とし子君 国民に痛みを与える改革を先にやつているんだと思うんですね。この政府の余剰資金というのは、政府内で調整をすれば削減できることで点検をさせていきたいと思います。

○竹谷とし子君 これ、一日三億円以上掛かっていることなんですね、財務省の手元流動性の十兆円持つてあるためのコストだけでも。三億円、一ヶ月じゃない、一日ですね。

新卒採用を六割削減という話がありました。この一千二百億円を、例えば人件費、福利厚生も含めて一千万の人を雇おうとする一万二千人雇えられるわけですよ。(発言する者あり) 仕事はありますよ。ありますよ、それ。

これ、国民の生活が第一って民主党政権は言つていましたけれども、一部の国民の生活を第一にしてほかの人の生活をないがしろにしているんじゃないでしょうか。特に若者、一生懸命、國家公務員目指して勉強してきた方、どれだけ绝望したか。若者の夢を握り潰す政権だなと私は思ひます。

これ、前々回、私、予算委員会で取り上げさせていただきましたけれども、J A L、これ、会社更生法適用前のJ A Lに対しても危機対応業務及び損害担保貸付けで最大八割の政府保証が付く融資が行われて、J A Lの倒産によって四百六十六億円の国民負担が生じるということが会計検査院の報告によつて明らかになりました。

これ、J A Lの公的資金の投入では、特に事業者間の公平性という問題もありました。J A Lは新しくなつてから企業努力によつて生まれ変わつたと思います。サービスが良くなつたという利用者からのお声もありますし、経営成績も改善している。これはすばらしいことだと思いますが、一方で、債務が免除されて身軽になつたんだから新しいサービスに投資できるのは当然だという、ライバル会社はそれまでの負債を背負つたまま競争しなければいけないという、そういう不公平感があります。

うのもありましたが、大企業ばかり目立っています。

中小零細企業、お話を聞いて回っています

けれども、仕事がない、単価が安い、資金繰りが厳しいので、経営者の方々が支払ってきた生命保険料を解約して戻ってきたお金で従業員の方の給与や経費を支払っている。そういう努力をされて何とか倒産しないように頑張っておられる。

この大企業の救済に多額の税金が知らないうちに投じられていました。ということに対して、国民の方は不信感を持っています。これは政府の不信感につながると思います。増税というのは政府への信頼なくしてできないと思います。

こうした状況の中で、改めて、事業再生への公的資金の投入の在り方、また国民への開示、説明責任を果たすということ、これを考えていく時期ではないかというふうに思いますので、最後に、総理の事業再生への公的資金投入の在り方と国民への説明という点で御姿勢を伺いたいと思います。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 基本的にはおっしゃるとおりだと思います。大きな企業へ公的な金融支援をするに当たっては、手続の透明性の確保と、そして国民の皆様にきちんとその意義といふもの説明をしなければいけないということは間違いないというふうに思います。

これ、支援に係るその根拠というのは個別の根拠法はいろいろあると思いますけれども、その根拠法に基づいて、支援に関する基準等に基づいてしっかりと対応することと同時に、一旦その金融支援をした後についても、その後のフォローの説明ということも併せてやっていかなければいけないだろうというふうに思いますので、基本的には御指摘のとおりだと受け止めています。

○竹谷とし子君 時間が来ましたので、終わります。

○中西健治君 みんなの党の中西健治です。

連日、安住大臣とは議論をさせていただいておりますので、それを踏まえて、本日は専ら野田総理にお伺いしたいというふうに考えております。できれば、短い時間ですから、三点お伺いしたい

というふうに考えております。

一点目が、附則百四条についてです。附則百四条、「平成二十年度を含む三年以内の景気回復」というのが法的措置を講ずる前提とされているわけありますけれども、あした閣議決定をして法案を提出する、まさに法的措置を講ずるのがあたります。このことですかから、今日現在、正確にはあした現在ということかもしれません、附則百四条の前提が満たされていると総理はお考えになつてお聞かせください。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 今、中西議員が御指摘をいたいた平成二十一年の税制改正法附則第一百四条の経済状況の好転の解釈でございますけれども、経済が悪化している状況から持ち直し、改善していく過程にある状況のことというものと考えており、名目・実質成長率・物価動向など、種々の経済指標を確認するとともに、経済指標に表れないものも含め、諸要素を総合的に勘案し、判断することとなるというふうに認識をしております。

○中西健治君 ですので、総合的に勘案した上で、満たされているから法案を提出するということでおよろしいですね。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 基本的にはそういうことでござります。

○中西健治君 そうすると、今日時点、あした時点で、経済状況は好転しているというふうに判断される、総合的にですけれども、判断しているといふことによろしいですね。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 先般の月例経済報告でも、景気は緩やかに回復しつつあるということがござります。

二つ目の質問に移らせていただきます。

景気弾力条項、例の名目三%、実質一%の経済成長ということについてお聞きしたいと思いま

す。

昨日の本委員会で、弾力条項に数字を明記で

きない理由を問われて、安住財務大臣は、デフレが続く中で、バブル期を除いて名目三%、実質二%の経済成長を達成したことではなく、高い目標であり、公共投資をしてきても達成できていないというふうに発言をされました。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) ですから、名目、

実質それぞれ三%、二%、十年間の平均であ

りますが、総理、是非見解をお願いいたします。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) です。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) これが、財務大臣として保守的な見解を述べたと

いうことかもしれないでの、野田総理の見解をお伺いしたいんですが、政府としてこの名目三%、

実質二%は、新成長戦略にも掲げているけれども、実際は達成困難だというふうに考えているんじゃないですか。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 新成長戦略でも一

状況が好転しているというふうに総理は言つてい

る。そうなりますと、これから二年後、二〇一四年に増税をする、二〇一五年に増税をする、そ

二十三年度から平成三十二年度までの十年間の平均において名目の経済成長率三%、実質の経済成長率二%程度の経済成長を目指すということが示されています。

そのため、まさに当面はデフレの克服、円高

の克服、努めていかなければなりませんし、十年間でそういう成長ができるよう新成長戦略を加速したり日本再生戦略を具現化したり等々の取組を全力でやつていきたいと思っておりますので、単なる、単なる努力目標じゃなくて、何としても実現すべく頑張つていただきたいと掲げている目標でございます。

○中西健治君 何としても実現していただきたいと思いますけれども、私どもも含めて多くの人が経済状況の好転に関して判断基準を明らかにするべきではないかということを求めております。

そして、私自身は、名目GDPの絶対値でリーマン・ショック前に回復すること、こうしたこと

が一つの指標になるのではないかというふうに考

えておりますが、今総理がおっしゃられた二〇一

年度から二〇二〇年度までの平均で名目三%程度

実質で二%程度というの、二〇一四年、一五年

の増税時期においては判断基準となり得ないこ

とが判斷の材料となり得ないんじやないんです

か。十年の平均を二年後、三年後の時点では判断

材料とはほとんど差はないのではないかと思いま

すが、総理、是非見解をお願いいたします。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) ですから、名目、

実質それぞれ三%、二%、十年間の平均であ

りますが、それを早期に実現させたいということが私どもの思いでございますので、そういう思いで様々な経済政策、総動員をしていただきたいと考えております。

○中西健治君 二〇一四年度、二〇一五年度の時

点で、十年間の平均というのは分かるんですか。

○国務大臣(安住淳君) 中西さん、ですから、そ

ちらに向かって経済がもう今から走り頑張つて出

しますから、そういう中の道筋の過程を取り上げ

て好転というふうな判断をすると。

中西さんがおっしゃるように、私も申し上げたのはファクトです。二十年間で3%行っていないんです。ということは、先ほどから議論がありますけれども、公共投資の在り方とかやつぱり経済政策全体について、その間政権運営のやり方というのは問題があつたとも一つあるので、様々な規制改革等をやりながら成長分野を目指していくということでございます。

○中西健治君 二〇一四年、二〇一五年の時点では、ほとんど判断の材料とはなし得ないだろうなというふうに私自身は思っております。

三点目、歳入庁についてお伺いいたします。

歳入庁について安住大臣に見解をお伺いしたところ、メリット、デメリットをしっかりと見極めて、設置するかしないかも含めて考えるというスタンスを表明されましたけれども、法案に歳入庁創設の検討と書き込む以上は、歳入庁を設置するということが前提ということでおろしいでしょうか。総理の見解を教えてください。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 歳入庁については、今副総理の下で検討チームをつくりさせていただきました。そして四月ごろには中間報告を行なうということになつてきましたけれども、その検討に当たりましては、国民年金保険料等の納付率向上につながるのかという年金に対する信頼回復の視点、それからもう一つは、社会保険行政、税務行政全般の効率性確保に資するかという行政効率化の視点、そして今後導入が見込まれるマイナンバー、給付付き税額控除、新年金制度等にとってふさわしい体制かという新制度への対応とという観点、こういう観点から議論を進めていきたいと思いますが、歳入庁の創設による税と社会保険料を徴収する体制について、いずれにしても国民の皆様の視点に立つて徴収体制を構築するという、そういう観点で検討を進めたいと思います。

○中西健治君 ということは、歳入庁を設置しないといふこともあり得るということですか。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 基本的には、国民の視点に立つた徴収体制をつくるということを前

提に置きながら検討を進めていくということであります。

○中西健治君 二〇〇七年の民主党が国会に提出した法案では、歳入庁は財務省内ではなくて内閣府の外局として設置するということになつておりますが、野田総理の頭の中にはそういうふうになつていますか。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) まさに、制度設計はこの後ですけれども、御指摘のとおり、かつてはそういう構想を考えていたということはあります。

○中西健治君 最後の質問とさせていただきます。この歳入庁の、設置するとすれば、設置する時期というのはタイムラインとしてどのようなものを描いていますか。二〇一四年、二〇一五年の消費税増税ということを踏まえる、そしてマイナンバー制ということも踏まえると、どちら辺に期限を区切つてやろうということをお考えになつてゐるか、お聞かせください。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) それも含めて、検討チームができて四月に中間報告を出すわけですから、その中間報告の中でだんだんとその方向性が見えてくるというふうに思います。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 御党はもう既に法案を出していることは承知をしていますが、そういうものも参考にさせていただきたいと思います。

○中西健治君 タイムスケジュールもしっかりと決めて、早く決めていただきたいと思います。

○大門実紀史君 大門でございます。

○中西健治君 野田総理は大変お疲れさまでございます。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 実は、今日午後、自民党的西田さんと安住大臣の間で大変高度な経済論戦が戦われました。馬がどうしたとか牛がどうしたとか、ちょっと高度過ぎたとか牛がどうしたとか、ちょっと高度過すぎで分からぬところもありましたけれども、それに触発されて私も若干、ちょっと経済の問題で、ちょっと通告したのと若干違いますけれども、議論させてもらいたいと思いますが、短い時間ですので、ちょっとお願いします。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) お聞かせください。

今日も議論あつたんですけども、今のデフレの原因の一つとして、私、賃金の下落というのがやはり大きな要因の一つだと思いますが、まず総理の認識を伺いたいと思います。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 基本的には、需給のギャップが存在をしているということが大きい原因だというふうに思いますが、残念ながら、雇用形態の在り方も含めて賃金の動向を見ると、厳しい状況にあるということも一つの要因ではあるというふうに思います。

○大門実紀史君 実は、私、もうこれは十年ぐらいい前ですかね、竹中平蔵さんがおられたころですから、そのころからデフレの問題は議論になつておりまして、簡単に言いますと、やっぱり今のデフレはどうなつていいかというと、賃金の下落と物価の下落が悪循環を繰り返してずっとといつてゐると、あのころは失われた十年というのがございまして、物が売れない、不況だと。物を売るためには物の値段を下げりやすいんじやないかと。価格破壊とかが、言葉がはやつて値下げ競争が行われると。同時に、値下げするにはコストダウンしなきやいけませんから、どこでコストダウンするかというと、一番削りやすいのは賃金だと。同時に、そのころに小泉さん、竹中さんの構造改革論が出てきて、規制緩和をやって非正規雇用を増やす、自己責任だというようなことで重なつていつたわけです。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 物の値段は下げられましたけれども、取りあえずはそれで物が売れたらかも分かりませんが、逆にさつき言つた構造改革等々で、物を買う力がどんどん小さくなつたと。そうすると、また物は売れなくなるわけですね。それでまた物の値段を下げると、今度はユニークロが出てきたり、またやり始めて、つまり賃金の下落と物価の下落は悪循環をずっと繰り返していると。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) そこでこの連鎖を断ち切る必要があるんではなかるということで、菅総理のときにそういう議論をさせてもらつて、予算委員会でしたか、まず粗利益です。利益プラス人件費ですよね。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) この付加価値税というのは結局、事業者が納稅義務者ですから、事業者に対し、おたく、あの売上げでもらつた5%、今だつたら5%，それから仕入れに払つたであろう5%引いて納めなさいといふことをただ事業者に課しているだけなんですよ。その事業者が実際問題、5%もらえよう

だと、中小企業を支援しながらだといふ議論もさせてもらつて、当時菅さんは、その前段の議論も含めてそういう方向で努力したいというふうなことをおっしゃつたりして、いたわけでございます。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) そういう認識があるかと思うんですけれども、一方で消費税増税ということをございます。総理は、消費税増税が賃金にどういう影響を与えるか、どのようにお考えでしょうか。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) もちろん、今余り給料の伸び、賃金の伸びがない中で、消費税がかかる、負担が増えるということになると、一つは可処分所得が減るということにつながるという御懸念のお話だというふうに思います。それは確かに、それはその面があるかと思います。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 一方で、逆に言うと、今回の国民の皆様の負担のお願いというのは、一番心配をされている社会保険の不安をなくしていくことなどでございまして、その将来の不安がなくなる分、それは財布のひもが少し緩くなる部分もあるかもしれません。そのことによつて消費が喚起され、経済活性化につながるという面もあるのではないかというふうに思います。

○大門実紀史君 今回の提案は社会保障の不安などなくなりません。むしろ広がりますね。今の改革案、あんなもので何が、将来不安なくなるなんて誰も思つていません。だから、反対がずっと増えているわけですね。

○内閣総理大臣(野田佳彦君) もつと直接的な原因でお考へいただきたいのは、消費税というのは、外国では消費税という言葉が使われてますね、欧米では、付加価値税です。付加価値税というのは何かと云うと、付加価値に掛かる税金だから付加価値税と言つていい方しませんね、欧米では、付加価値税ですね。付加価値税というのは何かと云うと、付加価値の付加価値税というのは結局、事業者が納稅義務者ですから、事業者に対し、おたく、あの売上げでもらつた5%、今だつたら5%，それから仕入れに払つたであろう5%引いて納めなさいといふことをただ事業者に課しているだけなんですよ。その事業者が実際問題、5%もらえよう



○委員長(尾立源幸君) 関税定率法等の一部を改正する法律案、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案及び保険業法等の一部を改正する法律案の三案を一括して議題三案に対する質疑は既に終局しておりますので、これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

まず、関税定率法等の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(尾立源幸君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、塚田君から発言を求められておりますので、これを許します。塚田一郎君。

○塚田一郎君 私は、ただいま可決されました関税定率法等の一部を改正する法律案に対し、民主党・新緑風会、自由民主党・たちあがれ日本・無所属の会、公明党、みんなの党及び日本共産党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。案文を朗読いたします。

関税定率法等の一部を改正する法律案に對する附帯決議案

政府は、次の事項について、十分分配慮すべきである。

一 東日本大震災により多大な被害を受けた地域における復旧・復興を図るため、被災者の状況に十分配慮した税関手続の弾力的な対応に引き続き努めるとともに、被災地域の物流・貿易の円滑化、活性化に向けた税関による支援策を積極的に実施すること。

一 関税率の改定に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある对外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。

由民主党・たちあがれ日本・無所属の会、公明党を改正する法律案に対し、民主党・新緑風会、自由民主党・たちあがれ日本・無所属の会、公明党に寄与するよう努めること。

一 最近におけるグローバル化の進展等に伴い、税関業務が増大し、複雑化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図るために、適切な専門性を要する職務に従事する税関職員の待遇改善、機構の充実及び職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(尾立源幸君) ただいま塚田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(尾立源幸君) 全会一致と認めます。

よって、塚田君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○委員長(尾立源幸君) ただいま塚田君から提出されました附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(尾立源幸君) 全会一致と認めます。

よって、塚田君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○委員長(尾立源幸君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨に沿つて配意してまいりたいと存じます。

○委員長(尾立源幸君) 次に、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(尾立源幸君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(尾立源幸君) ただいま可決されました銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(尾立源幸君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(尾立源幸君) ただいま可決されました銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

及びみんなの党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府及び関係者は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 欧州債務危機等を端緒とする世界的な金融資本市場の混乱が、続く中、銀行等の保有株式取得機構が金融資本市場のセーフティネットとしての役割を果たすことは重要であるとの認識の下、今般、銀行等の保有株式取得機構による株式等の買取りの期限を延長するという措置を決定したこと重く受け止め、的確な効果を発現できるよう最大限の努力をすること。

一 銀行等の保有株式取得機構による株式等の買取りに当たっては、市場の状況を十分に勘案すること。例えば、株価の上昇が続き、銀行等の保有株式取得機構があえて買取りを行う必要がないと認められるような場合には、買取期間を設定しないことにより、株式等の買取りを停止する等、銀行等の保有株式取得機構の本来の目的を適切に果たすことができるよう努めること。

一 持合事業法人からの銀行株の買取りに当たっては、他の銀行の株主との公平性に配意し、持合解消に資する場合等に限定するといった運用を図ること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(尾立源幸君) ただいま塚田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(尾立源幸君) 多数と認めます。

よって、塚田君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○委員長(尾立源幸君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨に沿つて配意してまいりたいと存じます。

○委員長(尾立源幸君) 次に、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(尾立源幸君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(尾立源幸君) ただいま可決されました銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(尾立源幸君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(尾立源幸君) ただいま可決されました銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

て、塚田君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、自見内閣府特命担当大臣から発言を求めておりましたので、この際、これを許します。自見内閣府特命担当大臣。

○國務大臣(自見庄三郎君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても、御趣旨を踏まえまして配意してまいりたいと存じます。

○國務大臣(自見庄三郎君) 次に、保険業法等の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(尾立源幸君) 次に、保険業法等の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(尾立源幸君) 多数と認めます。

よつて、本案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(尾立源幸君) 三案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じます。

○委員長(尾立源幸君) 御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(尾立源幸君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(尾立源幸君) 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るために、臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案及び株式会社企業再生支援機関法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

兩案に対する質疑は既に終局しておりますので、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○中西健治君 私は、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るために、臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案並びに株式会社企業再生支援機関法の一部を改正する法律案に対し反対の立場から討論をさせていただきます。

金融円滑化法は、金融機関の隠れ不良債権や業活性化に真に資しているのかについてかねてより問題点が指摘されているところから、昨年三月

の法案延長の審議の際には、今後、政策効果の判断をより的確に行うために、金融庁に対し、条件変更を繰り返し行っている融資先の実情を把握すべきことを指摘し、かつ金融庁もその必要性を認識していると答弁したにもかかわらず、一度、三度、条件変更を行った貸出先の数も貸出総額も把握していないことが判明しました。また、それぞれの金融機関につき、円滑化法の求めに応じる形で条件変更を行った債権額や引き当てる率についても実情が把握されておりません。

そうした政府の不誠実な対応では、昨年の延長による政策効果は全く明らかではなく、多々指摘されている問題点につき懸念を拭うことはできず、今回の再延長は到底認めるわけにはいきません。企業再生支援機構法案についても、企業再生支援機構の体制やこれまでの支援実績を勘案すると、金融円滑化法が対象としている膨大な数の中、小企業の支援を行うための出口戦略として有効に機能できるとは考えられません。

支援機構は、新規案件の受入れ期限の延長を行うのではなく、各都道府県の企業再生支援協議会へのスキルトランスマスターにこそ全力を尽くすべきであります、その受け手である再生支援協議会の強化等の対応も何ら行われておらず、本法案の趣旨には全く賛同できるものではありません。

産業の新陳代謝を阻害し、金融システムの健全性も損ないかねない、また、そうした企業に雇用される人々の将来をも摘み取つてしまつていて本法案には断固として反対である旨を申し上げ、私の反対討論とさせていただきます。

○大門 実紀史君 中小企業金融円滑化法改正案に賛成、企業再生支援機構改正案に反対の立場から討論をいたします。

中小企業金融円滑化の延長は、現下の厳しい中小企業の経営環境等から当然の措置であります。

次に、企業再生支援機構法改正案です。

企業再生支援機構は、今までほとんど大企業だけを支援してまいりました。支援対象は地域経済の再建に資する産業であるとされていますが、本

機関から出資を受けた企業は大企業が九八・七%

を占め、融資額も大企業が九九・八%を占めております。

また、企業再生支援機構の出資金が毀損した場合、国民の税金で負担させられる仕組みも何ら改善されておりません。

昨年十月に支援申込みの受付を終了したにもかかわらず、今回、金融円滑化法の延長に乗じ、わざわざ延長する本当の目的は、単なる組織の存続、また、中小企業救済などではなく、特定の大企業の救済のためであるとの疑念は払拭できません。

案文を朗読いたします。

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案に対し、民主党・新緑風会、自由民主党・た

ちあがれ日本・無所属の会及び公明党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

政府及び関係者は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律を今回に限り一年間再延長するに当たっては、中小企業者等の経営改善につながる支援を強力に推し進めしていく必要があるとの再延長の趣旨に鑑み、

金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮と合わせて、株式会社企業再生支援機構を中心とする関係機関との協力の下、中小

企業者等の事業再生等に向けた総合的な出口戦略を講ずること。

一 株式会社企業再生支援機構の主たる目的は地域の中堅・中小企業の事業再生であるにもかかわらず、地域経済と関わりの薄い大企業

も支援対象としてきたことについて、真摯に検証するとともに、今後は、「株式会社企業再生支援機構法」制定時の趣旨に則り、地域

経済活性化のために、中堅・中小企業を主たる支援対象とするよう留意すること。

一 再生支援を行つてゐる事業者について、出資した株式等の処分に際して、国民負担ができる限り生じることのないよう適切な進捗管理等に努めること。

一 株式会社企業再生支援機構は、民間専門家の能力を結集し、地域経済の活性化に資する

案件の一層の推進に向けて、延長された支援期間における業務については、機構の特色で

ある民間人材の知見・ネットワークを最大限に活用しつつ、中堅・中小企業の再生支援を

より進めていくよう尽力すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(尾立源幸君) ただいま塚田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(尾立源幸君) 多数と認めます。よつて、塚田君提出の附帯決議案は多数をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、自見内閣府特命担当大臣及び古川内閣府特命担当大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。自見内閣府特命担当大臣。

○國務大臣(自見庄三郎君) ただいま御決議のありました中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案に関する事項につきましては、政府どいたしましても御趣旨を踏まえて配意してまいりたいと存じます。

○委員長(尾立源幸君) 古川内閣府特命担当大臣。

○國務大臣(古川元久君) 株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案について、たゞ御決議のありました事項につきましては、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

○委員長(尾立源幸君) なお、兩案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(尾立源幸君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時十五分散会

法律案に対し、民主党・新緑風会、自由民主党・たちあがれ日本・無所属の会及び公明党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

政府及び関係者は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律を今回に限り一年間再延長するに当たっては、中小企業者等の経営改善につながる支援を強力に推し進めていく必要があるとの再延長の趣旨に鑑み、

金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮と合わせて、株式会社企業再生支援機構を中心とする関係機関との協力の下、中小

企業者等の事業再生等に向けた総合的な出口戦略を講ずること。

一 株式会社企業再生支援機構の主たる目的は地域の中堅・中小企業の事業再生であるにもかかわらず、地域経済と関わりの薄い大企業

も支援対象としてきたことについて、真摯に検証するとともに、今後は、「株式会社企業再生支援機構法」制定時の趣旨に則り、地域

経済活性化のために、中堅・中小企業を主たる支援対象とするよう留意すること。

一 再生支援を行つてゐる事業者について、出資した株式等の処分に際して、国民負担ができる限り生じることのないよう適切な進捗管理等に努めること。

一 株式会社企業再生支援機構は、民間専門家の能力を結集し、地域経済の活性化に資する

案件の一層の推進に向けて、延長された支援期間における業務については、機構の特色で

ある民間人材の知見・ネットワークを最大限に活用しつつ、中堅・中小企業の再生支援を

より進めていくよう尽力すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(尾立源幸君) ただいま塚田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(尾立源幸君) 多数と認めます。よつて、塚田君提出の附帯決議案は多数をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、自見内閣府特命担当大臣及び古川内閣府特命担当大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。自見内閣府特命担当大臣。

○國務大臣(自見庄三郎君) ただいま御決議のありました中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案に関する事項につきましては、政府どいたしましても御趣旨を踏まえて配意してまいりたいと存じます。

○委員長(尾立源幸君) なお、兩案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(尾立源幸君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時十五分散会

法律案を改正する法律案及び株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案

案文を朗読いたします。

政府及び関係者は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律を今回に限り一年間再延長するに当たっては、中小企業者等の経営改善につながる支援を強力に推し進めいく必要があるとの再延長の趣旨に鑑み、

金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮と合わせて、株式会社企業再生支援機構を中心とする関係機関との協力の下、中小

企業者等の事業再生等に向けた総合的な出口戦略を講ずること。

一 株式会社企業再生支援機構の主たる目的は地域の中堅・中小企業の事業再生であるにもかかわらず、地域経済と関わりの薄い大企業

も支援対象としてきたことについて、真摯に検証するとともに、今後は、「株式会社企業再生支援機構法」制定時の趣旨に則り、地域

経済活性化のために、中堅・中小企業を主たる支援対象とするよう留意すること。

一 再生支援を行つてゐる事業者について、出資した株式等の処分に際して、国民負担ができる限り生じることのないよう適切な進捗管理等に努めること。

一 株式会社企業再生支援機構は、民間専門家の能力を結集し、地域経済の活性化に資する

案件の一層の推進に向けて、延長された支援期間における業務については、機構の特色で

ある民間人材の知見・ネットワークを最大限に活用しつつ、中堅・中小企業の再生支援を

より進めていくよう尽力すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(尾立源幸君) ただいま塚田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(尾立源幸君) 多数と認めます。よつて、塚田君提出の附帯決議案は多数をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、自見内閣府特命担当大臣及び古川内閣府特命担当大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。自見内閣府特命担当大臣。

○國務大臣(自見庄三郎君) ただいま御決議のありました中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案に関する事項につきましては、政府どいたしましても御趣旨を踏まえて配意してまいりたいと存じます。

○委員長(尾立源幸君) なお、兩案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(尾立源幸君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時十五分散会

法律案を改正する法律案及び株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案

案文を朗読いたします。

政府及び関係者は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律を今回に限り一年間再延長するに当たっては、中小企業者等の経営改善につながる支援を強力に推し進めいく必要があるとの再延長の趣旨に鑑み、

金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮と合わせて、株式会社企業再生支援機構を中心とする関係機関との協力の下、中小

企業者等の事業再生等に向けた総合的な出口戦略を講ずること。

一 株式会社企業再生支援機構の主たる目的は地域の中堅・中小企業の事業再生であるにもかかわらず、地域経済と関わりの薄い大企業

も支援対象としてきたことについて、真摯に検証するとともに、今後は、「株式会社企業再生支援機構法」制定時の趣旨に則り、地域

経済活性化のために、中堅・中小企業を主たる支援対象とするよう留意すること。

一 再生支援を行つてゐる事業者について、出資した株式等の処分に際して、国民負担ができる限り生じることのないよう適切な進捗管理等に努めること。

一 株式会社企業再生支援機構は、民間専門家の能力を結集し、地域経済の活性化に資する

案件の一層の推進に向けて、延長された支援期間における業務については、機構の特色で

ある民間人材の知見・ネットワークを最大限に活用しつつ、中堅・中小企業の再生支援を

より進めていくよう尽力すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(尾立源幸君) ただいま塚田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(尾立源幸君) 多数と認めます。よつて、塚田君提出の附帯決議案は多数をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、自見内閣府特命担当大臣及び古川内閣府特命担当大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。自見内閣府特命担当大臣。

○國務大臣(自見庄三郎君) ただいま御決議のありました中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案に関する事項につきましては、政府どいたしましても御趣旨を踏まえて配意してまいりたいと存じます。

○委員長(尾立源幸君) なお、兩案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(尾立源幸君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時十五分散会

法律案を改正する法律案及び株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案

案文を朗読いたします。

政府及び関係者は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律を今回に限り一年間再延長するに当たっては、中小企業者等の経営改善につながる支援を強力に推し進めいく必要があるとの再延長の趣旨に鑑み、

金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮と合わせて、株式会社企業再生支援機構を中心とする関係機関との協力の下、中小

企業者等の事業再生等に向けた総合的な出口戦略を講ずること。

一 株式会社企業再生支援機構の主たる目的は地域の中堅・中小企業の事業再生であるにもかかわらず、地域経済と関わりの薄い大企業

も支援対象としてきたことについて、真摯に検証するとともに、今後は、「株式会社企業再生支援機構法」制定時の趣旨に則り、地域

経済活性化のために、中堅・中小企業を主たる支援対象とするよう留意すること。

一 再生支援を行つてゐる事業者について、出資した株式等の処分に際して、国民負担ができる限り生じることのないよう適切な進捗管理等に努めること。

一 株式会社企業再生支援機構は、民間専門家の能力を結集し、地域経済の活性化に資する

案件の一層の推進に向けて、延長された支援期間における業務については、機構の特色で

ある民間人材の知見・ネットワークを最大限に活用しつつ、中堅・中小企業の再生支援を

より進めていくよう尽力すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(尾立源幸君) ただいま塚田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(尾立源幸君) 多数と認めます。よつて、塚田君提出の附帯決議案は多数をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、自見内閣府特命担当大臣及び古川内閣府特命担当大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。自見内閣府特命担当大臣。

○國務大臣(自見庄三郎君) ただいま御決議のありました中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案に関する事項につきましては、政府どいたしましても御趣旨を踏まえて配意してまいりたいと存じます。

○委員長(尾立源幸君) なお、兩案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(尾立源幸君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時十五分散会

法律案を改正する法律案及び株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案

案文を朗読いたします。

政府及び関係者は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律を今回に限り一年間再延長するに当たっては、中小企業者等の経営改善につながる支援を強力に推し進めいく必要があるとの再延長の趣旨に鑑み、

金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮と合わせて、株式会社企業再生支援機構を中心とする関係機関との協力の下、中小

企業者等の事業再生等に向けた総合的な出口戦略を講ずること。

一 株式会社企業再生支援機構の主たる目的は地域の中堅・中小企業の事業再生であるにもかかわらず、地域経済と関わりの薄い大企業

も支援対象としてきたことについて、真摯に検証するとともに、今後は、「株式会社企業再生支援機構法」制定時の趣旨に則り、地域

経済活性化のために、中堅・中小企業を主たる支援対象とするよう留意すること。

一 再生支援を行つてゐる事業者について、出資した株式等の処分に際して、国民負担ができる限り生じることのないよう適切な進捗管理等に努めること。

一 株式会社企業再生支援機構は、民間専門家の能力を結集し、地域経済の活性化に資する

案件の一層の推進に向けて、延長された支援期間における業務については、機構の特色で

ある民間人材の知見・ネットワークを最大限に活用しつつ、中堅・中小企業の再生支援を

より進めていくよう尽力すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(尾立源幸君) ただいま塚田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(佐藤ゆかり 委員資料)

平成24年3月29日 参議院財政金融委員会 自由民主党・たちあがれ日本・無所属の会 佐藤ゆかり

## プライスリーダーとプライスフォロワーの業績比較(1998年～2000年)

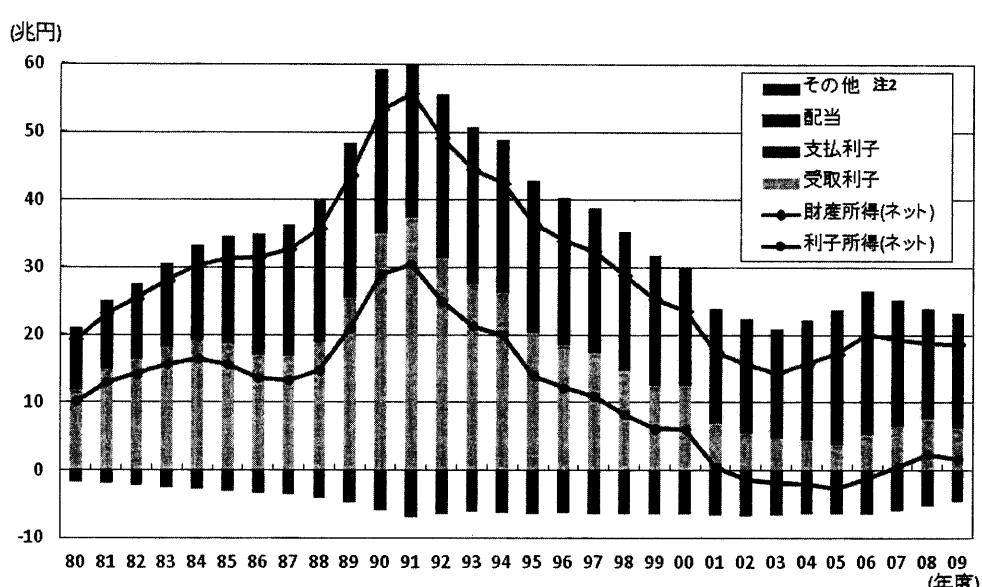
	プライスリーダー	プライスフォロワー
販売単価	11.6%引下げ	11.7%引下げ
売上高	8.4%増	3.9%減
原材料調達費	4.9%減	5.4%減
事業コスト	0.3%増	5.7%減
物流コスト	0.6%増	3.7%減
販売コスト	3.3%増	2.3%減
総人件費	6.8%増	3.8%減

出典：経産省「デフレに関するアンケート調査」(2002年)をもとに佐藤ゆかり事務所作成

注：プライスリーダー企業では原材料調達費の削減などにより大幅値下げを実現、市場シェアの拡大により、事業費削減を要せず利益を獲得。結果として、プライスリーダー企業に勤める労働者の所得は上がる。一方、プライスフォロワー企業では、同様の値下げに追随しても、採算割れ回避のため事業費や人件費の大幅削減に追い込まれる。業界雇用の大半がプライスフォロワー企業にあるため、業界労働者全体でみた平均賃金は下落する。

P.1

平成24年3月29日 参議院財政金融委員会 自由民主党・たちあがれ日本・無所属の会 佐藤ゆかり

家計<sup>注1</sup>の利子所得等の推移

出典：内閣府「国民経済計算」より佐藤ゆかり事務所作成

注1 家計は個人企業を除く。

2 「その他」は保険契約者に帰属する財産所得+賃貸料

P.2

平成24年3月29日 参議院財政金融委員会 自由民主党・たちあがれ日本・無所属の会 佐藤ゆかり

## 民間金融機関貸出の内訳(前年比)

	2010年				2011年				2011年12月末残高 (兆円) (構成比(%))
	3月末	6月末	9月末	12月末	3月末	6月末	9月末	12月末	
残高(兆円)	695	685	683	682	690	681	686	689	
民間金融機関貸出計	▲4.3	▲4.0	▲3.2	▲2.8	▲0.8	▲0.6	0.4	1.1	689( 100.0)
うち中央銀行向け	▲0.5	▲0.6	1.0	2.5	2.9	5.7	6.3	5.9	26( -3.7)
うち地方金融機関向け	12.0	12.0	11.3	11.6	9.0	6.9	5.1	6.5	29( -3.8)
うち民間非金融法人向け	▲4.5	▲2.2	▲0.7	▲2.0	▲2.4	▲1.8	0.1	1.8	250( 36.3)
うち公的非金融法人向け	▲9.9	▲10.7	▲10.3	▲11.6	▲10.8	▲10.2	▲8.7	▲7.6	9( -1.3)
うち家計向け	▲1.9	▲2.2	▲2.1	▲1.8	▲1.6	▲1.5	▲1.1	▲0.8	250( 36.3)
うち対家計民間非営利団体向け	4.1	2.6	4.2	2.3	▲2.2	2.7	0.4	7.2	9( -1.3)
うち金融機関向け	▲19.3	▲15.6	▲8.0	1.9	14.7	12.1	16.9	21.6	41( -6.1)
うち金融機関向け	▲8.6	▲12.9	▲15.9	▲13.5	▲2.3	▲2.5	▲3.9	▲5.9	78( -11.3)

出典：日銀「資金循環統計」より佐藤ゆかり事務所作成。

注：1 時価ベースの金額。

2 民間金融機関貸出は、「預金取扱機関」、「保険・年金基金」、「その他金融仲介機関」及び「非仲介型金融機関」の各部門における取引項目

「民間金融機関貸出」を合計している。

3 対家計民間非営利団体とは、公益法人等で家計に対する非営利性のサービスを提供する法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人が含まれる。

P.3

平成24年3月29日 参議院財政金融委員会 自由民主党・たちあがれ日本・無所属の会 佐藤ゆかり

## 消費税における主な非課税対象

### 税の性格から非課税対象としているもの

- 土地の譲渡取得費及び貸付料
- 有価証券・小切手・手形等の取得費
- 貸付金の利子等
- 印紙・物品切手等の取得費
- 行政手数料等
- 外国為替取引手数料等

### 社会政策的配慮から非課税対象としているもの

- 医療保険各法等の医療費
- 介護保険法の規定に基づく住宅サービス・施設サービス等の料金
- 社会福祉法に規定する社会福祉事業及び社会福祉事業に類する事業等にかかる費用
- 助産料
- 埋葬料、火葬料
- 身体障害者用物品の取得費・貸付け料等
- 学校教育法による学校等の授業料・入会金・施設設備費・学籍証明等手数料
- 教科書用図書の取得費
- 賃貸住宅の賃料

出典：財務省資料より佐藤ゆかり事務所作成

P.4





平成二十四年四月二十日印刷

平成二十四年四月二十三日発行

参議院事務局

印刷者

国立印刷局

〇